

日本放送協会令和5年度業務報告書及び
総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和6年12月6日
総務省情報流通行政局

日本放送協会令和5年度業務報告書及び 総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

日本放送協会令和5年度業務報告書	1
日本放送協会令和5年度業務報告書に付する総務大臣の意見	157
日本放送協会令和5年度業務報告書に添える監査委員会の意見書	165

日本放送協会令和5年度業務報告書

目 次

第1章	事業の概況	5
第2章	放送番組の概況	13
第3章	放送番組に関する世論調査及び研究	34
第4章	営業及び受信関係業務の概況	37
第5章	視聴者関係業務の概況	40
第6章	放送設備の建設改修及び運用の概況	44
第7章	放送技術の研究	46
第8章	業務組織の概要及び職員の状況	50
第9章	内部統制に関する体制等及びその運用状況	56
第10章	財政の状況	63
第11章	子会社等の概要	67
第12章	その他	69
資	料	73

(注)

- ・日本放送協会の事業年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。本報告書に記載している4月から12月までの日付については、特に断りのないかぎり、令和5年の当該日付を指している。また、各法令の条文番号は、特に断りのないかぎり、年度末における当該法令に基づき記載している。
- ・第1章及び第10章に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

第1章 事業の概況

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として、放送法に基づき設立された法人である。

（協会の沿革 資料1）

令和5年度は、中期経営計画「NHK経営計画（2021－2023年度）」の最終年度として、5年1月に修正した計画に基づき、業務を遂行した。5つの重点項目のうち「安全・安心を支える」、「あまねく伝える」を強化するとともに、業務の諸改革を検証し、さらに発展させる取り組みを行った。

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）により改正された放送法を受けて、受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金の制度の運用を開始した。また、還元目的積立金の積立を行った。

10月、構造改革や経営努力の成果を視聴者へ還元するため、地上契約、衛星契約ともに1割の放送受信料額の改定（値下げ）を実施するとともに、受信料体系の見直しを行い、地上契約は1,100円、衛星契約は1,950円（いずれも月額）等とした。また、学生への免除を拡大した。

12月、衛星放送について、BS1、BSプレミアム及びBS4Kを再編し、NHKBS及びNHKBSプレミアム4K（BSP4K）を開始した。BSプレミアムを放送していたBS103チャンネルの業務は、6年3月末で廃止した。

6年1月に発生した能登半島地震に際しては、国内放送、国際放送及びインターネットで災害情報、生活関連情報等を伝えるとともに、放送の継続に万全を期した。被災地で地上テレビジョン放送が視聴できない状況が発生したことを受け、6年1月以降、BS103チャンネルで石川県内の総合テレビジョンの同時放送を行った。（BS103チャンネルの業務を廃止した6年4月以降は、臨時目的放送に係る総務大臣の認可を受け、同放送を継続した。）また、総務大臣の承認を受けて、放送受信料の免除の範囲・期間を拡大した。

6年1月、「NHK経営計画（2024－2026年度）」を策定し、公表した。計画では、究極の使命は「健全な民主主義の発達に資する」こととし、「情報空間の参照点」

を提供すること、「信頼できる多元性確保」に貢献することを経営の基軸として、公共放送の役割を果たしていくこととした。また、適切な資源管理とテクノロジーの力でコンテンツの“質・量”を確保するという事業構造改革を推進し、10月に値下げした受信料額を堅持する方針を示した。

偽・誤情報への対策については、放送等で注意喚起を行うとともに正確な情報を伝えるよう努めた。また、技術研究組合への参画、標準化団体への加入、国際的なメディアネットワークへの加盟を行った。

4月にインターネット活用業務に係る不適切な調達手続きを覚知したことを受けて、会長直下に設置した外部弁護士等の有識者から成る専門委員会の助言も得ながら、問題の所在の整理及び改善策の検討を行った。7月、再発防止策を公表し、意思決定プロセスの見直しや役員向けのリテラシー教育等に取り組んだ。

本年度における協会の業務運営の状況について次章以下に記述するが、これらを概観すれば、次のとおりである。

(1) 国内放送（第2章）

テレビジョンにおいて、地上放送で、デジタル方式により総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送を実施した。衛星放送では、デジタル方式により高精細度テレビジョン放送としてBS1及びBSプレミアム（11月まで）、NHK BS（12月から）の放送を、超高精細度テレビジョン放送としてBS4K（11月まで）、BSP4K（12月から）、BS8Kの放送を実施した。ラジオにおいて、アナログ方式により第1放送、第2放送、FM放送を実施した。

放送番組の編集にあたっては、視聴者の意向を積極的に受け止め、公共放送の使命に徹し、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とし、国内番組基準及び国内放送番組編集の基本計画にのっとり、放送番組の編集を行った。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンでは、平日午前にならぬ新たなニュース番組を編成するなどニュース・報道番組を強化したほか、平日夜間及び日曜夕方家族向けの時間を強化するなど刷新を図り、多彩な番組を編成した。教育テレビジョンでは、平日午後7時台に家族で楽しめる番組を充実したほか、土曜午前に若者層に向けた番組を編成した。このほか、東日本大震災関連番組、戦争と平和を考えるさまざまな番組を編成するなど、特別編成を随時実施した。BS1ではニュース、情報番組等を充実し、BSプレミアムでは、

平日夜間の番組を強化した。NHK BSはBS1とBSプレミアムのエッセンスを凝縮したチャンネルとして、報道、スポーツ、エンターテインメント番組を中心に編成した。BS4Kでは超高精細映像を生かした幅広いジャンルの番組を編成した。BS P4Kは4K放送の普及をけん引するチャンネルとして、自然、歴史、芸術、ドラマ等の超高精細映像の特徴を生かした番組等を編成した。BS8Kでは土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

地上放送及び衛星放送において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送、字幕放送、データ放送を実施した。地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を実施した。

ラジオにおいては、第1放送で平日午前を音楽とゲストのトークを楽しむ時間帯として強化し、FM放送で語学番組を拡充した。このほか、東日本大震災関連番組等、特別編成を随時実施した。

放送番組の編集にあたっては、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、厳正に行った。

5月に放送した「ニュースウオッチ9」で、新型コロナウイルスのワクチン接種後に亡くなった方の遺族を巡り、視聴者を誤認させる、不適切な伝え方をしたことを受けて、ジャーナリストとしての基本姿勢の徹底や提案段階でのリスクチェック機能の強化、責任ある取材・制作体制を構築するための権限や役割の明確化等、再発防止策を導入した。

(2) 国際放送（第2章）

テレビジョンによる協会国際衛星放送（テレビジョン国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施した。世界全域に向けた同一の番組編成による放送を実施するとともに、邦人向け放送については、北米向け及び欧州向けに、受信が容易で現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を実施した。欧州向けは、11月1日にその業務を廃止した。

（北米向けは6年4月1日にその業務を廃止した。）放送番組については、邦人向け放送において日本や世界の最新情報や海外の日本人の安全・安心を支える情報の提供に取り組むとともに、外国人向け放送において日本の文化や地域の魅力を掘り下げて伝える番組の充実を図った。

国際放送及びラジオによる協会国際衛星放送（ラジオ国際放送）については、放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、短波・中波・超短波放送を世界の

15の放送区域に向けて16の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて18の言語により実施した。

放送番組の編集にあたっては、国際番組基準及び国際放送番組編集の基本計画にのっとり、放送番組審議会での意見等を踏まえて実施した。放送番組の考査については、部外のモニターによる番組評価等を参考にして、厳正に行った。

このほか、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無償で提供した。

(3) 放送番組の国際交流（第2章）

放送番組の国際交流を積極的に推進し、海外への番組提供のほか、放送番組の共同制作や交換を行った。

衛星伝送による番組提供を実施し、世界各地の放送事業者等に対して提供を行った。

(4) インターネット活用業務（第2章）

総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを活用して放送番組等（放送番組及び理解増進情報）を提供した。放送番組等を一般の利用に供する業務のうち、専ら受信料を財源とするものとして、地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信「NHKプラス」のサービスを実施したほか、既放送番組や放送番組を解説・補足する番組関連情報等を提供した。利用者負担によるものとして、「NHKオンデマンド」のサービスを実施した。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う事業者が放送番組を提供した。

(5) 調査研究（第3章及び第7章）

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を推進した。放送番組については、各種世論調査を行ったほか、デジタル時代のメディアに関する調査研究等を実施した。放送技術については、イマーシブメディアの研究、ユニバーサルサービスの研究、フロンティアサイエンスの研究を進めた。

調査研究の成果は、放送の実施等にあたって活用したほか、研究発表等により、広く一般に公表した。また、外部に対して各種の技術協力を行った。

(6) 営業及び受信関係業務（第4章）

受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、インターネット等を通じた受信契約の自主申し出につなげる取り組みや、契約取次業務の各種事業者団体等への委託を実施した。契約・収納業務全般を委託する法人委託は、契約終了をもって順次縮小し、9月末に終了した。

受信料未払いの契約者に対する裁判所への支払督促の申立てを実施するとともに、受信契約未締結者に対する民事訴訟を提起した。

年度末における放送受信契約件数は、地上契約2,155万（うち有料の受信契約は1,919万）、衛星契約等（衛星契約及び特別契約）2,263万（同2,188万）、契約総数4,418万（同4,107万）であった。年度内の増減は、契約総数において30万（同37万）の減少、衛星契約等において5万（同10万）の減少であった。

全国の放送局で受信に関する技術相談に応じるなど、放送の受信環境の維持・改善のための諸活動を実施した。

(7) 視聴者関係諸活動（第5章）

視聴者との結びつきを一層強化するため、視聴者関係業務を総合的に推進した。

事業運営や放送番組等に関する広報活動を実施したほか、公共放送として視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。視聴者からの問い合わせに対して情報提供を行うとともに、放送、インターネット等の活用により、事業活動や財務内容等に関する情報を積極的に提供した。視聴者からの文書開示の求めに対しては、NHK情報公開規程に基づいて適切に対応した。業務に関して視聴者から寄せられた苦情その他の意見は309万件であり、これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を業務改善につなげた。このほか、視聴者との交流活動、公開番組等を全国各地で実施した。

(8) 放送設備の建設及び運用（第6章）

地上放送網の整備については、ラジオで、第1放送の名古屋局（愛知）の移転準備を進めた。

衛星テレビジョン放送については、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて実施するとともに、同社に対して、放送衛星の運用に関する技術協力を行った。

また、良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を実施する

とともに、災害に備えた機能強化を進めた。

放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。川口施設（仮称）の建設工事を開始した。津波による浸水に備え、高知放送会館のサブステーションの整備を進めた。

放送設備の運用については、年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン2,214局、教育テレビジョン2,185局、ラジオで、第1放送281局、第2放送146局、FM放送532局を運用した。

(9) 業務組織・職員（第8章）

経営委員会は23回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議状況については、議事録の公表や委員長の報道機関への説明等により、情報を公開した。

監査委員会は23回開催され、監査実施方針の決定等を行ったほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や執行組織及び子会社等からの聴取を実施した。

理事会は30回開催され、協会の業務執行に関する事項について審議した。

組織・業務体制の見直し、子会社等への業務の委託等業務全般にわたる合理的、効率的な運営に努め、要員については、報道・制作体制の強化や業務体制の見直し等により配置の見直しを行った。長時間労働に頼らない組織風土づくりを進めるとともに、健康への意識醸成等の健康確保施策に取り組んだ。

このほか、環境に配慮した経営を推進した。

(10) 内部統制に関する体制整備・運用（第9章）

経営委員会、監査委員会、会長・副会長・理事はそれぞれの職務にあたり、放送法第29条第1項第1号ロ及び放送法施行規則第17条に規定する事項の経営委員会議決（監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決（協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決）、放送法第29条第1項第1号クに規定する事項の経営委員会議決を遵守し、必要な体制を整備するとともにその体制を運用した。

(11) 財政の状況（第10章）

収支（一般勘定）については、事業収入は6,531億円で、受信料や前々年度以前受信料の増加等により、予算に対し91億円の超過となった。事業支出は6,668億円で、効率的な事業運営に努め、経費の削減に取り組んだこと等により、51億円の予算残となった。事業収支差金は△136億円となった。資本収支差金は136億円となり、この全額を事業収支差金の不足に補てんした。年度末において、翌年度以降の財政安定のための繰越金は527億円となり、還元目的積立金は1,954億円となった。

(12) 子会社等の概要（第11章）

子会社等は、年度末において、22団体であった。子会社等からの配当の受取額は12億1千万円、副次収入は45億8千万円であった。

子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組みについて、外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイトに公表した。

一般財団法人NHKサービスセンター等4者が統合し、一般財団法人NHK財団が発足した。あわせて、公益財団法人NHK交響楽団を一般財団法人NHK財団の子法人とした。

6年度の事業運営において対処すべき重点課題は、次のとおりである。

<究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと（放送法第1条）>

今、日本の公共放送（メディア）NHKに何が求められているのか>

- ・「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

- ・「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

<コンテンツ戦略 6つの柱>

- (1) デジタルと放送が連携して 災害時になくてはならない命綱に
- (2) “フェイク”の時代だからこそ 顔の見える信頼のジャーナリズム
- (3) 民主主義の一翼を担い 平和で持続可能な世界の構築に貢献
- (4) 世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ
- (5) 未来を見つめ 人生を豊かにする 教養・エンターテインメント

(6) 幅広いジャンルと地域情報で 多様性・多元性の実現

<構造改革による経費削減>

(1) “コンテンツ戦略6つの柱”を資源配分の基準とした“選択と集中”

(2) 設備投資など固定的経費への軒り込み

(3) 営業経費の削減や管理間接業務のスリム化・高度化

(4) 経常的経費の削減

第2章 放送番組の概況

1 国内放送

(1) 番組の編成

ア 重点事項

放送番組の編集にあたっては、公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能を一層向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とし、国内番組基準にのっとり実施した。視聴者の信頼と多様な要望に応えるため、国内放送番組編集の基本計画に次の項目を年度重点事項として定め、放送番組の編集を行った。

- ① デジタル時代に新たな公共性を確立
- ② 時代を超えるNHKならではのコンテンツを提供
- ③ 地元密着と地域連携を強化
- ④ 映像・音声資産の再構築と価値還元

イ テレビジョン

(7) 地上放送

総合テレビジョンでは、広く一般を対象に、国民の生活・視聴態様に対応して、報道、教育、教養、娯楽の各分野にわたり調和ある編成を行った。教育テレビジョンでは、教育番組を中心とし、教養番組を効果的に編成するとともに、報道番組若干を編成した。地域向けの放送としては、地域に密着したニュース・情報番組を中心に編成するとともに、地域の実情に応じた特集番組を随時編成した。視聴者の多様な要望に応えるため、時間帯によってチャンネルを2つに分割して放送するマルチ編成を行った。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、総合テレビジョンでは、平日午前新たなニュース番組を編成するなどニュース・報道番組を強化したほか、平日夜間及び日曜夕方の家族向けの時間を強化するなど刷新を図り、多彩な番組を編成した。教育テレビジョンでは、平日午後7時台に家族で楽しめる番組を充実したほか、土曜午前に若者層に向けた番組を編成した。10月、番組改定を行い、総合テレビジョンの編成の一部刷新等を行った。このほか、東日本大震災関連番組、夏期特集として戦争と平和を考える番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。また、ウクライナ情勢に関しては、新設した報道番組等で最新の動きを放送した。

(4) 衛星放送

(a) 高精細度テレビジョン放送

高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、それぞれの波の個性を明確にする編成を行った。BS1では、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かし、内外の最新の動向を伝える番組やスポーツ番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。BSプレミアムでは、過去の優れた文化の保存や文化の育成・普及を図る番組を編成した。BSプレミアムの11月末までの総放送時間のうち、外部制作事業者への委託等により制作した番組の割合は19.3%であり、企画競争等を通じ制作委託したり外部制作事業者が制作参加したりした番組の割合は43.6%であった。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS1では、日本国内・世界の最新動向に対する視聴者の関心に応えるニュース、情報番組等を充実させた。BSプレミアムでは、平日夜間の番組を強化した。

12月1日、高精細度テレビジョン放送による衛星放送を1波に再編し、NHK BSを開始した。NHK BSは、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かした、BS1とBSプレミアムのエッセンスを凝縮したチャンネルとして、報道、スポーツ、エンターテインメント番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。11月までBSプレミアムを放送していたBS103チャンネルでは、12月以降、再編についての周知を行った。能登半島地震の被災地で地上テレビジョン放送が視聴できない状況が発生したことを受け、6年1月以降、石川県内の総合テレビジョンの同時放送を行った。NHK BSの総放送時間（ニュース番組及びスポーツ中継番組を除く）のうち、外部制作事業者への委託や予約購入方式により放送した番組が占める割合は18.1%であった。

(b) 超高精細度テレビジョン放送

超高精細度テレビジョン放送による衛星放送では、その普及の促進に資するため、それぞれの特性を生かした放送を行った。BS4Kでは、視聴者が超高精細映像を身近に楽しめるチャンネルとして、最先端の技術を生かした独自番組や、高精細度テレビジョン放送番組との一体制作番組等を編成した。BS8Kでは、世界最高品質の映像と音響を生かした番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、BS4Kでは、超高精細映像を生かした幅広いジャンルの番組を編成するとともに、高精細度テレビジョン番組との一体制作や同時放送を拡充した。BS8Kでは、土曜・日曜を中心に新作の大型番組を編成した。

12月1日、超高精細度テレビジョン放送による衛星放送として、BS4Kに代わり、NHK BSプレミアム4K（BSP4K）を開始した。BSP4Kは、4K放送の普及

をけん引するチャンネルとして、自然、歴史、芸術、ドラマ等の超高精細映像の特徴を生かした番組や、協会が保有する映像資産を4K化した番組を編成した。BSP4Kの総放送時間（ニュース番組及びスポーツ中継番組を除く）のうち、外部制作事業者への委託や予約購入方式により放送した番組が占める割合は20.9%であった。

ウ ラジオ

第1放送では、広く一般を対象に、聴取実態に応じて、報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を編成し、特に、ラジオの機動性、速報性を生かした弾力的編成を行うとともに、双方向性を生かすよう努めた。第2放送では、教育番組を中心とした全国同一放送として、対象となる聴取者層を明確にして編成した。FM放送では、高音質の特性を生かした音楽番組に重点を置いて編成した。地域向けの放送としては、第1放送及びFM放送において、地域の関心に応える番組を編成した。

本年度の開始に際し、番組改定を行い、第1放送では、平日午前を音楽とゲストのトークを楽しむ時間帯として強化した。FM放送では、語学番組を拡充した。このほか、東日本大震災関連番組等、年間を通じて特別編成を随時実施した。

エ ステレオ放送、字幕放送等

テレビジョンにおいて、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送を実施した。解説放送は、主として視覚障害者に向けて編成した。

テレビジョンにおいて、字幕放送、データ放送を実施した。字幕放送は、聴覚障害者・高齢者に向けて、全波で実施した。地域放送番組でも字幕の付与を実施した。データ放送については、全波で固定型受信機に向けたサービスを実施した。このほか、地上放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を、テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施した。

なお、このほか、テレビジョン放送各波において、番組情報を一覧できる電子番組表（EPG）を実施した。

オ 放送時間及び放送事項別比率

放送時間については、1日平均、テレビジョンで、総合テレビジョン23時間50分、教育テレビジョン20時間23分、BS1は24時間00分、BSプレミアム24時間00分、NHK BS24時間00分、BS4K21時間08分、BSP4K24時間00分、BS8K12時間14分、ラジオで、第1放送24時間00分、第2放送18時間14分、FM放送23時間46分であった。また、字幕放送は、1週間平均、総合テレビジョン138時間30分、教育テレビジョン119時間24分、BS1は77時間28

分、BSプレミアム122時間56分、NHK BS102時間12分、BS4K120時間32分、BSP4K130時間45分、BS8K63時間05分であった。

年間の放送事項別比率については、テレビジョンで、総合テレビジョンは教養24.4%、教育11.0%、報道45.9%、娯楽18.7%、教育テレビジョンは教養18.2%、教育77.5%、報道4.3%、BS1は教養40.0%、教育14.8%、報道34.8%、娯楽10.4%、BSプレミアムは教養57.4%、教育9.9%、報道2.9%、娯楽29.8%、NHK BSは教養50.6%、教育12.1%、報道18.4%、娯楽18.9%、BS4Kは教養59.0%、教育6.8%、報道7.4%、娯楽26.8%、BSP4Kは教養56.4%、教育10.1%、報道7.2%、娯楽26.3%、BS8Kは教養78.8%、教育10.0%、報道3.9%、娯楽7.3%、ラジオで、第1放送は教養22.5%、教育4.0%、報道53.7%、娯楽19.8%、第2放送は教養16.2%、教育69.7%、報道14.1%、FM放送は教養38.7%、教育10.3%、報道15.7%、娯楽35.3%であった。

(テレビジョン及びラジオの放送事項別放送時間及び比率 資料2、3)

(テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間 資料4)

(地域放送番組放送時間 資料5)

(2) 番組の実施

ア 報道部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「キャッチ!世界のトップニュース」を新設したほか、「NHKニュース7」、「ニュースウオッチ9」等を放送した。衛星放送では、「Zero Waste Life」(BS1)、「週刊4Kふるさとだより」(BS4K)を新設したほか、「国際報道2023」(BS1)等を放送した。ラジオにおいて、第1放送で、「NHKジャーナル」等を放送した。

ニュースの放送に際しては、迅速かつ正確で多角的な報道に努め、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故のその後の動きを継続して伝えたほか、岸田首相演説会会場襲撃事件、G7広島サミット、陸上自衛隊射撃場銃撃事件、福岡県・大分県に大雨特別警報、台風6号、ジャニーズ事務所会見、埼玉県郵便局立てこもり事件、イスラム組織ハマスの人質解放、富山県等に大雪関連情報、能登半島地震、日経平均株価史上最高値に迫る等の重要ニュースについては、特設ニュースの編成やニュース時間の延長、関連番組の編成等により実施した。

報道取材にあたっては、国内外での緊急時における機動力の向上をさらに図るとともに、国内外の重要課題について調査報道を行うため取材体制を強化した。ウクライナ情勢については、引き続き安全管理を徹底した上でウクライナ国内を取材し、現地からの中継等を行った。

「NHKスペシャル」として、「あなたの“まち”の選択は 統一地方選挙 首長たちの本音」、「証言ドキュメント 日銀“異次元緩和”の10年」、「Z世代と“戦争”」、「“冤罪”の深層～警視庁公安部で何が～」、「メジャーリーガー大谷翔平～2023 伝説と代償 そして新たな章へ～」、「最新報告 能登半島地震～命の危機いまでも～」、「戦火の放送局Ⅱ～ウクライナ うつりゆく“正義”」、「語れなかったあの日 自治体職員たちの3.11」等を放送した。「クローズアップ現代」として、「集団の“狂気”なぜ～関東大震災100年“虐殺”の教訓～」、「“ジャニーズ性加害”とメディア 被害にどう向き合うのか」、「羽田空港 衝突事故 緊急時、命を守る“判断”とは」、「疑惑の政治資金～問題の深層と改革の行方～」等を放送した。

解説番組については、「時論公論」、「みみより！くらし解説」、「視点・論点」等を放送した。

手話を使った番組として、「NHK手話ニュース845」、「週間手話ニュース」等を放送したほか、10月、総合テレビジョンの日曜午後8時台の「ニュース」で手話通訳付きの放送を開始した。

外国語によるニュース番組として、ラジオにおいて、第2放送で、中国語等9言語によるニュースを放送した。

第20回統一地方選挙の知事選挙に際し、政見・経歴放送を行うとともに、開票速報及び選挙関連番組を放送した。

このほか、協会の番組や事業運営を紹介する広報番組を放送した。

イ 教育部門

学校教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、小学校向け番組として、「ズームジャパン」、「キキとカンリ」、中学校・高校向け番組として、「地球は放置してても育たない」等を新設した。

社会教育番組については、テレビジョンにおいて、教育テレビジョンで、「偉人の年収 How much?」、「ニュー試」等を新設したほか、語学番組として、「英会話フィーリングリッシュ～データで選んだ推しフレーズ」を新設した。また、趣味・実用番組として、「趣味どきっ！」等を放送した。このほか、特集番組として、「スゴEフェス

生放送スペシャル」等を放送した。衛星放送では、特集番組として「浮世絵ミステリー 江戸のお化け～妖しい魅力の謎～」(BSプレミアム)、「ビヨンド・フェアブル～生誕200年の新・昆虫記～」(NHK BS)、「豊臣秀吉サミット2023 なぜ天下をとれたのか」(BS4K)、「はるかなる古代文明 マヤ 生命はめぐり 神は降臨する」(BS P4K)、「中尊寺金色堂 デジタルで解き明かす900年の謎」(BS8K)等を放送した。ラジオにおいて、第1放送で、特集番組として「ラジオ 100年プロジェクト 100人インタビュー」等を放送した。第2放送で、語学番組として、「ニュースで学ぶ『現代英語』」等を放送した。FM放送では、「中学生の基礎英語 レベル1」等を放送した。

ウ 教養部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「クイズ!丸をつけるだけ」、「解体キングダム」等を新設した。「NHKスペシャル」として、「お祭り復活元年～につぼん再生への道～」、シリーズ「ヒューマンエイジ 人間の時代」、シリーズ「“宗教2世”」、シリーズ「食の“防衛線”」、「家康の世界地図～知られざるニッポン“開国”の夢～」、「プラネットアースⅢ プロローグ」、「話そう!“学校”のみらい 不登校30万人から考える」、「驚異の庭園～美を追い求める 庭師たちの四季～」等を放送した。

教育テレビジョンで、「芸能きわみ堂」、「子育て まち育て 石見銀山物語」等を新設した。「ETV特集」として、「個人的な大江健三郎」等を放送したほか、特集番組として、「ダイナの恐竜図鑑2」等を放送した。

衛星放送では、「国際放送セレクション」(BS1)、「体感!グレートネイチャー」(BS4K)、「フロンティア」(BS P4K)等を新設したほか、特集番組として、「鬼が弾く 左手のピアニスト 舘野泉」(BS1)、BS1スペシャル「デジタル・アイ 北朝鮮 独裁国家の隠された“リアル”」、「シリーズ古代遺跡透視 ピラミッドに挑め!2900日の記録」(BSプレミアム)、「夢のあとさき～日本遺構見聞録～」(BSプレミアム)、「“最美公路”をゆく～中国 果てしなき絶景の道～」(NHK BS)、「生中継!秋田大曲 全国花火競技大会2023」(BS8K)等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「小痴楽の楽屋ぞめき」等を新設した。第2放送では、「カルチャーラジオ 日曜カルチャー」等を放送した。FM放送では、「望海風斗のサウンドイマジン」等を新設したほか、特集番組として、「新春謡曲狂言 番噺子『養老(よろろう)』～観世流～」等を放送した。

エ 娯楽部門

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、「サンドどっちマンツアーズ」を新設するとともに、連続テレビ小説「らんまん」、同「ブギウギ」、大河ドラマ「光る君へ」を新設した。「夜ドラ」として、「おとなりに銀河」、「褒めるひと褒められるひと」等を放送したほか、「ドラマ10」として、「育休刑事」、「正直不動産2」等を、「土曜ドラマ」として、「やさしい猫」、「お別れホスピタル」等を、海外連続ドラマとして、「アストリッドとラファエル2 文書係の事件録」等をそれぞれ放送した。このほか、特集番組として、特集ドラマ「軍港の子～よこすかクリーニング1946」、「ライブ・エール」、「第74回NHK紅白歌合戦」等を放送した。

衛星放送では、BSプレミアム及びBS P4Kで「4K名作ドラマ」を新設した。大河ドラマ「光る君へ」（BS P4K等）、「プレミアムドラマ」（BSプレミアム等）として「グレースの履歴」、「家族だから愛したんじゃないくて、愛したのが家族だった」等を、海外ドラマ（BSプレミアム等）として、「コッソソビ 二花院（イファウオン）の秘密」等を放送したほか、特集番組として、特集ドラマ「天使の耳～交通警察の夜」（BSプレミアム）、「TULIP 50周年記念ツアー “the TULIP” ファイナル 福岡公演」（BS 4K）、「JJJJJO1 JO1×青森ねぶた祭 温故知新の旅が始まる！」（BS 8K）等を放送した。

ラジオにおいて、第1放送で、「ヴォイスミツシマ」等を新設したほか、特集番組として、「今田Radio ドラマみたいな恋がしたい」等を放送した。FM放送では、「伊集院光の百年ラヂオ」等を新設したほか、特集番組として、「今日は一日“演歌”三昧」等を放送した。

オ スポーツ中継放送

国民体育大会、高校野球、大相撲、プロ野球、サッカー、ラグビー、卓球、プロゴルフ、米大リーグ野球、駅伝、マラソン、各種ウィンタースポーツ等の中継放送を行った。

カ 地域放送

全国各地で、県域又は広域に向けた地域放送を実施した。

テレビジョンにおいて、総合テレビジョンで、平日夕方の「ぎゅっと！長崎」、金曜夜間の「プライムふくしま」、土曜午前の「キミだけ応援団」（九州沖縄地方）等、地域情報番組を新設した。

また、北海道道「バターが足りなくなる！？終わらない酪農危機」、東北ココから「“あの日”を語る料理店」、首都圏情報 ネットドリ！「友は『悪魔の口』にのまれた関東大震災 1000の“伝言”」（関東甲信越地方）、東海 ドまんなか！「トヨタが

変わる！“モビリティ社会”」（愛知県・静岡県・三重県・岐阜県）、ホクロック！「北陸新幹線あす延伸！観光にどう生かす？」（石川県・福井県・富山県）、かんさい熱視線「アーカイブス映像でつなぐ震災の記憶 阪神・淡路大震災29年」、コネクト「まもなく開催！今夜は生でG7クイズ」（中国地方）、四国らしんばん「四国で働くシン時代」、ザ・ライフ「“平和のバトン”託し続けて～元学徒・中山きくさんの生涯～」（九州沖縄地方）をはじめとして、地域の課題と向き合い解決の糸口を探る番組等、多様な番組を放送した。各地域の情報や魅力を取り上げた「うまいッ！」等の全国放送番組や「Journeys in Japan」等の国際放送番組を活用するなど、地域放送の拡充に努めた。また、地域の関心の高いスポーツ中継を随時、放送した。

各地の記録的大雨による災害の発生や能登半島地震に際しては、特設ニュースの編成等により地域向けニュースを放送したほか、特別番組の編成や文字情報の挿入等によりきめ細かな生活関連情報を提供した。

ラジオにおいて、第1放送で、「ひめゴジ！」（愛媛県）等、FM放送で、「新桜町Sound」（富山県）を新設した。

なお、総合テレビジョンの「列島ニュース」等で各放送局で伝えた地域のニュースを、「NHK地域局発」等で各放送局が制作した番組を、全国に紹介した。また、ラジオ第1放送で、地域放送局から全国に向けて生放送する「にっぽん列島夕方ラジオ」等を放送した。

キ テレビジョン放送のステレオ放送、字幕放送、データ放送等

地上放送及び衛星放送の各波において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送を実施し、このうち「海外ドラマ」等をステレオ2か国語放送で、「連続テレビ小説」等をステレオ解説放送で、「クラシック音楽館」等を5.1サラウンドステレオ放送で、それぞれ実施した。ラグビー中継では、ルール説明を交えた実況を行う解説放送を実施した。BS4K、BSP4K及びBS8Kでは、22.2マルチチャンネル放送を実施した。

字幕放送については、「連続テレビ小説」、「ニュースウオッチ9」、「国会中継」、「おかあさんといっしょ」等で実施したほか、バスケットボール中継や、「全国戦没者追悼式」、「第74回NHK紅白歌合戦」等の特集番組でも随時実施した。

データ放送については、固定型受信機向けサービスとして、地上放送及び衛星放送において、全国及び地域のニュースや気象情報、各地域の生活関連情報等を放送した。また随時、台風・大雨・大雪情報、地震・津波情報等を放送した。「あさいち」、「天才てれびくん」等の定時番組や、「2023NHK杯フィギュア」、「第74回NHK紅白歌合戦」

等の特集番組で番組と連動したサービスを実施した。

主に携帯型受信機向けのサービス「ワンセグ」では、地上テレビジョン放送と同時同内容の放送を基本として実施するとともに、総合テレビジョン及び教育テレビジョンでニュース等のデータを放送した。

ク 緊急警報放送

6年1月1日、石川県能登地方を震源とする地震により、石川県能登に津波警報が発表されたことに伴い、テレビジョン・ラジオ全波で、緊急警報放送を実施した。なお、フィリピン付近を震源とする地震により、太平洋沿岸を中心とする地域に津波注意報が発表された際に、12月3日、テレビジョン・ラジオ全波で、緊急警報放送を誤って実施した。

ケ 緊急地震速報

地震の発生直後、気象庁が推定した強い揺れが予想される地域等を知らせる緊急地震速報を、テレビジョン・ラジオ全波で計39回放送した。

コ 番組制作の委託

コンパクトな番組制作体制の下で、多様で質の高い放送番組を安定的に確保するため、「ダーウィンが来た!」、「おかあさんといっしょ」、「レジェンドの目撃者」、「Journeys in Japan」等の番組制作を子会社等に委託した。

また、番組の一層の多様化を図るため、番組制作会社から広く番組企画提案を募集し、番組制作を委託した。このうち、番組制作会社に対し直接委託する方式については、年度を通じてホームページで提案を募集し、のべ315社から705件の提案が寄せられ、「パクス・ヒューマナ～平和という“奇跡”～」、ドラマ「Shrinkー精神科医ヨワイ」、「Mamiikoのパリ・デュアルライフ」等19の番組制作を委託した。

企画募集及び提案審査にあたっては、審査の手順をあらかじめ公表するとともに、募集のつど説明会を開催するなど、企画競争の透明性、公平性の確保に努めた。

委託にあたっては、公正性・透明性を一層高めるよう、下請法に準拠した手続きによるとともに、委託形態ごとに取引条件を定めた「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」に基づき運用した。委託先に対しては、公共放送番組としての質を確保するため、「NHK放送ガイドライン」を周知した。

(3) 放送番組審議会等

中央放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和6年度の国内放送番

組編集の基本計画を審議し、答申を行ったほか、NHKスペシャル「Z世代と“戦争”」をはじめ放送番組全般について意見交換を行った。各地方放送番組審議会はそれぞれ11回開催され、会長の諮問に応じて、令和6年度の各地方向け地域放送番組編集計画を審議し、答申を行ったほか、各地方向け地域放送番組等について意見交換を行った。各審議会の答申や議事の概要等については、全国向け又は各地方向けの放送やウェブサイトへの掲載等により公表した。

審議の充実に資するため、視聴者から寄せられた苦情その他の意見の概要、放送番組モニター報告を各審議会に毎回報告した。また、国内放送番組の種別、種別ごとの放送時間について、各審議会に報告し、公表した。(委員名 資料6)

放送番組の企画及び実施にあたっては、教育放送企画検討会議等部外委員による番組専門委員会における検討を参考にした。

(4) 放送番組の考査

人権の尊重や放送倫理の徹底等放送番組の質の向上に資するよう、国内番組基準にのっとり、放送番組の事前及び事後の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる番組評価等を参考にした。モニターによる番組評価は、指標化したデータを含め放送現場等に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。

(5) 放送番組等の保存と公開

放送済みの番組等については、再利用等を効率的に行えるよう、体系的に整理して保存した。埼玉県川口市で、これらの保存、管理、活用を一元的に行うNHKアーカイブスを運用した。保存しているコンテンツについてはファイルに変換する作業を進めた。なお、保存した放送番組等は「あの日 あのとき あの番組」等の放送番組において活用し、16ミリフィルムで保存している「新日本紀行」等をデジタルリマスターしてBS4K及びBSP4Kで放送した。

保存した放送番組の一部については、必要な権利処理を行い、各地の放送局等で、来館者が専用端末を通じて視聴できる番組公開ライブラリーにより一般に公開した。

協会に保存されていない番組等を視聴者に呼びかけて提供してもらい取り組みを進め、提供を受けた番組等はNHKアーカイブスに保存したほか、一部は番組公開ライブラリー

で一般に公開した。

大学等の研究者からの研究提案に応じてNHKアーカイブスに保存する放送番組等を研究に役立ててもらおう「学術利用トライアル」や、学校の授業で放送番組を活用してもらうための「ティーチャーズ・ライブラリー」を実施した。

過去に放送した番組のタイトルや放送日等の情報については、ウェブサイトへの掲載により一般に公開した。

放送法第10条の規定に基づき、訂正・取消し放送の関係者等が内容を確認できるよう、放送番組を保存した。なお、放送法第9条の規定に基づく訂正・取消し放送の請求は無かった。

(6) 放送事業者等への放送番組の提供等

地上及び衛星放送事業者に対し、放送番組1,720本、放送番組の編集に必要な資料778件を提供した。放送大学学園に対し資料234件を、ケーブルテレビ事業者に対し放送番組1,877本を、それぞれ提供した。

また、公益財団法人放送番組センターに対し、同法人が行う放送番組ライブラリー事業のため放送番組208本を提供した。

さらに、聴力障害者向けの字幕付きビデオの制作に供するため、関係する団体に対し放送番組の提供を行った。このほか、番組複製頒布事業等のための放送番組二次使用申し込みに応じた。

(7) 番組の受賞

イタリア賞において、「『わたしはパパゲーノ』プロジェクト—死にたい、でも、生きてる人の物語—」がデジタル・ファクチュアル部門でイタリア賞（最優秀賞）を受賞した。

ABU（アジア太平洋放送連合）賞において、ETV特集「ルポ 死亡退院～精神医療・闇の実態～」がテレビ・ドキュメンタリー部門でABU賞（最優秀賞）を、NHKスペシャル「超・進化論 第1集 植物からのメッセージ～地球を彩る驚異の世界～」がテレビ部門で審査員特別賞を受賞した。

放送文化基金賞において、NHKスペシャル「海辺にあった、町の病院～震災12年 石巻市雄勝町～」がドキュメンタリー部門で、ドラマ10「大奥」がドラマ部門で、「TAROMAN 岡本太郎式特撮活劇」がエンターテインメント部門で、それぞれ優秀賞を受賞した。

「地方の時代」映像祭において、「立つ女たち～女性議員15%の国で～」がグランプリを受賞した。

(8) その他

放送倫理・番組向上機構（BPO）の運営に協力するとともに、その活動について、放送による周知等を行った。

5月に放送した「ニュースウオッチ9」で、新型コロナウイルスのワクチン接種後に亡くなった方の遺族を巡り、視聴者を誤認させる、不適切な伝え方をしたことを受けて、ジャーナリストとしての基本姿勢の徹底や提案段階でのリスクチェック機能の強化、責任ある取材・制作体制を構築するための権限や役割の明確化等、再発防止策を導入した。

12月、この放送番組には放送倫理違反があったとするBPOの放送倫理検証委員会の意見について、その主旨を放送した。

2 国際放送

国際放送については、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を、国際番組基準にのっとり、それぞれ邦人向け及び外国人向けに実施した。

国際放送番組編集の基本計画に次の項目を年度重点事項として定め、放送番組の編集を行った。

- ① ポストコロナを見据え、日本の価値と魅力を世界に再発信
- ② 世界で分断が深まる中、日本・アジアからの多様な視点を提示
- ③ 訪日・在留外国人向けに、安全・安心を支える情報発信を強化
- ④ 国内放送との連携、デジタル活用による効率的展開を拡大

(1) テレビジョン

ア 番組の編成

テレビジョン国際放送については、世界全域に向け、デジタル方式により、邦人向け及び外国人向け放送を実施した。

(7) 邦人向け放送

世界全域に向けた同一の番組編成による放送を、3つの衛星を使用して実施した。また、北米向け及び欧州向けには、受信が容易で現地の生活時間にあわせた番組編成の放送を、それぞれ地域に向けた衛星を使用して実施した。欧州向けは、11月1日にその業務を廃

止した。（北米向けは、6年4月1日にその業務を廃止した。）

本年度の開始に際し、番組改定を行った。

（イ）外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、世界全域に向けた同一の番組編成による放送を3つの衛星を使用して実施した。また、各地域に向けては年度末において29の衛星を使用して実施した。実施にあたっては、株式会社日本国際放送に送信の業務を委託した。このほか、視聴の利便を図るため、世界各地の放送事業者に対して、放送番組を放送と同時に提供した。なお、外国人向け放送の実施にあたっては、株式会社日本国際放送が同一チャンネルで放送することを認めた。

（テレビジョン国際放送の使用衛星 資料7）

本年度の開始に際し、番組改定を行い、日本の文化や地域の魅力を掘り下げて伝える番組や、日本の幼児・子ども向け教育番組を紹介する枠を新設した。10月、番組改定を行った。

（ウ）放送時間及び放送事項別比率

1日平均の放送時間は、世界全域に向けた邦人向け放送は5時間11分、外国人向け放送は23時間41分であった。このほか北米向けの邦人向け放送は5時間12分、欧州向けの邦人向け放送は5時間10分であった。

年間の放送事項別比率は、世界全域に向けた邦人向け放送が報道91.8%、インフォメーション6.4%、娯楽1.8%、外国人向け放送が報道67.7%、インフォメーション32.3%であった。

イ 番組の実施

外国人向け放送において、国内で放送した良質な幼児・子ども向け教育番組を届ける「Kids Edutainment」や、町並みや古地図等から歴史を掘り下げ東京の街の知られざる魅力を発見する「Dive in Tokyo」を新設した。

また、特集番組として「Digital Eye」、「Barakan Discovers」、「NHK WORLD JAPAN MUSIC FESTIVAL 2023」、「DOSUKOI Sumo Salon」、「Let's Trek Japan」等を放送したほか、地域特集月間を設け、日本各地域の魅力を発信する番組を集中編成した。

邦人向け放送及び外国人向け放送を通じて、G7広島サミット、イスラエル・パレスチナや北朝鮮の情勢等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、内閣改造、能登半島地震等の重要ニュースについては、国内放送番組の抜粋による臨機の編成、独自番組の制作、字幕ニュースにより、英語及び日本語で放送した。

(2) ラジオ

ア 番組の編成

ラジオ国際放送については、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を世界の15の放送区域に向けて16の言語により実施するとともに、衛星を使用した放送を世界全域に向けて18の言語により実施した。

(7) 邦人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所及び海外中継局からの短波放送を世界の14の放送区域に向けて実施した。また、3つの衛星を使用した世界全域向けの放送を実施した。

最新のニュース・番組、安全・安心情報の提供を重点事項とし、国内の主要ニュース、時事番組、スポーツ中継、音楽番組、ラジオドラマ等の番組を国内と同時に放送した。衛星による放送においては、短波放送と同内容の番組に衛星独自の番組を加えて実施した。

(1) 外国人向け放送

放送法に基づく実施要請により一体として実施するものを含め、八俣送信所からの短波放送及び海外中継局からの短波・中波・超短波放送を、世界の12の放送区域に向け、15言語により実施した。また、3つの衛星を使用した世界全域向けの放送及び4つの地域衛星を使用した地域向けの放送を17言語で実施した。

本年度の開始に際し、番組改定を行った。なお、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う措置として、極東ロシア向けロシア語放送、欧州向けロシア語放送及び英語放送を継続した。

(ウ) 放送時間及び放送事項別比率

放送時間は1日平均76時間54分（邦人向け放送24時間00分、外国人向け放送52時間54分）であった。また、年間の放送事項別比率は、報道63.7%、インフォメーション36.0%、娯楽0.3%であった。

（ラジオ国際放送の使用言語別放送区域 資料8）（中継放送 資料9）

（使用衛星 資料10）（放送事項別放送時間及び比率 資料11）

イ 番組の実施

(7) 報道部門及びインフォメーション部門

報道部門では、能登半島地震、新型コロナウイルス関連、北朝鮮情勢等について、特設ニュースの編成やニュース時間の延長等により伝えた。また、G7広島サミット、福島第一原発の処理水の海洋放出、イスラエル・パレスチナ情勢、羽田空港での衝突事故等の内

外の重要ニュースを伝えるとともに、随時、日本の立場を明らかにした見解等を放送したほか、日本の世論の動向を正しく伝えるようにした。

インフォメーション部門では、外国人向け放送において、日本語学習番組「やさしい日本語」を放送したほか、英語放送で、日本の短編小説を紹介する番組「Reading Japan」を放送した。

両部門にまたがる番組として、外国人向け放送において、「リスナーズフォーラム」等を放送したほか、英語放送で、「Learn Japanese from the News」を放送した。

なお、両部門を通じて、邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ちきゅうラジオ」、大相撲中継等を放送した。

(1) 娯楽部門

邦人向け放送において、ラジオ第1放送との同時放送を行い、「ひるのいこい」、「NHKのど自慢」、「第74回NHK紅白歌合戦」を放送した。

(3) 放送番組審議会

国際放送番組審議会は11回開催され、会長の諮問に応じて、令和6年度の国際放送番組編集の基本計画について審議し答申を行った。また、国際放送全般について幅広く意見交換を行った。なお、審議の充実に資するため、放送番組に関して、視聴者から寄せられた評価その他の意見の概要を審議会に毎回報告した。

審議会の答申や議事の概要等については、放送やウェブサイトへの掲載により公表した。

(委員名 資料12)

(4) 放送番組の考査

放送番組の質の向上に資するよう、国際番組基準にのっとり、放送番組の考査を実施した。考査結果については、速やかに放送現場への周知を行った。

考査にあたっては、部外のモニターによる評価のほか、視聴者から寄せられた意見を参考にした。モニターによる番組評価は放送現場に周知し、視聴者の意向が放送番組に反映されるよう努めた。なお、ラジオ国際放送の番組モニターについては、使用言語ごとに委嘱を行った。

(5) 受信状況、反響等

ア 受信状況

ラジオ国際放送の八俣送信所からの放送については、大洋州向けは、おおむね良好な受信状態であった。アジア大陸、東南アジア、極東ロシア向けはおおむね良好な受信状態であったが、ばらつきもみられた。南西アジア、中東・北アフリカ、南米向けは、ばらつきが多い受信状態であった。海外の中継局からの放送は、時期等により、おおむね良好な受信状態とばらつきのある受信状態に分かれた。

イ 反響

国際放送に関して視聴者から寄せられた意見・問い合わせは、約1万5千件であった。

テレビジョン国際放送については、「NHK NEWSLINE」及び「NEWSROOM TOKYO」等で報じたイスラエル・パレスチナ情勢に関する報道について、客観性や正確性等を評価する意見が多く寄せられた。また、能登半島地震に際しては、ニュースに同時通訳をつけて迅速に伝えたことや、正確な情報を世界に発信する報道姿勢について評価する声が多く寄せられた。番組では、「NHK Documentary」、「NHK WORLD PRIME」等のドキュメンタリー番組や、「GRAND SUMO LIVE」、「GRAND SUMO Highlights」等の番組に多くの意見が寄せられた。

ラジオ国際放送については、能登半島地震やイスラエル・パレスチナ情勢のニュースのほか、日本で暮らす外国人を取り上げた番組や日本語学習番組等に多くの意見が寄せられた。

ウ 周知及び視聴促進

外国人向け国際放送がより広く視聴されることを目指し、プロモーション活動を積極的に展開した。

海外では、アメリカ及びフランスで開催された日本文化を紹介するイベントで、来場者に番組情報や視聴方法を周知したほか、各地の在外公館と連携して番組上映会等を実施した。

国内では、外国人従業員を雇用する企業に対して国際放送の多言語サービスの紹介を行った。また、外国人が多く集まるイベントに出展したほか、防災セミナー等を通じ、外国人観光客や留学生等に周知を図った。

このほか、国際放送、ウェブサイト、SNS、メタバースでの配信や、国内外の新聞・雑誌、インターネットでの広告により、ラジオ及びテレビジョンの番組情報の周知を実施した。

(6) その他

外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を放送と同時に国内の放送事業者に対し無

償で提供し、提供先は年度末において40者であった。

3 放送番組の国際交流

(1) 海外への放送番組の提供

外国放送事業者等への放送番組の提供を推進した。

このうち、衛星伝送による番組提供では、「あさいち」、「おかあさんといっしょ」、連続テレビ小説「ブギウギ」等を提供した。提供先は、年度末において世界78の国と地域の223の放送事業者等であった。

また、一般財団法人NHK財団が行う番組ライブラリー事業を通じて、放送番組160本を提供した。

(2) 放送番組の共同制作等

外国放送事業者等との放送番組の共同制作を実施し、日曜美術館「永遠なるサグラダ・ファミリア～“神の建築家”アントニ・ガウディ～」、NHKスペシャル「ディープオーシャンⅡ 紅海」、「ワイルドライフ プラネットアースⅢ」等を放送した。

外国放送事業者等とのニュース素材・番組交換については、協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書に基づき実施したほか、サーバーを介した転送によるニュース素材交換（アジアビジョン及びユーロビジョン）、ABU加盟の放送事業者と共同して行う番組交換活動に参加した。

なお、協会と協力協定や協力覚書、ニュース素材交換覚書を締結している外国放送事業者等は、49の国と地域の68機関であった。

(3) 「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール

11月、第50回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクールを実施した。コンクールには、55の国と地域から391件の応募があった。

(4) ABU等

ABUの運営に協力するとともに、「ABUロボコン」、「ABUこどもドラマシリーズ」、「TVソングフェスティバル」等の諸活動に寄与した。

4 インターネット活用業務

放送を補完して、その効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた協会の目的を達成するために、「NHKインターネット活用業務実施基準」及び「2023年度（令和5年度）インターネット活用業務実施計画」に基づき、インターネット活用業務を実施した。

インターネット活用業務の実施にあたっては、利用者の便宜を図る観点から、パソコン、スマートフォン、インターネット接続機能付きのテレビジョン受信機等多様な受信端末を対象とし、一部のサービスについては、スマートフォン等での利用に適した専用アプリを無償で提供した。

(1) 2号受信料財源業務

ア 放送番組の提供

(7) 常時同時配信等業務

地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信として「NHKプラス」のサービスを実施した。このうち、地上テレビ常時同時配信としては、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送中番組を、原則として全て提供した。実施にあたっては、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を合わせた区域（南関東エリア）を対象とした放送中番組を、全国に向けて配信した。また、地上テレビ見逃し番組配信については、地上テレビ常時同時配信と一体のサービスとして、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの既放送番組を提供した。

実施にあたっては、受信契約の有無に基づく認証を行い、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージの表示や地上テレビ見逃し番組配信の利用可否の制御等、受信料制度を毀損することのないようにするための措置を講じた。なお、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものとして、地震・台風等の災害関連ニュース、北朝鮮ミサイル発射関連ニュース、統一地方選挙開票速報等を、メッセージを表示しないで提供した。

年度末における利用者の登録数は約504万件であった。

(イ) 常時同時配信等業務以外の業務

放送中番組の提供として、国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報で特に迅速に提供すべきものとして、地震・台風等の災害関連ニュース、北朝鮮ミサイル発射関連ニュース、統一地方選挙開票速報等、総合テレビジョンの放送番組を提供した。また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送、FM放送の放送番組を、NHKネットラジオ「らじる★

らじる」として提供した。「サタデーウオッチ9」等の邦人向けテレビジョン国際放送の放送番組の提供を拡大した。また、外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組を提供した。能登半島地震に際して、総合テレビジョンの石川地域放送のうち能登半島地震関連ニュース等及び石川県内のラジオ第1放送の放送番組を提供した。

既放送番組の提供として、国内放送について、学校放送番組ポータルサイト「NHK for School」や「らじる★らじる」で、一部のテレビジョン・ラジオ番組を提供した。衛星放送の周知・広報を目的として衛星放送の一部の番組を提供した。テレビジョン国際放送については、「NHKニュース おはよう日本」等の邦人向けの放送番組の提供を拡大するとともに、「NEWSROOM TOKYO」等の外国人向けの放送番組を提供した。ラジオ国際放送については、18言語によるニュース及び17言語による番組を提供した。

イ 理解増進情報の提供

放送番組を周知・広報し、又は解説・補足する番組関連情報等を提供した。

台風・大雨・地震・大雪等の災害、羽田空港での航空機の炎上、高速道路の渋滞状況等国民的関心の高いニュースに関連する現場映像・音声をリアルタイムで提供した。災害時に訪日・在留外国人等に向け、総合テレビの特設ニュースに自動翻訳機能による英語字幕及び音声を付与して提供した。新型コロナウイルスについては、感染症に関するサイトを設けて関連情報を提供した。

協会が保有する番組や素材を再編集した動画を「東日本大震災アーカイブス」、「戦争証言アーカイブス」等として公開した。

国際放送について、多言語による情報提供を実施し、外国人向けテレビジョン国際放送の放送中番組の提供とあわせて、自動翻訳機能による9言語の字幕を提供した。既放送番組の提供とあわせて19言語の字幕を提供した。英語によるテレビジョンの日本語講座番組を多言語化し、14言語で提供した。文字によるものとして、19言語のニュースを提供した。

「ハイブリッドキャスト」等の放送・通信連携サービスでは、ニュース、気象情報等の常時コンテンツ及び放送中の番組に連動するコンテンツを提供した。

「NHKクリエイティブ・ライブラリー」として、既放送番組等を創作用素材として一般に提供した。

(2) 2号有料業務

利用者負担により行う業務として、NHKオンデマンド（NOD）サービスを実施し、

連続テレビ小説「らんまん」、同「ブギウギ」、大河ドラマ「どうする家康」、「NHKスペシャル」等を多様な受信端末に向け提供し、提供本数は年度末において1万5千本であった。協会が利用者に直接提供する形態の会員の登録数は、年度末において342万人であった。外部プラットフォーム事業者を経由する提供については、年度末において、8者を通じて実施した。利用者からの問い合わせ等については、NODコールセンターにおいて迅速かつ適切な対応に努めた。

(3) 3号受信料財源業務

邦人向け協会国際衛星放送等の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要な提供として、4者に対して「NHKニュース7」、「あさイチ」、「おかあさんといっしょ」、連続テレビ小説「ブギウギ」等を提供した。また、公益上特に意義のある提供として、1者に対して放送番組1番組を提供した。

(4) 3号有料業務

6者に対して、放送番組約1千本を有料で提供した。

(5) 放送法第20条第15項の努力義務に係る取り組み

ア 地方向け放送番組の提供

「NHKプラス」において、南関東エリア以外の地域で放送した地方向け放送番組の見逃し番組配信を拡充し、6月からは全ての地域の平日午後6時台のニュース・情報番組を配信した。また、「らじる★らじる」において、一部の地方向け放送番組を提供した。

イ 他の放送事業者が行う配信業務への協力

2号受信料財源業務における放送番組の提供として、民間放送事業者によるテレビジョン番組の配信サービス「TVer」のウェブサイト及びアプリを通じて、一部の既放送番組を提供した。また、民間放送事業者によるラジオ番組の配信サービス「radiko」のウェブサイト及びアプリを通じて、ラジオ第1放送及びFM放送の放送中番組を提供した。

「NHKプラス」等のインターネット活用業務の実施により得られた知見について、民間放送事業者等との共有を行った。

(6) その他

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、外部の有識者で構成されるインターネット活用業務審査・評価委員会を8回開催した。委員会は、協会の諮問に応じて、4年度のインターネット活用業務実施計画の実施状況及びその評価、2年度からの3か年のインターネット活用業務の実施状況の評価、6年度のインターネット活用業務実施計画について審議し、答申を行った。委員会の会合では、インターネット活用業務の四半期ごとの実施状況や競争評価指標の観測状況等に関して、協会から報告を受けた。委員会の透明性の確保に資するため、議事資料及び議事概要をウェブサイトで公表した。なお、競合事業者等からの意見・苦情等の申し立てはなかった。 (委員名 資料13)

インターネット活用業務の区分經理の適正性について、有識者を交えて検証を行い、結果をウェブサイトで公表した。

第3章 放送番組に関する世論調査及び研究

1 放送番組に関する世論調査

放送番組の制作及び編成等に活用するため、各種世論調査を、RDD（ランダム・デジタル・ダイヤリング）方式による電話法により実施した。

(1) 個人視聴率調査

テレビジョン・ラジオ番組の全国個人視聴率調査については、実施しなかった。

(2) 社会や政治に関する世論調査

4月、「憲法」について約3,000人を対象に実施した。

このほか、内閣支持率等国民の政治意識について、12回、それぞれ約2,400人から2,600人を対象に、全国調査を実施した。

2 放送に関する調査研究

(1) デジタル時代のメディアに関する調査研究

インターネット時代の放送局の役割やインターネット活用業務のあり方など、これからの放送業界の動向について調査研究を行った。学校と家庭の学習におけるメディア利用についての調査をもとに「1人1台端末時代」の実態と課題を分析した。また、2歳から18歳までの子どものメディアやデジタルサービス利用の全体像を把握するため、保護者10,200人を対象としたアンケート調査及び子ども・保護者を対象とした聞き取り調査を実施した。

(2) 「メディアと子ども」に関する調査研究

テレビやビデオ等の映像メディアの視聴実態と子どもの発達との関係について、発達心理学、社会心理学、小児科学等の研究者らと共同で行っている調査研究及び分析を、引き続き進めた。

教育番組の放送及びデジタル展開の歴史を振り返るとともに、公共メディアにおける教育サービスのあり方について検討した。

(3) 放送番組の開発等に資する調査研究

放送内容の向上や放送番組の開発に資するため、鳥取、山形、大分局の地域放送番組に関する視聴者意向調査を実施し、その結果を分析した。

東京パラリンピックに関して、共生社会の実現に向けた放送の役割について調査研究した。

(4) 放送用語・表現の調査研究

外部の学識経験者等からなる放送用語委員会を7回開催し、協会の放送表記のあり方や、放送番組の用語・文章構成について検討した。

(5) 日本の放送史の研究

協会や外部に保存されている放送史関連の資料の収集・整理を進めた。また、テレビドキュメンタリーの制作技法の変遷をたどる研究を継続した。

(6) 海外のメディア事情の調査研究

デジタル化の進展によってニュースへの接触や利用方法にどのような影響や変化があったかについての国際比較調査に参加した。現代にふさわしい公共放送の役割や財源のあり方を探るため、組織やサービスなどの改革を進めたドイツの公共放送の動向を分析した。ウクライナへの軍事侵攻などで注目される偽情報やプロパガンダについて分析するため、冷戦時代の旧東ドイツにおけるプロパガンダの実態について調査研究を行った。

(7) ジャーナリズムに関する調査研究

テレビが重大ニュースをいかに伝えたかについて、ロシアによるウクライナ侵攻に関する報道を、テレビ各社と比較する調査研究を行った。被災地を混乱から防ぐメディアの役割について考えるため、関東大震災の実例について分析した。ジェンダーを含めた社会の多様性をメディアが反映しているかについてテレビ各社のニュース報道番組を対象に調査を行った。番組アーカイブの教育や地域社会における活用について調査研究を行った。医療や福祉に関するコンテンツが障害や病気のある人のニーズに応えられているかについて障害・難病の当事者1,000人と非当事者200人を対象に調査を行った。旧ジャニーズ問題と性加害報道のあり方について調査を行った。

(8) その他

協会をはじめとする放送界の動きを記録する「NHK年鑑2023」を刊行した。

3 放送文化研究委員会

外部の学識経験者によって構成される放送文化研究委員会を2回開催し、調査研究のあり方について意見交換を行った。(委員名 資料14)

4 調査結果及び研究成果の公表

調査の結果及び研究の成果は、「放送研究と調査」を通じて公表し、図書館、大学・調査研究機関、報道各社等に送付したほか、ウェブサイトにも主要論文を掲載し、広く利用に供した。

10月、「文研フォーラム2023秋 公共メディアの新たな役割」をオンラインで開催した。

「NHK文研セミナー」を開催したほか、関係の学会において研究成果の発表を行った。放送博物館（東京都港区）においては、放送の発展の歴史や現状に関する資料の展示を行った。

第4章 営業及び受信関係業務の概況

1 営業活動の実施状況

単身世帯等の面接困難世帯が継続的に増加するなど、営業活動を取り巻く環境は厳しい状況にあったが、従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。

インターネット等を通じた受信契約の自主申し出につなげる取り組みとして、受信料制度に関する理解を促進するためのデジタル広告等による視聴者との接点の拡大や、「特別あて所配達郵便」による未契約者対策等を行った。また、契約取次業務について、電器店・家電量販店、不動産会社、引越し会社、ガス会社、電力会社、ホテル・旅館の事業者団体、病院向けのテレビリース事業者の団体等への委託を実施した。契約・収納業務全般を委託する法人委託は、契約終了をもって順次縮小し、9月末に終了した。

受信料未払いの契約者に対する簡易裁判所への支払督促の申立てについては、全国で合計69件実施し、これまでの累計で11,705件となった。また、支払督促等が確定してもなお支払いに応じなかった受信料未払いの契約者に対し、強制執行の申立てを51件実施した。このほか、受信契約未締結者に対し放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を16件（世帯16件、うち8件は割増金の支払いについても求める訴訟）提起し、これまでの累計で653件（世帯613件、事業所40件）となった。

（放送受信契約の種別及び受信料額 資料15）

都道府県別の世帯支払率については、6月、4年度末の推計値を公表した。

受信料の支払率（令和2年国勢調査等に基づく）は79%（前年度末78%）となった。

（支払率の推移 資料16）

新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済への影響が長期化する中、契約者の負担を軽減するため、支払いを延滞した場合であっても延滞利息が発生しない措置を事業所割引及び多数一括割引の適用要件の緩和とともに、9月末まで実施した。

10月、受信料の負担軽減として親元等から離れて暮らす被扶養の学生等への受信料免除措置を拡大した。

2 放送受信契約の状況

放送受信契約件数は、地上契約において、年度当初2,180万に対し、年度中の新規

契約件数170万、契約変更等による解約件数195万、差し引き25万減少して、年度末には2,155万であった。衛星契約等においては、年度当初2,268万に対し、年度中の新規契約件数122万、解約件数127万、差し引き5万減少して、年度末には2,263万となった。契約総数は、年度当初4,448万に対し30万減少して、年度末には4,418万となった。(都道府県別放送受信契約件数 資料17)

放送受信契約のうち、受信料を全額免除しているものの件数は、年度末、地上契約において236万、衛星契約等において75万であった。このほか、原子力発電所の事故や地震災害、水害等の被災者に対し期間を定めて受信料を免除した件数は、年間で、地上契約において0.4万、衛星契約等において0.7万であった。

(種類別免除契約件数 資料18)

年度末における有料の契約件数(半額免除を含む)は、地上契約において1,919万、衛星契約等において2,188万、契約総数において4,107万であった。なお、年度内の有料契約件数の増減は、契約総数において58万の減少計画に対し37万の減少、衛星契約等において13万の減少計画に対し10万の減少であった。

(放送受信契約件数(有料)の推移 資料19)

口座振替・クレジットカード等継続払・継続振込の利用件数は、地上契約において、年度当初1,851万に対し、43万減少して、年度末に1,808万となった。衛星契約等においては、年度当初2,152万に対し、19万減少して、年度末には2,133万となった。利用件数の総数は、年度当初4,003万に対し、62万減少して、年度末には3,941万(利用率96.0%)となった。

(支払区分別放送受信契約件数の推移 資料20)

前払制度利用件数は、地上契約において、年度当初1,018万に対し、13万減少して、年度末には1,005万(6か月前払236万、12か月前払769万)となった。衛星契約等においては、年度当初1,371万に対し、1万減少して、年度末には1,370万(6か月前払341万、12か月前払1,029万)となった。利用件数の総数は、年度当初2,389万に対し、14万減少して、年度末には2,375万(利用率57.8%)となった。

(毎期・前払別放送受信契約件数の推移 資料21) (特例の利用件数 資料22)

5年度受信料の年度末における収納率(当年度収納額/受信料)は98.13%(前年度末98.12%)であった。

4年度受信料の年度末における2年間通算収納率は98.77%となった。

3 受信普及と改善

(1) 受信相談及び普及促進等

全国の放送局に受信に関する技術相談窓口を設けて電話による約3万4千件の相談に応じ、訪問による約7千件の技術的助言を行った。

4K及び8K放送に対応する受信設備の普及を促進するため、電器店、工事業者、不動産事業者等に対応方法に関するセミナー等を実施した。また、放送の受信に関する視聴者の理解促進を図るため、各地のイベント等で展示を行うとともに技術的な相談に応じた。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除された区域において、地上アナログ放送は受信可能だったが地上デジタル放送は受信困難となった「新たな難視地区」における恒久受信対策への支援措置として、一定の要件を満たす10世帯について、高性能アンテナの設置に対する経費助成を行った。

地上デジタル放送の建造物による受信障害について、関係官庁及び関係団体で構成する受信環境クリーン協議会等と連携し、障害予測手法の周知活動を行った。

また、電気機器から発する雑音電波による受信障害については、受信環境クリーン協議会と連携して、その防止や対処方法の周知活動を行った。

(2) NHK共聴の運用

難視聴地区において地元視聴者の組合と共同で設置したテレビジョン共同受信施設（NHK共聴）の保全、管理を行った。

年度末における施設数は5,233施設（加入者数約30万世帯）であった。

第5章 視聴者関係業務の概況

1 広報活動及び情報公開

(1) 事業運営や放送番組に関する広報

視聴者の信頼を高め、協会の活動に対する理解と支持を得るとともに、放送番組の視聴等を促進するため、事業運営や放送・サービスに関する広報活動を行った。

協会の事業運営や地域放送局の取り組み等を紹介する「#NHK」、「どーも、NHK」、番組の見どころを紹介する「土スタ」等の広報番組を放送した。また、受信料制度や技術開発の取り組み等を紹介する番組を随時放送した。このほか、「NHK令和6年度予算審議～衆議院総務委員会～」、「NHK令和6年度予算審議～参議院総務委員会～」等の特別番組を放送した。

注目番組を紹介するウェブサイトに番組発表の記者会見や制作風景の動画等を掲載するとともに、SNSを活用し積極的に番組の情報発信を行った。

超高精細度テレビジョン放送について視聴者への普及に努め、8Kの大画面に番組を上映するイベントを実施した。

報道機関に対しては、会長やメディア総局長等の記者会見、放送番組の記者発表等を実施するとともに、経営や放送に関する取材に対応した。

(2) 経営・事業内容に関する情報の公開

受信料によって運営されている公共放送として、事業活動や財務内容等に関して透明性を確保し、視聴者に対する説明責務を果たす観点から、NHK情報公開基準に基づく情報公開を推進した。

ア 情報の提供

視聴者からの電話やメール等による問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応に努め、情報提供を行った。

事業活動や財務内容等に関する情報については、放送、インターネット、パンフレット等を活用して積極的に提供した。放送法で提供が義務付けられた文書は、自主的に提供する文書とともに、ウェブサイトに一覧できる形で公開し、各放送局でも閲覧可能とした。決算については、官報に公告した。（放送法に基づき提供している文書 資料23）

番組制作費については、テレビジョン放送番組を10のジャンルに分け、予算公表時に

は、ジャンル別に番組名を示しつつ、1本あたりの制作費の目安を公開した。決算公表時には、ジャンル別の制作費の決算額の直接制作費、人件費等を合わせたトータルコストを、ジャンル別の編成比率とともに公開した。

イ 情報の開示

NHK情報公開規程にのっとり、視聴者からの「開示の求め」に応じて、協会が保有している文書（電磁的に記録されたものを含む）を開示した。

年度内に受け付けた「開示の求め」は37件で、前年度からの継続分と合わせて31件について検討を終えた。検討結果の内訳は、開示・一部開示が7件、不開示が10件、対象外が14件であった。「再検討の求め」については、外部の有識者で構成するNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に7件の諮問を行った。同委員会は14回開催され、審議の結果、前年度に諮問されたものを含め8件について答申を行った。7件については協会の判断が妥当とされ、1件については協会の判断の不開示ではなく一部開示が妥当とされた。協会は、答申を受けた全ての案件について、同委員会の答申どおりの最終判断を行った。情報開示の実施状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。「開示の求め」の対象とならない分野の文書についても、可能な範囲で情報を提供した。

（委員名 資料24）（情報開示の状況 資料25）

2 理解促進活動、視聴者意向の集約

(1) 視聴者との交流活動

各地の放送会館を一般公開して行うイベント等を実施したほか、一部の放送会館においては、ロビーを地域のサークル等の展示の場として開放した。全国の放送会館の来館者数は年間138万人であった。このほか、視聴者との交流スペース「NHKプラスクロスSHIBUYA」を活用したイベントや展示を行った。6年3月、協会の番組等にさまざまな形で触れてもらう「超体験NHKフェス」を開催した。

各地の小学5・6年生に向けて「つながる！NHKメディア・リテラシー教室」を、中学・高校生に向けて訪問学習をそれぞれ実施するとともに、NHK交響楽団との共催により小・中学生に向けて「NHKこども音楽クラブ」を実施した。

このほか、視聴者とのコミュニケーションを深めるさまざまな催しを全国各地で実施した。

(2) 視聴者対応業務

視聴者の満足度を向上させる観点から、視聴者の多様な意向を収集し、業務に迅速、的確に反映させるよう努めた。「NHKふれあいセンター」や、各放送局及び一部の支局の視聴者対応窓口「NHKハートプラザ」等に電話やメール等で寄せられた視聴者の苦情その他の意見は年間309万件であった。これらに対しては適切かつ迅速に対応するとともに、分析結果を放送現場等に提供し、業務改善につなげた。また、これらの意見や対応状況については、四半期ごとに概要を経営委員会に報告するとともに、定期的にウェブサイトに掲載したほか、放送等で紹介した。

(業務に関して寄せられた意見の件数 資料26)

3 公開番組の実施、番組の利用促進等

(1) 公開番組、催物等

放送番組に対する視聴者の理解と関心を高めるため「NHKのど自慢」、「新・BS日本のうた」、「みんなDEどーもくん!」、「真打ち競演」等の公開番組を実施した。

「NHK紅白歌合戦」等、一部の公開番組において、受信料支払者限定の観覧募集を実施した。

放送と連動したイベントとして、特別展「恐竜博2023」、同「古代メキシコ—マヤ、アステカ、テオティワカン」、「ガウディとサグラダ・ファミリア展」、「NHK音楽祭2023」等を開催した。このほか、社会的に関心の高い課題への取り組みとして、防災や福祉をテーマにしたイベントを実施したほか、SDGsをテーマにしたキャンペーンを展開した。学校単位で参加する教育イベント「NHK杯全国高校放送コンテスト」、「NHK全国学校音楽コンクール」、「NHK学生ロボコン2023」、「アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2023」等を実施した。

このほか、「2023年トルコ・シリア地震救援金」「令和6年能登半島地震災害義援金(富山県被災者支援分)」等9件の災害たすけあいと、NHK歳末たすけあい・NHK海外たすけあいを、社会福祉法人NHK厚生文化事業団等と共催し、放送を通じた周知を行った。

(2) 放送番組の利用促進

学校放送番組及びこれに関連するポータルサイト「NHK for School」の利用促進を図るため、放送教育研究会等と連携して放送教育の全国・地方研究大会及び研修会を実施したほか、活用に向けたワークショップ等を実施した。学習用端末を活用した教科横断型の学

びを支援するため、「SDGs かるた」ワークシートを全国の希望する小・中学校へ配付した。このほか、「NHK for School 2023 番組&WEBガイド」をウェブサイトへの掲載等により周知した。

なお、高等学校講座番組の充実とその利用促進に協力する学校法人NHK学園に対し、助成金を交付した。

第6章 放送設備の建設改修及び運用の概況

1 放送設備の建設改修

(1) 地上放送網の整備

中波ラジオ放送所の津波災害への対策として、第1放送において、名古屋局（愛知）の移転準備を取り進めた。

ラジオの放送区域は、年度末で、第1放送が全国世帯の99.9%、第2放送が99.9%、FM放送が98%であった。

(2) 衛星テレビジョン放送の安定的実施

衛星放送各波について、株式会社放送衛星システムの基幹放送局を用いて放送した。

株式会社放送衛星システムに対して、放送衛星BSAT-3及び4の運用を支援する技術協力を行った。

(3) 放送設備の整備

良質な放送を確保するため、放送設備の改善及び老朽設備の更新整備を進めた。

取材・制作設備については、放送センター、広島放送局、福岡放送局のスタジオ各1か所の設備更新を実施した。緊急報道に備えて、全国のロボットカメラについて、34か所の更新及び2か所の新規整備を行うとともに、FPU基地局について、19か所の更新及び1か所の新規整備を行った。

電源設備については、地域放送会館の無停電電源装置等を更新した。

テレビジョン放送所設備については、甲府、熊本、札幌で総合放送及び教育放送の送信機を更新した。

ラジオ放送所設備については、福岡、大分で第1放送の送信機を、旭川でFM放送の送信機を更新した。

また、災害に備えた機能強化を図るため、帯広の放送所における自家発電用燃料貯蔵タンクの増量を行った。

(4) 放送会館の整備等

放送センター建替について、第I期工事を進めた。

大型スタジオ等を備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の建設工事を開始した。
津波による浸水に備え、高知放送会館のサブステーションの整備を進めた。

2 放送設備の運用

(1) 国内放送

年度末において、テレビジョンで、総合テレビジョン2,214局、教育テレビジョン2,185局、ラジオで、第1放送281局、第2放送146局、FM放送532局を運用した。
（放送局の概要及び運用局数の推移 資料27、28）

このほか、固定局745局、基地局5局、携帯基地局180局、陸上移動局4,192局、携帯局4,557局、地球局4局を運用し、取材、連絡、番組中継等に活用した。

(2) ラジオ国際放送

年度末において、KDDI八俣送信所の送信機300kW5台、100kW1台、計6台を運用した。

送信出力は、東南アジア向け、南西アジア向け、アジア大陸向け、中東・北アフリカ向け、極東ロシア向け、南米向け、大洋州向けのいずれも300kWであった。

なお、KDDI八俣送信所の送信設備については、協会業務に支障がない範囲で、KDDI株式会社が特定失踪者問題調査会に一部使用させることを承諾した。

3 放送技術審議会

会長の諮問機関である放送技術審議会は4回開催され、放送技術の大綱について審議を行った。
（委員名 資料29）

第7章 放送技術の研究

1 主な研究とその成果

(1) イマーシブメディアの研究

より臨場感・没入感が得られる新たな視聴体験の提供を目指して、広視野・高精細な映像提示システム、音響空間の再現技術、3次元空間情報の取得技術、地上放送の高度化技術等の研究を進めた。

ア コンテンツ体感技術

3次元テレビの表示については、物体から目に届く光線を再現するライトフィールド技術の研究を進め、自然な立体像を表示する携帯端末型ディスプレイ及び頭部搭載型のディスプレイについて、映像品質を改善した。

拡張現実（AR）及び仮想現実（VR）については、ARグラスを通して周辺の空間に多数のニュース項目を配置することで、高い一覧性で記事を探索・閲覧できるシステム等を試作した。また、360度映像と3次元オブジェクト等複数の構成要素の合成方法を規定する記述手法を用いて、視聴デバイスにあわせて3次元オブジェクトや360度映像をレンダリング・提示する基本的な仕組みについて、クラウド上で動作することを確認した。

音響については、受信機側で番組音声を要素ごとにカスタマイズできるオブジェクトベース音響技術、VR空間等で用いる音響サービスのためのメタデータの要件や記述手法、音場再現技術の研究を進めた。

イ コンテンツ制作技術

複数の撮影映像やセンサー情報を利用して、被写体の形状や表面質感等の3次元情報を効率的に取得するメタスタジオ制作技術の研究開発を進め、取得する情報の品質向上や、送り返しモニター等の制作支援装置の開発を行った。

コンテンツ制作の過程において3次元映像やAR・VR等の情報を伝送するために、ミリ波帯を活用して大容量無線伝送を行う技術の研究開発を進めた。

ドローンとFPUを組み合わせて映像を伝送する無線中継技術の実現に向け、小型の双方向FPUの研究開発を進めた。

ウ 伝送技術

映像方式については、映像符号化方式の国際標準規格VVC（Versatile Video Coding）のマルチレイヤー符号化を利用し、解像度向上や手話などの補助映像重畳のための拡張情

報を、放送と通信の双方を用いて効率的に伝送するシステムの開発を進めた。

伝送方式については、地上放送高度化に関する技術として、放送番組を送信所まで伝送する装置を開発するとともに、放送波中継や番組中継回線の技術的な検証を行った。

(2) ユニバーサルサービスの研究

いつでも、どこでも、誰もが、必要なサービスを楽しむことができることを目指して、高品質な自動解説技術、視聴環境に応じたコンテンツ配信・提示技術、パーソナルデータを管理・利活用するための技術等の研究を進めた。

ア 人にやさしい放送

CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究では、ニュースの日本語文から手話CGを生成するための翻訳技術と手話特有の表現を制作できる手話CGシステムの開発を進めた。

自動解説音声技術の研究では、スポーツ中継における選手の動作内容を自動認識することにより解説文を自動生成するシステムの開発を進めた。

イ コンテンツ配信・サービス提供技術

放送、インターネット等の伝送路を意識せずにコンテンツを視聴できる技術の研究開発では、番組表の提示機能拡張等の開発を進めた。また、宅内・宅外のIoT機器を放送と連携させることにより、新しい視聴形態を実現するシステムの開発を進めた。

データ活用基盤技術の研究では、プライバシーを保護しつつ放送局のさまざまなコンテンツに接触し、個人の行動に応じて活用したり興味の広がりにつなげたりできるように、パーソナルデータを活用したサービスの研究及び放送局のコンテンツに含まれる知識を抽出・活用する技術の研究を進めた。

インターネット配信技術の研究では、リアルタイムの映像等の配信に必要な伝送路や計算リソースを状況に応じて確保する技術や、配信サーバー側で視聴端末の状況を把握し配信品質を制御する技術により、効率良く安定的な視聴を可能とする技術の開発を進めた。

(3) フロンティアサイエンスの研究

イマーシブメディアやユニバーサルサービスを支える基礎研究として、AIを使った高度な画像・音声認識技術、ホログラフィー撮像、次世代映像表示システムや高速・大容量ストレージのデバイス等の研究を進めた。

ア コンピューターサイエンス

ニュース番組を要約した動画を自動生成する映像要約技術の研究では、地域局の定時ニュースで利用できるよう機能を改善し、実用化した。また、ニュース記事を分類するための情報を自動付与するマルチラベル分類技術の開発を進めた。

イ コグニティブサイエンス

3次元空間をVR等で視聴する際に、視聴者が自然に感じる視点を選択するアルゴリズムを効率的に改善する手法を開発した。また、映像コンテンツが人にもたらす教育的効果の研究では、コンテンツ視聴後の長期的な行動変容等の調査・分析を進めた。

ウ マテリアルサイエンス

次世代撮像技術の研究では、コンピューテーショナルフォトグラフィーの研究を進め、撮影可能な被写体サイズを拡大した。

次世代記録デバイスの研究では、高い信頼性と高速記録を両立可能な磁性細線メモリーの開発を進めた。

次世代表示デバイスの研究では、フレキシブルディスプレイの高性能化に向け、酸素や水分の影響を受けにくく効率的に電子を供給できる材料の開発を進め、駆動寿命の長いデバイスを試作した。また、柔軟で伸縮でき、さまざまな形状に変形可能なディスプレイの実現を目指し、単色の伸縮ディスプレイを開発した。

空間像再生型表示デバイスの研究では、任意の空間像を書き換えて表示できる広視域のホログラフィックディスプレイを開発した。また、光ビーム走査による空間像表示の実現に向け、スポット状の光を高速に制御できるデバイスの開発を進めた。

エ ソーシャルサイエンス

技術の社会実装を進める際に倫理的・法的・社会的課題として配慮すべき事項について検討し、放送技術研究における具体的留意点を記載した手引きを整備した。

2 技術協力等

外部に対する技術協力及び受託研究は、前年度から継続したもの3件、新たに実施したもの8件、合計11件について行った。これらのうち主なものは、放送衛星技術、ディスプレイの色域測定技術、放送波の回り込みキャンセル技術に関するものであった。

3 特許権等の取得、外部への実施許諾

特許権等については、新たに278件取得し、年度末における保有総数は2,093件となった。

外部に対する実施許諾については、前年度から継続したもの290件、新たに許諾したもの4件、合計294件について行った。これらのうち主なものは、マルチチャンネルの音響処理技術、カメラのフォーカスアシスト技術に関するものであった。

4 放送技術研究委員会等

外部の学識経験者によって構成される放送技術研究委員会を2回開催し、重要な研究課題について審議した。 (委員名 資料30)

また、研究アドバイザーとして委嘱した外部研究者から、研究テーマについての助言・指導を受けた。

5 研究成果の活用及び公表

研究成果の活用については、放送や番組制作への活用を進めるとともに、放送技術及び電子産業技術の向上に資するよう、外部に対する技術移転を積極的に行った。また、国内外の標準化機関の活動に積極的に参加し、技術基準の策定に貢献するとともに、日本の地上デジタルテレビジョン放送方式 (ISDB-T) の海外普及に向けて、一般社団法人電波産業会 (ARIB) の活動に参加した。

研究成果の公表については、6月に放送技術研究所の一般公開を開催した。また、関係学会の会誌や専門技術誌への寄稿、研究会での発表、各種団体や専門委員会への参画、「NHK技研R&D」、「BROADCAST TECHNOLOGY」等の発行、ウェブサイトでの研究内容の紹介等を行い、広く周知を図った。そのほか、欧州の放送機器展IBC2023 (9月)、国内の放送機器展InterBEE2023 (11月)において、手話CGアニメーション作成技術や伸縮可能なディスプレイ技術等の展示を行った。

第8章 業務組織の概要及び職員の状況

1 経営委員会

(1) 構成

6年2月29日、委員森下俊三、尾崎裕、井伊雅子、不破泰が任期満了となり、森下俊三、井伊雅子は退任した。3月1日、尾崎裕、不破泰は委員に再任され、新たに古賀信行、坂本有芳がそれぞれ委員に任命された。森下俊三の退任に伴い、3月12日、委員の互選により、委員古賀信行を委員長に選出した。同日、委員会として、委員村田晃嗣に代わり、委員榊原一夫を委員長職務代行者に定めた。

年度末における経営委員会の構成は次のとおりであった。なお、委員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、定員は12人で、任期は3年であり、委員長は委員の互選によって定める。(経歴 資料31)

委員長	古賀信行	〔令和6年3月1日就任 令和6年3月12日委員長就任 野村ホールディングス名誉顧問〕
委員 〔委員長職務代行者〕	榊原一夫	〔令和4年6月20日就任 令和6年3月12日委員長職務代行者就任 弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業〕
委員	明石伸子	〔令和元年6月20日就任 NPO法人日本マナー・プロトコール協会 理事長〕
委員	磯山誠二	〔令和元年12月11日就任 九州リースサービス代表取締役社長〕
委員 (常勤)	大草透	〔令和4年6月20日就任 元三菱地所取締役常勤監査委員〕
委員	尾崎裕	〔令和3年3月1日就任 大阪瓦斯相談役〕
委員	坂本有芳	〔令和6年3月1日就任 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授〕

委員	せき 堰	はち 八	よし 義	ひろ 博	〔平成28年 6月20日就任 北海道銀行特別顧問〕
委員	ふ 不	わ 破		やすし 泰	〔令和 3年 3月 1日就任 信州大学理事・副学長〕
委員	まえ 前	だ 田	か 香	おり 織	〔令和 4年12月11日就任 広島市立大学最高デジタル責任者・特任教授〕
委員	みず 水	お 尾	え 衣	り 里	〔令和 元年12月11日就任 名城大学人間学部教授〕
委員	むら 村	た 田	こう 晃	じ 嗣	〔平成30年 3月 1日就任 同志社大学法学部教授〕

(2) 会議等

合議機関である経営委員会の会議は23回開催され、法定議決事項について審議し、決定するとともに、その他の基本的事項についても審議、検討を行った。審議にあたっては、執行部から詳細な説明を聴取するとともに、特に重要な案件については数次にわたって審議を重ねた。会長から、四半期ごとの職務の執行状況等について報告を受けた。選定監査委員からは、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守状況等役員の職務の執行状況について、監査結果の報告を受けた。執行部に対する業績評価を行うにあたっては、評価・報酬部会が経営委員会内の作業部会として事前準備作業を行った。

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の認可申請、「NHK経営計画（2024－2026年度）」の議決にあたっては、放送法及び放送法施行規則にのっとり、広く一般の意見を求めた。

また、経営委員会が受信者から直接意見を聴取する「視聴者のみなさまと語る会」を計6回実施した。そのうち佐賀、青森、鳥取、水戸、徳島の5回を参集で、関西・学生ミーティング（大阪・京都・兵庫・和歌山・奈良・滋賀在住の学生を対象）をオンラインで実施した。その結果は、経営委員会事務局から報告を受けた。

協会の事業運営について、本年度議決した事項は次のとおりであった。

- ① 内部統制関係議決の改正について審議し、決定した。
- ② 令和6年度収支予算の編成にあたり、編成の基本方針及び基本的事項について審議を重ね、令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画について決定した。
- ③ 令和6年度からの中期経営計画について審議を重ね、「NHK経営計画（2024－

2026年度)」について決定した。

- ④ 令和4年度業務報告書及び令和4年度財務諸表について審議し、決定した。また、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添えて総務大臣に提出することを決定した。
- ⑤ 衛星基幹放送の業務の廃止の認可申請について審議し、決定した。
- ⑥ 令和6年能登半島地震被災地への衛星放送を活用した情報提供の継続について審議し、決定した。
- ⑦ 令和6年度の国内放送番組編集の基本計画及び国際放送番組編集の基本計画について審議し、決定した。
- ⑧ 放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）により放送法が改正されたことに伴い、日本放送協会定款の一部変更の認可申請について審議し、決定した。
- ⑨ 日本放送協会放送受信規約の一部変更の認可申請について審議し、決定した。
- ⑩ 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の認可申請について審議し、決定した。
- ⑪ 令和6年度のインターネット活用業務実施計画について審議し、決定した。
- ⑫ 令和5年度の会長、副会長、専務理事、理事の報酬について審議し、決定した。
- ⑬ 令和5年度の役員交際費の支出限度額について審議し、決定した。
- ⑭ 退任役員退職金について審議し、決定した。
- ⑮ 令和5年度の経営委員会委員の報酬について審議し、決定した。
- ⑯ 令和4年度決算にあたり、令和4年度予算総則の適用について審議し、決定した。
- ⑰ 放送センター建替工事における工事請負契約について審議し、決定した。
- ⑱ 放送会館用地の取得及び処分について審議し、決定した。
- ⑲ 公益財団法人放送番組センターへの出捐の認可申請について審議し、決定した。
- ⑳ NHK情報公開・個人情報保護審議委員会委員の委嘱について審議し、決定した。
- ㉑ 竹村範之、根本拓也、寺田健二を理事に任命することに同意した。
- ㉒ 中央放送番組審議会委員及び国際放送番組審議会委員の委嘱に同意した。

会議における審議状況等については、原則として毎回の会議終了後に委員長等が報道機関への説明を行うことにより、その内容が広く迅速に公開されるよう努めるとともに、会議の議事録を、各放送局への備え置き及びウェブサイトへの掲載により公表した。あわせて、経営委員会活動の最新情報等をウェブサイトに掲載した。

2 監査委員会

(1) 構成

監査委員大草透、堰八義博、水尾衣里は、それぞれ放送法第39条第6項、第44条第1項、第2項、第46条の2第1項第2号、第77条第5項の選定監査委員であった。

年度末における監査委員会の構成は次のとおりであった。なお、監査委員は、経営委員会委員の中から経営委員会が3人以上を任命する。このうち少なくとも1人以上を常勤とする。

監査委員（常勤）	大 草 透	（令和 4年 6月 20日就任）
監査委員	堰 八 義 博	（令和 4年 6月 14日就任）
監査委員	水 尾 衣 里	（令和 3年 2月 24日就任）

(2) 会議等

合議機関である監査委員会の会議は23回開催され、監査委員会の職務の執行に必要な事項について審議し、議決を行った。6月、令和4年度業務報告書及び令和4年度財務諸表に添える監査委員会の意見を決定した。6年3月、令和6年度の監査実施方針を決定した。このほか、年度を通じて、監査の円滑な実施に資するよう、会長との定期的な情報交換や、内部監査室等執行部組織及び子会社・関連公益法人等からの聴取を実施した。

放送法第39条第6項の選定監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況について、協会の業務報告書及び財務諸表に添える意見書や協会の四半期業務報告に基づく活動結果報告として、経営委員会に報告した。監査実施方針・実施計画について、経営委員会に報告した。これらについては、ウェブサイトへの掲載により公表した。

3 会長、副会長、理事

4月24日、専務理事板野裕爾、伊藤浩、理事児玉圭司が任期満了となり退任した。4月25日、新たに竹村範之、根本拓也、寺田健二が理事に任命された。また同日、新たに理事竹村範之、山名啓雄が専務理事に指名された。

年度末における会長、副会長、理事は次のとおりであった。なお、会長は経営委員会が任命し、副会長及び理事は経営委員会の同意を得て会長が任命する。会長は理事のうち若干人を専務理事に指名することがある。会長及び副会長の定員は各1人で、任期は3年、専務理事及び理事の定員は7人以上10人以内で、任期は2年である。

（経歴 資料32）

会	長	いな	ぼ	のぶ	お	(令和 5年 1月 25日 就任)
副	会 長	いの	うえ	たつ	ひこ	(令和 5年 2月 14日 就任)
専	務 理 事	こ	いけ	ひで	お	(令和 4年 4月 25日 再任)
専	務 理 事	たけ	むら	のり	ゆき	(令和 5年 4月 25日 就任)
専	務 理 事	はやし		り	え	(令和 4年 4月 25日 再任)
専	務 理 事	やま	な	ひろ	お	(令和 4年 4月 25日 就任)
理	事	ね	もと	たく	や	(令和 5年 4月 25日 就任)
理	事	なか	じま	た	いち	(令和 4年 4月 25日 就任)
理	事	やす	ほ	はな	こ	(令和 4年 4月 25日 就任)
理	事	くまの	み	どう	とも	(令和 4年 4月 25日 就任)
理	事	やま	うち	まさ	ひこ	(令和 4年 4月 25日 就任)
理 事 ・ 技 師 長		てら	だ	けん	じ	(令和 5年 4月 25日 就任)

理事会は30回開催され、協会の業務執行に関する事項について審議した。また、会長以下の役員で構成する諸会議を随時開催し、経営課題について検討を行った。

なお、理事会議事録については、ウェブサイトへの掲載により公表した。

4 規程、組織及びその他の業務管理

事業運営の基本をなす規程類については、職場秩序の維持や適正かつ効率的な業務の遂行に資するよう、適切な管理に努めた。

「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき進めた業務の諸改革を検証し、さらに発展させる取り組みを行った。人事制度については公平・公正を原則に、人材の専門性と組織力の強化を重視する方針で見直しを進めた。協会の意思決定における体制の整備・強化に努め、透明性の向上を図るとともに、合議を重視した意思決定を行った。「NHK経営計画（2024－2026年度）」の着実な実行を図るため、部局目標の管理手法を改善した。

地域改革の取り組みとして、拠点放送局を中心とするブロック経営を進め、限りある経営資源を生かして各地域向けの放送・サービスをさらに充実させるための施策を実施した。

組織・業務体制については、4月、北海道地方における放送・サービスを強化する体制の整備を、7月、デジタルを活用した機能強化を推進する体制の整備等を実施した。

(組織図 資料33) (放送局等所在地 資料34)

平成29年12月に公表した「NHKグループ 働き方改革宣言」の実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、業務改善や多様な働き方の浸透・支援を進めた。また、産業医による面接指導の強化、職員の勤務・健康状況の点検日の設置等による健康への意識醸成等の健康確保施策に取り組んだ。

効率的な業務運営を図る観点から、業務委託基準等にとり、子会社等に対し、番組制作、技術等の業務の一部を委託した。また、子会社及び関連会社との連結決算を実施し、中間連結財務諸表及び連結財務諸表として取りまとめ、ウェブサイトへの掲載により公表した。

子会社等を含む外部との取引については、競争性と透明性を高い水準で確保するため、6月、競争契約と随意契約の比率等の契約全体の状況を取りまとめ、公表した。

環境に配慮した経営の一環として、CO₂削減目標を定めた「NHK環境経営アクションプラン（2021－2023年度）」に基づき、地域放送局のオフィス照明のLED化工事を実施したほか、全局的な取り組みとしてコピー用紙や印刷物、プラスチックごみ等の削減を進めた。また、再生可能エネルギーの導入を進め、放送センターで使用を拡大した。6年2月、令和12年度末までにCO₂排出量を50%削減（平成30年度比）する新たなCO₂削減目標を定めた。3月、「NHK環境報告書2023」を公表した。

5 職 員

要員については、「NHK経営計画（2021－2023年度）」に基づき、本部各部署・地域放送局業務体制の見直し等により、合計481人の削減を行う一方、報道・制作体制の強化、新人層の育成強化等に331人の増員配置を行い、150人を純減した。年度末の人員は10,025人であった。男女別構成比は男性77.1%、女性22.9%であった。平均年齢は42.0歳、平均勤続年数は18.1年であった。また、障害者の雇用率は2.43%であった。給与については、協会の財政状況も踏まえつつ、適正な水準を維持するよう決定した。（要員数の推移 資料35）

「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に基づき、コンサルタントによる面談を実施するなど、女性の経営幹部育成やキャリア支援等の施策と環境整備を進めた。5年度の女性管理職の割合は12.0%であった。

職員の研修については、公共メディアの使命、コンプライアンス、職員倫理・公金意識を徹底する研修を継続するとともに、マネジメント力の向上や自律的なキャリア形成、ダイバーシティ推進、デジタルツールの活用支援に資する研修に重点を置いて実施した。

第9章 内部統制に関する体制等及びその運用状況

協会の経営に関する基本的な事項の議決及び役員職務の執行の監督を行う経営委員会、役員職務の執行を監査する監査委員会、放送法第20条に定められた業務を執行する会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）は、放送法第29条に定められた協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての経営委員会議決、監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決及び当該議決に基づく定めを遵守してそれぞれの職務にあたった。

（内部統制関係議決 資料36）

4月にインターネット活用業務に係る不適切な調達手続きを覚知したことを受けて、会長直下に設置した外部弁護士等の有識者から成る専門委員会の助言も得ながら、問題の所在の整理及び改善策の検討を行った。7月、再発防止策を公表し、意思決定プロセスの見直しや役員向けのリテラシー教育等に取り組んだ。

内部通報によって発覚した報道局職員の不正な経費請求について、10月、外部弁護士等の有識者から成る第三者委員会を設置した。12月、委員会からの答申を受けて調査報告書を公表するとともに、内規の見直し、不正を防止・発見するための監視体制の強化等の再発防止策に取り組んだ。

1 コンプライアンス等に関する体制等及びその運用状況

(1) コンプライアンス及びリスクマネジメント体制

経営委員会は、役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、「経営委員会委員の服務に関する準則」、「会長、副会長および理事の服務に関する準則」、「職員の服務に関する準則」を決定している。

コンプライアンス及びリスクマネジメントの最高責任者である会長を委員長とするリスクマネジメント委員会は、NHKグループのコンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針やリスクマネジメント推進の活動方針を策定し、それらを踏まえた施策の計画及び実施状況の確認を行った。リスクマネジメント室は、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行した。リスクマネジメント室が中心となり、各職場で自律的にコンプライアンスの徹底やリスクマネジメントに取り組む体制の定着に努めた。また、会長等及び職員に「NHK倫理・行動憲章」及び「行動指針」を遵守させるため、

研修等による意識啓発を図った。10月をコンプライアンス推進強化月間とし、「倫理・行動憲章eラーニング」、「情報セキュリティ・リスク診断」等を行ったほか、年間を通じて業務上の主要なリスクについて繰り返し学習する活動を実施した。あわせて、想定される業務上のリスクを適切に管理しているか点検し、必要な改善提案や改善状況の確認等を行った。

情報セキュリティ対策や個人情報保護のための情報管理については、情報セキュリティ委員会で策定した活動方針にのっとり、情報の安全かつ適切な管理を推進した。協会及び子会社の役職員等へのeラーニング、標的型攻撃メールへの対応訓練等によりリテラシー向上を図るなど、NHKグループ全体の情報セキュリティレベル向上に努めた。また、協会及び子会社を対象にパーソナルデータの管理状況を点検するなど、個人情報の適切な取り扱いを推進した。

会長は、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、問題の早期発見に努めるとともに、内部通報等を行った職員及び子会社の使用人等が当該通報をしたことにより不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。また、内部通報の内容について監査委員会に報告した。

協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等が確認された場合は、直ちに監査委員に報告する体制をとった。

監査委員会は、定期的な会長等へのヒアリング、内部監査室からの内部監査結果の報告、リスクマネジメント室からのリスクマネジメント活動状況の報告等により、役員の仕事の執行状況を把握した。

(2) 会長等の職務の執行に係る情報の保存及び管理

会長等の職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」に基づき、理事会等の資料を保存・管理するとともに、文書一覧表の更新を行った。

(3) 会長等の職務の執行が効率的に行われることの確保

経営委員会は、「NHK経営計画（2024－2026年度）」、「令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」を議決した。

会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を副会長及び理事に委譲した。副会長及び理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定し、自己の担当領

域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努めた。会長は、業務の遂行状況を確認するとともに、目標の達成度評価を行い、職務の執行状況等を四半期ごとに経営委員会に報告した。

(4) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正の確保

ア 業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等

協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制の構築、実施、運用等を内容とする子会社の運営に関する共通の基準として策定した「関連団体運営基準」の確実な運用を図っている。各子会社との間で、「関連団体運営基準」の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた「基本契約」を締結している。会長は、次の①から⑩の事項を含め、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（取締役等）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を運用した。

- ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針と、それに基づく業務運営の方針を子会社に対し周知徹底するため、会長と子会社の代表者が参加する連絡協議会を実施し、各子会社の代表者と意見・情報の交換及び協議を行った。
- ② 会長は、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、協会における体制と同水準のものとするようコンプライアンスの徹底と各子会社の内部規程の整備を指示するとともに、「関連団体運営基準」を遵守させた。
- ③ 会長は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、その概要を把握し必要に応じて改善を指導するため、各子会社から四半期ごとの報告を行わせた。
- ④ 内部監査室は、「内部監査・関連団体調査規程」等に基づき、子会社の業務が法令、定款その他諸規程に基づき適正に実施されているかという観点から、子会社の調査を実施した。
- ⑤ 子会社全般に関する事項を所掌するグループ経営戦略局は、子会社に関する基本的事項の決定や子会社に対する管理、子会社の業務の適正を確保するために管理を実施した。
- ⑥ 会長は、子会社ごとに事業を所管する協会の部局等を指定し、当該部局長と子会社役

員によるマネジメント連絡会を実施するなど、子会社業務の適正を確保するための指導・監督を実施した。

- ⑦ 会長は、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するため、放送法第22条の2の規定に基づき設立した関連事業持株会社の業務の適正を確保するための指導・監督を実施した。
- ⑧ 会長は、協会の職員を子会社6社の非常勤取締役にならせた。また、協会の職員を子会社11社に出向させ取締役にならせた。
- ⑨ 会長は、協会の職員を子会社9社の非常勤監査役にならせた。関連事業持株会社の監査役に傘下子会社3社の監査役を兼任させた。「関連団体運営基準」に基づき、子会社7社の常勤監査役に所要の知見を有する外部の者を就かせた。
- ⑩ 会長は、選定監査委員に対して、子会社の管理の状況等を定期的に報告した。
- ⑪ 会長等は、子会社の業務に関して、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、「関連団体運営基準」等に基づき、選定監査委員に直ちに報告する体制をとった。
- ⑫ 会長は、「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」に基づく内部通報制度を整備・運用し、その運用状況について監査委員会に定期的に報告した。
- ⑬ 会長は、放送法第22条第4号の規定により出資した子会社の業務範囲について、放送法施行令第2条を踏まえて「関連団体運営基準」に定めこれを各子会社に遵守させるとともに、子会社の定款とその運用状況について監査法人による業務運営状況の調査を行い、業務範囲を逸脱しないよう指導する体制をとった。
- ⑭ 会長は、関連事業持株会社の業務範囲について、放送法第22条の2を踏まえて「関連団体運営基準」に定め、これを遵守するよう関連事業持株会社を指導する体制をとった。
- ⑮ 会長は、関連事業持株会社の子会社の業務範囲について、放送法施行令第2条を踏まえて「関連団体運営基準」に定め、それらの子会社がこれを遵守するよう関連事業持株会社に指導させる体制をとった。
- ⑯ 会長は、協会から子会社への業務委託について、放送法第23条の規定に基づく「業務委託基準」を定めるとともに、その適用範囲外の業務委託についても同様の基準を定め、それらに基づいて実施した。
- ⑰ 会長は、子会社の配当について、「関連団体運営基準」で各子会社の財務状況、事業

計画、株主構成等を勘案したうえで実施するよう定めた配当方針に基づき、株主としての権利を行使した。

- ⑱ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報について、「関連団体運営基準」等に定めるところにより広く一般に提供した。各子会社の取締役等に対する報酬の基準、事業計画、事業報告等、組織、業務、財務に関する基礎的な情報を協会のウェブサイトに掲載した。

イ 協会と子会社との取引

協会と子会社との取引の適正性の評価について、「関連団体運営基準」に基づき、協会と子会社との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

ウ 監査委員会による監査

監査委員会は、子会社の事業運営に関する会長等の職務執行の監査に際して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われているかについて監査を実施した。監査にあたっては、子会社の代表者からの聴取を実施するなど、会長等の職務執行状況をより正確に把握するよう努めた。また、子会社の管理の状況等について、会長等から定期的に報告を受けた。その内容及びそれに対する意見は、経営委員会に報告した。

エ 経営委員会による監督

経営委員会は、子会社の事業運営についての会長等の職務執行に関して、関係法令や定款、内部統制関係議決等に沿って適正に行われるよう監督を実施した。

(5) 経営委員会事務局等

経営委員会事務局は、経営委員会の職務を補佐する機能として、会議の審議等に資する情報の収集、各委員への迅速な情報伝達、会長等からの付議事項の調査、日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の認可申請及び「NHK経営計画（2024－2026年度）」の議決にあたっての意見募集の事務、「視聴者のみなさまと語る会」の開催準備等、経営委員会の事務を実施した。

会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得て実施した。

(6) 関連会社及び関連公益法人等への準用

協会の関連会社及び関連公益法人等について、コンプライアンス等に関する内部統制関係議決の一部を準用して体制を整備・運用した。

2 監査委員会等に関する体制等及びその運用状況

(1) 監査委員会への報告等

「監査委員会規程」に基づき、会長等又は職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき等の監査委員会への報告については、确实かつ迅速に報告する体制をとった。

監査委員は、理事会・役員会、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、又は資料等を査閲した。

「関連団体運営基準」及び「監査委員会規程」等に基づき、子会社の取締役又は使用人等が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに監査委員会に确实かつ迅速に報告する体制をとった。

「NHKグループ コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する規程」等に基づき、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の内部通報を行った職員及び子会社の使用人等が当該通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない内部通報制度を整備・運用し、通報をしたことを理由に一切の不利益な取り扱いを受けない旨を、協会及び子会社の役職員に対し研修等を通じて周知徹底した。あわせて、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、内部監査や監査委員会への報告等に携わったこと等を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備・運用するとともに、報告等を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を周知徹底した。

(2) 監査委員の職務の執行に係る費用等

会長は、監査委員の職務の執行について生じた放送法第43条第2項に基づく費用等の請求に対しては、当該請求に係る費用等が監査委員の職務の執行に必要なでないことを協会が証明した場合を除き、これに応じる体制をとった。

(3) 監査委員会の監査の実効性確保

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会長は監査委員会と定期的に情報交換を行った。内部監査室長は、内部監査の方針及び内部監査計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行ったほか、「内部監査・関連団体調査規程」に基づき、協会の各部局や子会社の業務が法令、定款その他諸規程等に基づき適正に実施されているかという観点から内部監査及び子会社の調査を行い、その結果を監査委員会につど報告した。

放送法第77条第5項の選定監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について、会計監査人からつど説明、報告を受けた。

「監査委員会規程」に定める内部監査室への指揮については、監査委員会で議決して指示する体制をとった。

(4) 監査委員会事務局等

監査委員会事務局は、監査委員会の職務執行を補佐する機能として必要な専門的知識及び能力を有する職員を配置し、監査委員会の指揮命令に従い、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、各委員への連絡等、監査委員会の事務の実施にあたった。

監査委員会は、専門的知識を有する外部の専門家の知見を活用するため、顧問弁護士等との間で定期的に意見交換を実施した。

監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価にあたり、会長は、監査委員会の事前同意を得て実施した。監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員から指揮命令された業務に関して、会長等の指揮命令を受けることなく業務を行った。

第10章 財政の状況

1 資産、負債及び純資産

年度末における協会全体の資産総額は1兆3,202億2,774万円であり、負債総額は4,466億4,737万円、純資産総額は8,735億8,037万円であった。

一般勘定では、資産総額は1兆3,191億4,760万円で、前年度末1兆2,970億6,403万円に比し、220億8,356万円の増加であった。このうち流動資産は5,723億4,848万円で、資産総額の43.4%を占め、前年度末5,605億1,036万円に比し、118億3,812万円の増加であった。これは、現金及び預金の増加等によるものである。固定資産は5,862億6,678万円で、資産総額の44.4%を占め、前年度末5,672億3,444万円に比し、190億3,234万円の増加であった。これは、有形固定資産の増加等によるものである。特定資産は1,605億3,233万円で、資産総額の12.2%を占め、前年度末1,693億1,923万円に比し、87億8,690万円の減少であった。

負債総額は4,455億6,722万円で、前年度末4,098億1,756万円に比し、357億4,965万円の増加であった。このうち流動負債は2,736億2,061万円で、負債総額の61.4%を占め、前年度末2,413億9,085万円に比し、322億2,976万円の増加であった。これは、未払金の増加等によるものである。固定負債は1,719億4,660万円で、負債総額の38.6%を占め、前年度末1,684億2,671万円に比し、35億1,989万円の増加であった。これは、国際催事放送権料引当金の増加等によるものである。

純資産総額は8,735億8,037万円で、前年度末の8,872億4,646万円に比し、136億6,609万円の減少となった。これは、当期事業収支差金の発生によるものである。

有料インターネット活用業務勘定では、資産総額は9億9,583万円であり、その内容は主に流動資産である。負債総額は9億9,583万円であり、その内容は主に流動負債である。

受託業務等勘定では、資産総額は9,494万円であり、その内容は流動資産である。負債総額は9,494万円であり、その内容は流動負債である。

(資産、負債及び純資産(資本)の推移 資料37)

2 損益及びキャッシュ・フロー

(1) 損益

協会全体の経常事業収入は6,567億558万円、経常事業支出は6,768億511万円、経常事業収支差金は△200億9,953万円であった。経常事業外収入は76億4,449万円、経常事業外支出は1億4,095万円、経常事業外収支差金は75億354万円であった。経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は△125億9,598万円であった。これに、特別収入12億1,420万円、特別支出15億6,718万円を加減した当期事業収支差金は△129億4,896万円である。

一般勘定では、経常事業収入は6,518億9,697万円、前年度6,917億5,905万円に比し、398億6,207万円の減少であった。これは、受信料収入の減少等によるものである。経常事業収入の内容は、受信料6,404億4,912万円、交付金収入36億3,159万円、副次収入78億1,625万円である。経常事業支出は6,727億1,329万円、前年度6,753億8,314万円に比し、26億6,985万円の減少であり、これは、減価償却費の減少等によるものである。経常事業支出の内容は、国内放送費3,285億7,346万円、国際放送費200億9,989万円、国内放送番組等配信費115億8,209万円、国際放送番組等配信費24億9,167万円、契約収納費450億3,270万円、受信対策費6億4,444万円、広報費63億3,867万円、調査研究費69億5,381万円、給与1,100億5,448万円、退職手当・厚生費443億179万円、共通管理費178億9,701万円、減価償却費711億7,734万円、未収受信料欠損償却費75億6,587万円である。以上により、経常事業収支差金は△208億1,631万円であった。

経常事業外収入は76億4,415万円、前年度70億7,490万円に比し、5億6,925万円の増加であり、これは、雑収入の増加等によるものである。経常事業外収入の内容は、財務収入19億2,862万円及び雑収入57億1,553万円である。経常事業外支出は1億4,095万円、これは財務費である。以上により、経常事業外収支差金は75億320万円であった。

経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金は△133億1,311万円であった。

これに、固定資産売却益等の特別収入12億1,420万円、固定資産除却損等の特別

支出 1 5 億 6, 7 1 8 万円を加減した当期事業収支差金は△ 1 3 6 億 6, 6 0 9 万円である。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、繰越剰余金を取り崩し補てんした。

有料インターネット活用業務勘定では、經常事業収入は 5 8 億 1, 1 8 7 万円、經常事業支出は 3 6 億 6, 1 5 8 万円、經常事業収支差金は 2 1 億 5, 0 2 9 万円であった。經常事業外収入は 3 3 万円であり、經常事業外収支差金も同額の 3 3 万円であった。經常事業収支差金に經常事業外収支差金を加えた經常収支差金は 2 1 億 5, 0 6 3 万円であり、当期事業収支差金も同額の 2 1 億 5, 0 6 3 万円である。この当期事業収支差金によって、欠損金△ 7 億 1, 7 1 2 万円が解消し、1 4 億 3, 3 5 1 万円は一般勘定に繰り入れた。

受託業務等勘定では、經常事業収入は 1 8 億 9, 9 9 2 万円、經常事業支出は 1 4 億 9, 1 1 0 万円、經常事業収支差金は 4 億 8 8 2 万円であった。当期事業収支差金は、經常事業収支差金と同額の 4 億 8 8 2 万円であり、この当期事業収支差金は一般勘定に繰り入れた。

(損益の推移 資料 3 8)

(2) キャッシュ・フロー

協会全体の事業活動によるキャッシュ・フローは 6 6 7 億 4, 2 8 5 万円であり、これは、減価償却費の発生等により生じたものである。投資活動によるキャッシュ・フローは△ 4 5 1 億 4, 4 6 9 万円であり、これは、有価証券の取得等により生じたものである。財務活動によるキャッシュ・フローは△ 6 億 3, 3 7 5 万円であり、これは、リース債務返済により生じたものである。

現金及び現金同等物の残高は、年度当初の 1 0 0 億 4, 1 4 5 万円に比し、2 0 9 億 6, 4 4 0 万円増加し、年度末では 3 1 0 億 5 8 5 万円となった。

(キャッシュ・フロー 資料 3 9)

3 収 支

一般勘定では、事業収入は 6, 5 3 1 億 8, 9 4 6 万円、予算に対し、9 1 億 8, 7 1 1 万円の超過となった。これは、受信料や前々年度以前受信料の増加等によるものである。事業支出は 6, 6 6 8 億 5, 5 5 5 万円、5 1 億 4, 7 3 5 万円の予算残となった。これは、効率的な事業運営に努め、経費の削減に取り組んだこと等によるものである。事業収支差金は△ 1 3 6 億 6, 6 0 9 万円となった。また、減価償却資金受入れ等の資本収入は 1, 0 0 9 億 4, 6 6 4 万円、建設費による資本支出は 8 7 2 億 8, 0 5 5 万円であった。資本収支差金は、前期繰越金を受入れたことにより 1 3 6 億 6, 6 0 9 万

円となり、この全額を事業収支差金の不足に補てんした。

有料インターネット活用業務勘定では、事業収入は58億1,221万円で、予算に対し、1億2,416万円の超過となった。事業支出は36億6,158万円で、460万円の予算残となった。事業収支差金は21億5,063万円となり、欠損金△7億1,712万円が解消した。また、資本収入及び資本支出は198万円であった。

受託業務等勘定では、事業収入は18億9,992万円で、予算に対し、7,191万円の不足となった。事業支出は14億9,110万円で、2億1,758万円の予算残となった。

(収入支出決算表 資料40) (衛星放送に係る収入と経費の推移 資料41)

(受信料、交付金収入等の推移 資料42～44) (業務別事業経費の推移 資料45)

第 1 1 章 子会社等の概要

1 子会社等の概況

子会社等は、協会の業務を補完・支援することを基本とし、協会の業務の効率的推進、協会の資産・ノウハウの社会還元、これらを通じた協会財政への寄与を目的として、事業活動を行った。

年度末において、放送法第 2 1 条に定める子会社は 1 2 社、同法施行規則第 3 0 条第 1 1 号に定める関連会社は 4 社、関連公益法人等は 6 団体（健康保険組合を含む。）で、合わせて 2 2 団体であった。（子会社等系統図 資料 4 6）

子会社及び関連会社の 4 年度決算に基づく 5 年度配当総額は 1 5 億 4 千万円となった。このうち協会の受取額は 1 2 億 1 千万円であった。また、子会社等からの副次収入は 4 5 億 8 千万円であった。（子会社等の概要 資料 4 7）

2 子会社等の管理

中期経営計画の実現に向けた体制構築とガバナンス強化のため、グループ経営改革を進めた。関連事業持株会社の株式会社NHKメディアホールディングスは、傘下子会社の内部監査部門等の業務集約や効率化等を進めた。また、4 月、一般財団法人NHKサービスセンター、一般財団法人NHKインターナショナル、一般財団法人NHKエンジニアリングシステム、一般財団法人NHK放送研修センターの 4 者が統合し、一般財団法人NHK財団が発足した。あわせて、公益財団法人NHK交響楽団を一般財団法人NHK財団の子法人とした。

放送法及び総務省の「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等を踏まえて、子会社等の事業活動の適正性や、適正性確保に向けた協会の取り組みについて、関連団体事業活動審査委員会が出された外部の有識者の意見を受け、その対応策と実施状況を監査委員会に報告するとともにウェブサイト公表した。関連団体事業活動審査委員会への意見、苦情等の申し立ては無かった。

このほか、外部監査法人による子会社等の業務運営状況調査を行った。また、子会社等が行う取引について、協会との取引、協会以外との取引の経理区分を確認するとともに協会との取引の適正性を検証する取り組みを行った。業務運営状況調査の結果と、協会と子会社等との一定規模を超える取引の内訳・評価等をウェブサイトに掲載して公表した。

(子会社、関連会社からの出資先 資料48)

3 出資、出捐

子会社等への出資は行わなかった。

なお、放送番組を収集・保管し公衆に視聴させる事業等を行う公益財団法人放送番組センターに対し、5,659万5千円の出捐を行った。

(子会社等以外への出資 資料49)

第12章 その他

1 「NHK経営計画（2024－2026年度）」の策定

6年1月、「NHK経営計画（2024－2026年度）」を策定し、公表した。

計画では、究極の使命は「健全な民主主義の発達に資する」こととし、「情報空間の参照点」を提供すること、「信頼できる多元性確保」に貢献することを経営の基軸として、公共放送の役割を果たしていくこととした。

また、適切な資源管理とテクノロジーの力でコンテンツの“質・量”を確保するという事業構造改革を推進し、10月に値下げした受信料額を堅持する方針を示した。

（NHK経営計画（2024－2026年度） 資料50）

2 新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、会長を本部長とする対策本部のもと、「日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染防止対策を実施した。5月、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたことを受け、対策本部及びガイドラインを廃止した。

3 NHK受信料制度等検討委員会

会長の諮問機関であるNHK受信料制度等検討委員会は3回開催された。次世代NHKに関する専門小委員会（第2次）の報告書をもとに同小委員会委員を交えてインターネット時代の公共性やアクセス機会の確保のあり方についての意見交換を行うなど、今後の協会の役割や受信料制度のあり方に関する意見交換を行った。

議事概要や会合資料はウェブサイトへの掲載により公表した。

（構成員名 資料51）

4 個人情報保護の取り組み

全国各部署及び子会社等の担当管理職を対象とした研修会等を実施し、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図った。

年度内に受け付けた、協会が保有する個人情報の「開示等の求め」は8件で、いずれも検討を終えた。「再検討の求め」については、外部の有識者で構成するNHK情報公開・

個人情報保護審議委員会に7件の諮問を行い、いずれも協会の判断が妥当とされた。開示等の求めへの対応状況については、四半期ごとに取りまとめ、ウェブサイトで公表した。

(個人情報の開示等の状況 資料52)

協会が保有する個人情報漏えいのおそれのある事案の発生に際しては、ウェブサイトで事案の内容を公表するなど、二次被害の防止措置を講じた。

5 非常災害対策

災害対策基本法等による指定公共機関として、災害に際して放送の送出及び受信の確保を図るため、日本放送協会防災業務計画等に基づき、災害時の動員計画及び連絡系統を確認し、防災設備の整備に当たるとともに、緊急初動体制や広域支援体制の確立に資する訓練を実施した。

6 武力攻撃事態等における国民の保護に関する取り組み

武力攻撃事態対処法等による指定公共機関として、日本放送協会国民保護業務計画に基づき、迅速な情報提供に資する緊急初動対応や連絡系統の確認、機器の点検を行った。

7 新型インフルエンザ等対策に関する取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定公共機関として、日本放送協会新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、体制の整備、連絡系統の確認を行った。

8 放送文化賞の贈呈

放送事業の発展に寄与し、放送文化の向上に著しい功績のあった方に贈る日本放送協会放送文化賞（第75回）を、次の6氏に贈呈した。

いけ	や	ひろし		
池	谷	浩	(山梨県富士山科学研究所	客員研究員)
え	がわ	えつ	こ	
江	川	悦	子	(特殊メイク・スーパーバイザー)
か	びら	ちよう	せい	
川	平	朝	清	(元沖縄放送協会会長)
くさ	かり	まさ	お	
草	刈	正	雄	(俳優)
たに	かわ	しゅんたろう		
谷	川	俊太郎	(詩人)	
ゆう	き	とみお		
結	城	登美雄	(民俗研究家)	

9 放送法第20条第3項の業務の実施

協会の保有する施設・設備等の有効活用を図るとともに、副次収入の確保に資するため、放送法第20条第3項第1号の業務としてスタジオ・会議室の供用等を、第2号の業務としてG7広島サミット開催に伴う国際放送センターの設置・運営業務等を行った。

10 受託研修

独立行政法人国際協力機構からの委託により5か国6人に対し、一般社団法人日本民間放送連盟からの委託により国内の放送事業者20社40人に対し、それぞれ研修を行った。

資 料 目 次

1	日本放送協会の沿革	7 5
2	テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 6
3	ラジオの放送事項別放送時間及び比率（本部）	7 8
4	テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）	7 9
5	地域放送番組放送時間	8 2
6	中央・地方放送番組審議会委員	8 3
7	テレビジョン国際放送の使用衛星	8 7
8	ラジオ国際放送の使用言語別放送区域	8 8
9	ラジオ国際放送の中継放送	8 9
1 0	ラジオ国際放送の使用衛星	9 0
1 1	ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率	9 1
1 2	国際放送番組審議会委員	9 2
1 3	インターネット活用業務審査・評価委員会委員	9 3
1 4	放送文化研究委員会委員	9 4
1 5	放送受信契約の種別及び受信料額	9 5
1 6	支払率の推移	9 7
1 7	都道府県別放送受信契約件数	9 8
1 8	種類別免除契約件数	9 9
1 9	放送受信契約件数（有料）の推移	1 0 0
2 0	支払区分別放送受信契約件数の推移	1 0 1
2 1	每期・前払別放送受信契約件数の推移	1 0 2
2 2	特例の利用件数	1 0 3
2 3	放送法に基づき提供している文書	1 0 4
2 4	N H K 情報公開・個人情報保護審議委員会委員	1 0 6
2 5	情報開示の状況（令和 5 年度）	1 0 7
2 6	業務に関して寄せられた意見の件数	1 0 8
2 7	放送局（地上放送）の概要	1 0 9
2 8	放送局（地上放送）運用局数の推移	1 1 0
2 9	放送技術審議会委員	1 1 1

3 0	放送技術研究委員会委員	1 1 2
3 1	経営委員会委員の経歴	1 1 3
3 2	会長、副会長、理事の経歴	1 1 5
3 3	組織図	1 1 7
3 4	放送局等所在地	1 1 8
3 5	要員数の推移	1 2 0
3 6	内部統制関係議決	1 2 1
3 7	資産、負債及び純資産（資本）の推移	1 2 7
3 8	損益の推移	1 3 1
3 9	キャッシュ・フロー	1 3 5
4 0	収入支出決算表	1 3 6
4 1	衛星放送に係る収入と経費の推移	1 4 0
4 2	受信料、収納率等の推移	1 4 0
4 3	交付金収入の推移	1 4 1
4 4	副次収入の推移	1 4 2
4 5	業務別事業経費の推移	1 4 3
4 6	子会社等系統図	1 4 4
4 7	子会社等の概要	1 4 5
4 8	子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合3%以上）	1 4 9
4 9	子会社等以外への出資	1 5 0
5 0	NHK経営計画（2024－2026年度）	1 5 1
5 1	NHK受信料制度等検討委員会構成員	1 5 5
5 2	個人情報の開示等の状況（令和5年度）	1 5 6

（注） 資料37から資料45に記載の金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

(資料1)

日本放送協会の沿革

大正14年	社団法人東京放送局（3月）、同大阪放送局（6月）、同名古屋放送局（7月）がラジオ放送開始
大正15年8月	3放送局が合併し、社団法人日本放送協会発足
昭和6年4月	ラジオ第2放送開始
昭和10年6月	海外放送（ラジオ国際放送）開始
昭和25年6月	放送法に基づく日本放送協会設立 〔社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務、財産を承継。〕 〔設立に際し、国の出資は受けていない。〕
昭和27年2月	ラジオ国際放送再開
昭和28年2月	総合テレビジョン開始
昭和34年1月	教育テレビジョン開始
昭和35年9月	テレビジョン放送カラー化開始
昭和44年3月	F M放送開始
昭和47年10月	東京都渋谷区に放送センター本館完成（48年7月、千代田区から移転完了）
昭和57年12月	テレビジョン音声多重放送開始
昭和60年11月	テレビジョン文字多重放送開始
平成元年6月	衛星第1テレビジョン、第2テレビジョン開始
平成6年11月	ハイビジョン実用化試験放送開始
平成7年4月	テレビジョン国際放送開始
平成8年3月	F M文字多重放送開始
平成12年12月	衛星デジタルテレビジョン（衛星ハイビジョン放送、衛星第1放送、衛星第2放送）、アナログ衛星ハイビジョン放送開始
平成15年12月	地上デジタルテレビジョン放送開始（デジタル総合放送、デジタル教育放送）
平成19年3月	F M文字多重放送終了
平成19年10月	アナログ衛星ハイビジョン放送終了
平成23年4月	衛星放送2波化（BS1、BSプレミアム）
平成23年7月	衛星アナログテレビジョン放送終了 地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県を除く）
平成24年3月	地上アナログテレビジョン放送終了（岩手県、宮城県、福島県）
平成30年12月	BS4K、BS8K放送開始
令和5年12月	衛星放送再編（NHK BS、NHK BSプレミアム4K、BS8K）
令和6年3月	BSプレミアムを放送していたBS103チャンネルの業務を終了 〔 設立根拠法：放送法 〕 〔 主 管 省：総務省 〕

(資料 2)

テレビジョンの放送事項別放送時間及び比率 (本部)

(総合テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 2,126・51	時間 分 960・45	時間 分 4,008・07	時間 分 1,628・04	時間 分 8,723・47
1週間平均	40・41	18・23	76・39	31・08	166・51
比 率	24.4%	11.0%	45.9%	18.7%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 6 時間 5 9 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 5 0 分
(マルチ編成を年間 2 7 時間 2 2 分実施)

(教育テレビジョン)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,355・18	時間 分 5,782・19	時間 分 321・39	時間 分 7,459・16
1週間平均	25・55	110・36	6・09	142・40
比 率	18.2%	77.5%	4.3%	100.0%

1 か月平均放送時間 6 2 1 時間 3 6 分 1 日平均放送時間 2 0 時間 2 3 分
(マルチ編成を年間 1 3 6 時間 0 7 分実施)

(BS 1) ※4月1日～11月30日

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 2,342・41	時間 分 868・11	時間 分 2,037・53	時間 分 606・16	時間 分 5,855・01
1週間平均	67・12	24・54	58・28	17・24	167・58
比 率	40.0%	14.8%	34.8%	10.4%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 1 時間 5 3 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分
(マルチ編成を年間 2 7 5 時間 0 4 分実施)

(BSプレミアム) ※4月1日～11月30日

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,367・12	時間 分 576・53	時間 分 169・21	時間 分 1,742・07	時間 分 5,855・33
1週間平均	96・36	16・33	4・51	49・59	167・59
比 率	57.4%	9.9%	2.9%	29.8%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 1 時間 5 7 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(NHK BS) ※12月1日～6年3月31日

放送事項	教養	教育	報道	娯楽	合計
年間放送時間	時間 分 1,482・06	時間 分 352・58	時間 分 539・31	時間 分 553・25	時間 分 2,928・00
1週間平均	85・02	20・15	30・58	31・45	168・00
比率	50.6%	12.1%	18.4%	18.9%	100.0%

1か月平均放送時間 732時間00分 1日平均放送時間 24時間00分
(マルチ編成を年間120時間18分実施)

(BS4K) ※4月1日～11月30日

放送事項	教養	教育	報道	娯楽	合計
年間放送時間	時間 分 3,042・32	時間 分 349・49	時間 分 382・16	時間 分 1,382・03	時間 分 5,156・40
1週間平均	87・17	10・02	10・58	39・39	147・56
比率	59.0%	6.8%	7.4%	26.8%	100.0%

1か月平均放送時間 644時間35分 1日平均放送時間 21時間08分

(BSP4K) ※12月1日～6年3月31日

放送事項	教養	教育	報道	娯楽	合計
年間放送時間	時間 分 1,651・32	時間 分 295・46	時間 分 209・40	時間 分 771・02	時間 分 2,928・00
1週間平均	94・46	16・58	12・02	44・14	168・00
比率	56.4%	10.1%	7.2%	26.3%	100.0%

1か月平均放送時間 732時間00分 1日平均放送時間 24時間00分

(BS8K)

放送事項	教養	教育	報道	娯楽	合計
年間放送時間	時間 分 3,523・01	時間 分 448・21	時間 分 175・49	時間 分 328・02	時間 分 4,475・13
1週間平均	67・23	8・34	3・22	6・16	85・35
比率	78.8%	10.0%	3.9%	7.3%	100.0%

1か月平均放送時間 372時間56分 1日平均放送時間 12時間14分

(資料 3)

ラジオの放送事項別放送時間及び比率 (本部)

(第 1 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 1,975・28	時間 分 348・57	時間 分 4,717・14	時間 分 1,742・21	時間 分 8,784・00
1 週間平均	37・47	6・41	90・13	33・19	168・00
比 率	22.5%	4.0%	53.7%	19.8%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 3 2 時間 0 0 分 1 日平均放送時間 2 4 時間 0 0 分

(第 2 放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	合 計
年間放送時間	時間 分 1,082・05	時間 分 4,649・55	時間 分 943・45	時間 分 6,675・45
1 週間平均	20・42	88・56	18・03	127・41
比 率	16.2%	69.7%	14.1%	100.0%

1 か月平均放送時間 5 5 6 時間 1 9 分 1 日平均放送時間 1 8 時間 1 4 分

(FM放送)

放送事項	教 養	教 育	報 道	娛 楽	合 計
年間放送時間	時間 分 3,372・09	時間 分 892・50	時間 分 1,364・26	時間 分 3,070・56	時間 分 8,700・21
1 週間平均	64・30	17・04	26・06	58・44	166・24
比 率	38.7%	10.3%	15.7%	35.3%	100.0%

1 か月平均放送時間 7 2 5 時間 0 2 分 1 日平均放送時間 2 3 時間 4 6 分

(資料 4)

テレビジョンのステレオ放送、字幕放送等の放送時間（本部）

1 ステレオ放送、2か国語放送、解説放送

総合 テレビジョン	年間放送時間	ステレオ放送	2か国語放送	解説放送
		時間 分	時間 分	時間 分
		5,198・51 (注1~3)	1,034・57 (注2)	1,342・14 (注3)
	1週間平均	99・26	19・48	25・40
教育 テレビジョン	年間放送時間	7,301・01 (注4~6)	381・39 (注5)	1,543・36 (注6)
	1週間平均	139・38	7・18	29・31
BS1 ^{*1}	年間放送時間	4,972・49 (注7~9)	2,089・07 (注8)	124・46 (注9)
	1週間平均	142・40	59・56	3・35
BS プレミアム ^{*1}	年間放送時間	5,729・39 (注10~12)	217・20 (注11)	593・17 (注12)
	1週間平均	164・23	6・14	17・01
NHK BS ^{*2}	年間放送時間	4,972・49 (注13~15)	531・37 (注14)	315・37 (注15)
	1週間平均	285・20	30・30	18・07
BS4K ^{*1}	年間放送時間	5,156・40 (注16~18)	456・27 (注17)	759・11 (注18)
	1週間平均	147・56	13・06	21・47
BS P4K ^{*2}	年間放送時間	2,927・22 (注19~21)	313・05 (注20)	399・54 (注21)
	1週間平均	167・58	17・58	22・57
BS8K	年間放送時間	4,475・13 (注22~24)	29・42 (注23)	444・42 (注24)
	1週間平均	85・35	0・34	8・30

※1 4月1日～11月30日

※2 12月1日～6年3月31日

(注1) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は221時間21分。

(注2) このうち、ステレオ2か国語放送は392時間39分。

(注3) このうち、ステレオ解説放送は1,322時間29分。

(注4) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は159時間29分。

(注5) このうち、ステレオ2か国語放送は367時間42分。

(注6) このうち、ステレオ解説放送は1,543時間36分。

(注7) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は64時間44分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ放送は42時間01分。

(注8) このうち、ステレオ2か国語放送は1,570時間20分。

(注9) このうち、ステレオ解説放送は124時間46分。

(注10) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は223時間09分。

(注11) このうち、ステレオ2か国語放送は179時間43分。

(注12) このうち、ステレオ解説放送は593時間17分。

(注13) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は71時間54分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ放送は9時間25分。

(注14) このうち、ステレオ2か国語放送は221時間40分。

(注15) このうち、ステレオ解説放送は315時間37分。

(注16) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は482時間26分、22.2マルチチャンネル放送は31時間39分。

(注17) このうち、ステレオ2か国語放送は439時間08分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ2か国語放送は17時間19分。

(注18) このうち、ステレオ解説放送は661時間48分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ解説放送は97時間23分。

(注19) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は324時間13分、22.2マルチチャンネル放送は15時間17分。

- (注20) このうち、ステレオ2か国語放送は313時間05分。
 (注21) このうち、ステレオ解説放送は、359時間54分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ解説放送は40時間00分。
 (注22) このうち、5.1サラウンドステレオ放送は1,761時間02分、22.2マルチチャンネル放送は1,457時間19分。
 (注23) このうち、ステレオ2か国語放送は14時間42分、5.1サラウンドステレオ2か国+ステレオ2か国放送は15時間00分。
 (注24) このうち、ステレオ解説放送は155時間51分、5.1サラウンドステレオ+ステレオ解説放送は257時間20分、22.2マルチチャンネル+ステレオ解説放送は31時間31分。

2 字幕放送

	年間放送時間	1週間平均
	時間 分	時間 分
総合テレビジョン	7,241・56	138・30
教育テレビジョン	6,242・34	119・24
BS1 ^{*1}	2,700・11	77・28
BSプレミアム ^{*1}	4,285・03	122・56
NHK BS ^{*2}	1,781・09	102・12
BS4K ^{*1}	4,201・17	120・32
BS P 4K ^{*2}	2,278・47	130・45
BS8K	3,298・34	63・05

※1 4月1日～11月30日

※2 12月1日～6年3月31日

3 データ放送

		年間放送時間	1週間平均
		時間 分	時間 分
総合テレビジョン	独立型	8,723・47	166・51
	連動型	92・38	1・46
教育テレビジョン	独立型	7,459・16	142・40
	連動型	317・20	6・04
BS1 ^{*1}	独立型	5,855・01	167・58
	連動型	49・05	1・24
BSプレミアム ^{*1}	独立型	5,855・33	167・59
	連動型	29・33	0・51
NHK BS ^{*2}	独立型	2,928・00	168・00
	連動型	28・32	1・38
BS4K ^{*1}	独立型	5,156・40	147・56
	連動型	1・58	0・03
BS P 4K ^{*2}	独立型	2,928・00	168・00
	連動型	6・18	0・22
BS8K	独立型	4,475・13	85・35
	連動型	4・20	0・05

※1 4月1日～11月30日

※2 12月1日～6年3月31日

(参考) 字幕放送番組放送時間の推移

系 統		年 度				
		令和 元	2	3	4	5
総合 テレビジョン	年間放送時間	時間 分 6,851・11	時間 分 6,859・00	時間 分 7,003・09	時間 分 7,303・59	時間 分 7,241・56
	1週間平均	131・02	131・33	134・18	140・05	138・30
教育 テレビジョン	年間放送時間	5,411・31	5,585・45	5,785・28	5,909・57	6,242・34
	1週間平均	103・30	107・07	110・57	113・20	119・24
BS1 ^{※1}	年間放送時間	2,739・36	3,114・52	3,399・59	3,441・58	2,700・11
	1週間平均	52・24	59・44	65・12	66・01	77・28
BS プレミアム ^{※1}	年間放送時間	5,896・02	5,898・04	6,235・09	6,084・00	4,285・03
	1週間平均	112・46	113・07	119・35	116・41	122・56
NHK BS ^{※2}	年間放送時間	—	—	—	—	1,781・09
	1週間平均	—	—	—	—	102・12
BS4K ^{※1}	年間放送時間	5,147・20	5,116・37	5,276・36	5,376・03	4,201・17
	1週間平均	98・27	98・08	101・12	103・06	120・32
BSP4K ^{※2}	年間放送時間	—	—	—	—	2,278・47
	1週間平均	—	—	—	—	130・45
BS8K	年間放送時間	2,624・22	2,767・23	2,599・08	3,204・22	3,298・34
	1週間平均	50・12	53・04	49・51	61・27	63・05

※1 5年度は4月1日～11月30日

※2 5年度は12月1日～6年3月31日

(資料5)

地域放送番組放送時間

(テレビジョン) (注)

局名	年間放送時間	1日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	942・14	2・34
大 阪	1,202・42	3・17
名 古 屋	1,018・33	2・47
広 島	969・47	2・39
福 岡	962・54	2・38
仙 台	943・18	2・35
札 幌	1,022・41	2・48
松 山	938・26	2・34
全国平均 (51局)	986・33	2・42

(注) 総合テレビジョンと教育テレビジョンの合計時間。

(ラジオ第1放送)

局名	年間放送時間	1日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	859・28	2・21
大 阪	885・48	2・25
名 古 屋	800・09	2・11
広 島	757・31	2・04
福 岡	735・51	2・01
仙 台	775・34	2・07
札 幌	783・34	2・08
松 山	789・40	2・09
全国平均 (42局)	780・14	2・08

(FM放送)

局名	年間放送時間	1日平均
	時間 分	時間 分
本部(東京)	452・55	1・14
大 阪	442・52	1・13
名 古 屋	452・08	1・14
広 島	449・04	1・14
福 岡	438・36	1・12
仙 台	478・35	1・18
札 幌	462・13	1・16
松 山	435・53	1・11
全国平均 (54局)	457・44	1・15

(資料6)

中央・地方放送番組審議会委員

(令和6年3月31日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

中央放送番組審議会

- 秋本可愛 (Blanket代表取締役)
小沢秀行 (朝日新聞社論説副主幹)
岸田奈美 (作家)
崎村夏彦 (OpenID Foundation理事長)
◎ 佐倉統 (東京大学大学院情報学環教授、
理化学研究所革新知能統合研究センターチームリーダー)
椎木里佳 (AMF代表取締役社長)
末富芳 (日本大学文理学部教授)
富所浩介 (読売新聞東京本社論説副委員長)
萩原智子 (日本知的障害者水泳連盟副会長、シドニー五輪競泳日本代表)
橋本麻里 (小田原文化財団甘橘山美術館開館準備室長)
馬場利彦 (全国農業協同組合中央会専務理事)
廣田康人 (アシックス代表取締役会長CEO)
藤江太郎 (味の素代表執行役社長 最高経営責任者)
向井千秋 (東京理科大学特任副学長)
○ 安河内賢弘 (JAM会長)

関東甲信越地方放送番組審議会

- 飯島禎典 (湊興専務取締役)
石塚愛 (横浜市立大学附属病院チャイルド・ライフ・スペシャリスト)
◎ 泉田佑子 (書家)
金丸博子 (ファームサポート千葉代表)
坂内剛至 (ネイチャープラネット代表取締役)
鈴木美穂 (マギーズ東京共同代表理事)
○ 田中裕子 (さいたま市岩槻人形博物館館長)
轟直希 (長野工業高等専門学校工学科都市デザイン系准教授)

中 村 敬太郎 (前橋園芸代表取締役社長)
吉 田 千 秋 (ひたちなか海浜鉄道代表取締役)

近畿地方放送番組審議会

安 達 え み (権代表)
井 上 信太郎 (善兵衛代表取締役)
岩 朝 しのぶ (日本こども支援協会代表理事)
太 田 達 (立命館大学特別招聘教授・工学博士)
小 川 理 子 (パナソニックホールディングス参与、ジャズピアニスト)
◎ 笹 岡 隆 甫 (華道未生流笹岡三代家元)
佐 藤 祐 子 (国華荘びわ湖花街道代表取締役社長)
○ 徳 永 恭 子 (神戸新聞社経営企画局長兼資産活用室長)
藤 本 真 一 (阪神淡路大震災1.17希望の灯り代表理事)
前 川 卓 也 (大阪大学大学院情報科学研究科准教授)
山 本 篤 (プロ陸上競技選手)

中部地方放送番組審議会

安 藤 隆 司 (名古屋鉄道代表取締役会長)
稲 垣 貴 彦 (若鶴酒造代表取締役CEO)
遠 藤 英 俊 (名城大学特任教授)
○ 大 西 かおり (大杉谷自然学校校長)
久 野 哲 弘 (中日新聞社取締役)
成 島 洋 子 (静岡県舞台芸術センター芸術局長)
◎ 平 本 督太郎 (金沢工業大学SDGs推進センター所長)
正 門 律 子 (クレーズ・プランナーズ代表取締役社長)
水 口 実 穂 (Co-working&Community Space K.I.T 運営代表)
山 崎 勝 美 (愛知県農業協同組合中央会常務理事)
リ ム リーワ (岐阜大学工学部教授)

中国地方放送番組審議会

伊 澤 大 介 (森の国代表取締役社長)

- 石橋 千賀良 (七草農園代表)
- 岩崎 誠 (中国新聞社特別論説委員)
- ◎ 河本 清順 (シネマ尾道代表理事)
- 原田 尚美 (やまぐちシールドル代表)
- 平野 真里香 (平野屋営業本部長)
- 福安 佳子 (鳥取大学非常勤講師)
- 細野 賢治 (広島大学大学院統合生命科学研究科教授)
- まつもと ゆきひろ (R u b y アソシエーション理事長)
- 水口 昭弘 (水口電装常務取締役)
- 薬師寺 明子 (美作大学生活科学部社会福祉学科准教授)
- 渡部 久仁子 (A N T - H i r o s h i m a 理事)

九州沖縄地方放送番組審議会

- いのうえ ちず (s u i k a r a 取締役)
- 大館 真晴 (宮崎県立看護大学教授)
- 久保田 正廣 (西日本新聞社こどもタイムズ編集長兼特別論説委員)
- 合原 万貴 (マルマタ林業取締役)
- 瀬川 竜次 (瀬川製茶代表取締役)
- 陳 優継 (四海楼代表取締役社長)
- 西野 友季子 (ニュー西野ビル代表取締役)
- 増村 雅尚 (九州産業大学人間科学部スポーツ健康科学科教授)
- 吉島 夕莉子 (吉島伸一鍋島緞通5代目技術継承者 デザイナー)
- ◎ 吉水 請子 (極東ファディ取締役商品経営本部本部長)

東北地方放送番組審議会

- 丑田 香澄 (ドゥーラ協会理事)
- 昆野 勝栄 (河北新報社論説委員会論説委員)
- 佐々木 裕司 (東北電力常務執行役員)
- 佐藤 多恵 (シンガーソングライター)
- 武田 靖子 (ジョイン専務取締役)
- 永井 温子 (R i d u n 代表取締役)

- 中嶋 嘉津子 (仙台市障害者スポーツ協会理事)
 前川 直哉 (福島大学教育推進機構高等教育企画室准教授)
 ◎ 松沢 卓生 (松沢漆工房代表取締役)
 渡邊 享子 (巻組代表取締役)

北海道地方放送番組審議会

- 伊藤 翔太 (トリプルワン代表取締役)
 乾 ルカ (小説家)
 ◎ 金山 準 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院教授)
 鹿又 百合子 (i d . D E S I G N - O F F I C E 代表)
 ○ 笹森 琴絵 (酪農学園大学農食環境学群特任准教授)
 清水 貴子 (地酒のまるしん商店店長)
 鍋谷 雪子 (N a b e y a 専務取締役)
 樋口 貴広 (環境テクノス代表取締役)
 蛭川 隆介 (北海道新聞社論説主幹)
 前田 茂雄 (前田農産食品代表取締役社長)

四国地方放送番組審議会

- 阿部 和孝 (松山市農業協同組合代表理事組合長)
 金行 亜弥 (愛媛新聞社論説委員室委員)
 上月 康則 (徳島大学環境防災研究副センター長)
 小松 圭子 (はたやま夢楽代表取締役社長)
 田井 ノエル (小説家)
 ○ 藤本 聡 (四国旅客鉄道常務取締役)
 前本 千恵 (三浦工業ミウラート・ヴィレッジ(三浦美術館)学芸員)
 三木 千佳子 (徳島県邦楽協会会長)
 皆見 信博 (パラ卓球選手)
 ◎ 三好 賢治 (伊予銀行代表取締役頭取)
 村上 健太郎 (砂浜美術館理事長)

(資料7)

テレビジョン国際放送の使用衛星

(令和6年3月31日現在)

	衛 星	対象地域
邦人 向け 放送	インテルサット19、20、21号機	世界全域
	ティー10号機	北米
外国人 向け 放送	インテルサット19、20、21号機	世界全域
	オプタス10号機	オーストラリア
	ナイルサット201号機	中東・北アフリカ
	アストラ1KR号機	北欧・東欧
	アストラ2G号機	イギリス及びアイルランド
	ユーテルサット ホットバード13G号機	欧州・中東・北アフリカ
	トルコサット4A号機	トルコ
	エスイーエス3号機	アメリカ合衆国
	アジアサット7号機	アジア全域
	ユーテルサット36C号機	ロシア（ウラル以西）
	ビナサット1号機	ベトナム
	アプスター7号機	ミャンマー
	エスイーエス4号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	エスイーエス5号機	ケニア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、マラウイ
	コリアサット5A号機	モンゴル
	ラスコム キューエーエフ1R	ザンビア
	エスイーエス7号機	インドネシア及び東ティモール、フィリピン
	エスイーエス9号機	フィリピン
	バンガバンドゥサテライト1号機	バングラデシュ
	エイビーエス2A号機	インドネシア及びマレーシア
	テルスター18号機バンテージ	モンゴル
	ホライズンズ2号機	タイ
	ビナサット2号機	ベトナム
	ラオサット1号機	カンボジア
	ティー10号機	北米
	ユーテルサット36B号機	アフリカ（南アフリカを除くサハラ以南）
	ブルガリアサット1号機	ブルガリア
	ジーサット30号機	インド
	アズールスペース2号機	スリランカ
	エスイーエス12号機	スリランカ
インテルサット20号機	アフリカ南部	

(資料 8)

ラジオ国際放送の使用言語別放送区域 (短波・中波・超短波)

邦人向け (1 言語 1 4 区域)

使用言語	放送区域
日本語	中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、朝鮮半島、アジア大陸 (北部)、アジア大陸 (中部)、東アジア、アジア大陸 (南部)、フィリピン・インドネシア、東南アジア、南西アジア、豪州・ニュージーランド

外国人向け (1 5 言語 1 2 区域)

使用言語	放送区域
英語	欧州、アフリカ、アジア大陸 (南部)、フィリピン・インドネシア、東南アジア
中国語 朝鮮語	朝鮮半島、アジア大陸 (北部)、アジア大陸 (中部)、東アジア
ロシア語	欧州、極東ロシア
インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語	アジア大陸 (南部)、フィリピン・インドネシア、東南アジア
ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語	南西アジア
フランス語	アフリカ
ペルシャ語 アラビア語	中東・北アフリカ
スワヒリ語	アフリカ

(資料9)

ラジオ国際放送の中継放送

(単位 時間：分)

海外中継	放送時間※	備考
フランス中継 (短波)	14:05	土・日は2時間30分
中米	2:00	
中東・北アフリカ	4:40	
アフリカ (中部)	2:20	
アフリカ (西部)	2:40	
アフリカ (南部)	2:25	
ドイツ中継 (短波)	0:20	
欧州	0:20	
インドネシア中継 (超短波)	0:20	
東南アジア (インドネシア)	0:20	
ヨルダン川西岸中継 (超短波)	0:20	
中東・北アフリカ (ヨルダン川西岸)	0:20	
バングラデシュ中継 (超短波)	0:20	
南西アジア (バングラデシュ)	0:20	
タンザニア中継 (超短波)	0:20	
アフリカ (東部・タンザニア)	0:20	
リトアニア中継 (中波)	1:10	
欧州	1:10	
アルメニア中継 (中波)	0:20	9月19日開始
中東・北アフリカ	0:20	
タジキスタン中継 (中波)	0:40	
中東・北アフリカ	0:20	
南西アジア	0:20	

※「放送時間」の対象期間は、前期：令和5年3月26日午前10時～令和5年10月29日午前10時、後期：令和5年10月29日午前10時～令和6年3月31日午前10時（いずれも日本時間）。

(資料10)

ラジオ国際放送の使用衛星

	衛星	対象地域	言語
邦人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	日本語
外国人 向け 放送	インテルサット 19、20、21号機	世界全域	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ビルマ語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語 フランス語 ペルシャ語 アラビア語 スワヒリ語 スペイン語 ポルトガル語
	バドル4号機	中東・北アフリカ	アラビア語
	ナイルサット201号機	北アフリカ	アラビア語
	ユーテルサット ホットバード13G号機	欧州 (中東・北アフリカ の一部地域を含む)	ペルシャ語 アラビア語
	アプスター5C号機	極東ロシア アジア大陸 東南アジア 南西アジア	英語 中国語 朝鮮語 ロシア語 インドネシア語 タイ語 ベトナム語 ベンガル語 ヒンディー語 ウルドゥー語

※ 令和6年3月31日午前10時（日本時間）現在

(資料 1 1)

ラジオ国際放送の放送事項別放送時間及び比率

年間放送事項 放送時間 使用言語	報 道	インフォメーション	娛 楽	計	1 日平均 放送時間
日 本 語	時間 分 5,713・40	時間 分 2,983・24	時間 分 86・56	時間 分 8,784・00	時間 分 24・00
英 語	6,909・30	2,711・37	-	9,621・08	26・17
中 国 語	631・32	405・28	-	1,037・00	2・50
朝 鮮 語	557・11	485・54	-	1,043・06	2・51
ロ シ ア 語	618・58	430・32	-	1,049・30	2・52
インドネシア語	342・37	344・08	-	686・45	1・52
タ イ 語	258・06	229・54	-	488・00	1・20
ベトナム語	262・22	59・21	-	321・44	0・52
ビ ル マ 語	243・25	170・16	-	413・42	1・07
ベンガル語	258・08	229・52	-	488・00	1・20
ヒンディー語	278・16	286・37	-	564・54	1・32
ウルドゥー語	258・08	229・52	-	488・00	1・20
フ ラ ン ス 語	189・17	285・15	-	474・33	1・17
ペルシャ語	268・13	316・45	-	584・59	1・35
アラビア語	447・23	515・09	-	962・33	2・37
スワヒリ語	258・06	229・54	-	488・00	1・20
ス ペ イ ン 語	243・25	170・16	-	413・42	1・07
ポルトガル語	196・46	44・31	-	241・18	0・39
計	17,935・08	10,128・49	86・56	28,150・54	76・54
比 率 (%)	63.7%	36.0%	0.3%	100%	

(1分未満切り捨て)

(資料12)

国際放送番組審議会委員

(令和6年3月31日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

- 遠藤 乾 (国際政治学者、東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 高祖 歩美 (情報・システム研究機構国立遺伝学研究所NBRP広報室長)
- 阪田 恭代 (神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授)
- 坂野 晶 (ゼロ・ウェイスト・ジャパン代表理事)
- 渋澤 健 (シブサワ・アンド・カンパニー代表取締役、
コモنز投信取締役会長)
- 杉山 晋輔 (早稲田大学特命教授、前駐米大使)
- ◎ 永井 均 (歴史学者、広島市立大学広島平和研究所教授)
- 中村 勇吾 (インターフェースデザイナー、t h a l t d. 代表)
- 仲本 千津 (社会起業家、R I C C I E V E R Y D A Y代表取締役COO)
- 新浪 剛史 (サントリーホールディングス代表取締役社長)
- 村上 由美子 (M P o w e r P a r t n e r sゼネラル・パートナー)

(資料13)

インターネット活用業務審査・評価委員会委員

(令和6年3月31日現在)

◎ 座長

大久保 直 樹 (学習院大学法学部教授)

黒 田 敏 史 (東京経済大学経済学部准教授)

齊 藤 愛 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

◎ 白 山 真 一 (公認会計士、上武大学ビジネス情報学部教授)

(資料14)

放送文化研究委員会委員

(令和6年3月31日現在)

- | | |
|------|-----------------------------|
| 佐藤卓己 | (京都大学大学院教育学研究科教授) |
| 志田陽子 | (武蔵野美術大学教養文化研究室教授) |
| 鈴木秀美 | (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授) |
| 数土直紀 | (一橋大学大学院社会学研究科教授) |
| 武田徹 | (専修大学文学部教授) |
| 中橋雄 | (日本大学文理学部教育学科教授) |

(資料15)

放送受信契約の種別及び受信料額

1 放送受信契約の種別

- 地上契約 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
- 衛星契約 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
- 特別契約 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信料額

(令和5年9月30日まで)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

(沖縄県の区域)

地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円
衛星契約	口座・クレジット	2,020円	11,580円	22,530円
	継続振込等	2,070円	11,865円	23,090円

(令和5年10月1日以降)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

(沖縄県の区域)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

(1) 多数契約一括支払に関する特例

(令和5年9月30日まで)

事業所等で衛星契約又は特別契約を10件以上契約したものが一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約を対象に、所定の受信料額からその契約種別に応じて1件当たり次表の月額を割り引く。ただし、衛星契約の契約件数が9件である場合は、10件として受信料の額を算定する。

また、多数契約一括支払に関する特例を同一生計支払に関する特例、又は事業所契約に関する特例と重ねて適用することも可とする。その際、衛星契約又は特別契約の合計が10件未満で、衛星契約の契約件数が8件又は9件（沖縄県の区域においては、7件（6か月前払、12か月前払による場合に限る。）、8件、9件とする。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。また、特別契約の契約件数が9件である場合は、特別契約の契約件数を10件として受信料額を算定する。

(令和5年10月1日以降)

事業所等で衛星契約又は特別契約を10件以上契約したものが一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約を対象に、所定の受信料額からその契約種別に応じて1件当たり次表の月額を割り引く。ただし、衛星契約の契約件数が9件又は特別契約の契約件数が9件である場合は、10件として受信料の額を算定する。

また、多数契約一括支払に関する特例を同一生計支払に関する特例、又は事業所契約に関する特例と重ねて適用することも可とする。その際、衛星契約又は特別契約の合計が10件未満で、衛星契約の契約件数が7件、8件又は9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。また、特別契約の契約件数が8件又は9件である場合は、特別契約の契約件数を10件として受信料額を算定する。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件当たり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

(2) 団体一括支払に関する特例

(令和5年9月30日まで)

協会が定める要件を備えた団体の構成員15名以上が衛星契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべての契約件数に対し、ひと月あたり200円を割り引く。

(令和5年10月1日以降)

協会が定める要件を備えた団体の構成員15名以上が衛星契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、当該のすべて

の契約件数に対し、ひと月あたり180円を割り引く。

(3) 同一生計支払に関する特例（家族割引）

住居における放送受信料を口座振替等により支払う者又はその者と生計をともにする者が、別の住居における放送受信料を口座振替等により支払う場合、その放送受信料について、放送受信料額の半額を割り引く。

(4) 事業所契約に関する特例

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払う場合、2契約目以降の放送受信料額の半額を割り引く。

(資料16)

支 払 率 の 推 移

(単位 千件)

年 度 末	令和元	2	3	4	5
契約対象数(推計)※	50,989	51,117	51,094	51,099	50,130
支 払 数	41,403	40,587	40,387	40,032	39,414
支 払 率	81% (81.2%)	79% (79.4%)	79% (79.0%)	78% (78.3%)	79% (78.6%)

※令和2年国勢調査、令和3年経済センサス等の公的調査及び協会が実施する独自調査の結果に基づき推計

(資料 17)

都道府県別放送受信契約件数

(令和6年3月31日現在)

(単位 件)

契約種別 都道府県	地上契約	衛星契約等	衛星契約		特別契約	契約総数
			衛星契約	特別契約		
東京都	2,129,138	2,583,778	2,581,700		2,078	4,712,916
長野県	353,709	432,246	432,166		80	785,955
新潟県	364,370	484,971	484,888		83	849,341
山梨県	189,552	114,652	114,517		135	304,204
神奈川県	1,411,997	1,807,166	1,805,215		1,951	3,219,163
群馬県	399,846	299,134	299,105		29	698,980
茨城県	500,818	480,754	480,737		17	981,572
千葉県	1,048,370	1,127,634	1,127,621		13	2,176,004
栃木県	375,714	319,426	319,268		158	695,140
埼玉県	1,241,418	1,225,219	1,225,201		18	2,466,637
大阪府	1,449,449	1,319,254	1,315,908		3,346	2,768,703
京都府	450,077	456,333	456,307		26	906,410
兵庫県	941,633	860,664	860,001		663	1,802,297
和歌山県	191,494	147,058	147,041		17	338,552
奈良県	224,621	216,388	216,381		7	441,009
滋賀県	227,735	241,731	241,708		23	469,466
愛知県	1,301,609	1,334,351	1,333,900		451	2,635,960
石川県	209,642	208,201	208,188		13	417,843
静岡県	568,227	776,541	776,486		55	1,344,768
福井県	95,335	175,543	175,525		18	270,878
富山県	146,119	232,264	232,225		39	378,383
三重県	351,567	287,131	287,103		28	638,698
岐阜県	326,586	375,016	374,886		130	701,602
広島県	523,607	555,056	554,761		295	1,078,663
岡山県	345,525	334,318	334,226		92	679,843
島根県	91,618	171,355	171,307		48	262,973
鳥取県	83,051	125,182	125,167		15	208,233
山口県	251,588	286,654	286,341		313	538,242
福岡県	912,119	851,587	849,475		2,112	1,763,706
熊本県	308,658	289,165	289,084		81	597,823
長崎県	294,682	205,519	205,449		70	500,201
鹿児島県	341,856	279,117	278,941		176	620,973
宮崎県	186,598	201,313	200,771		542	387,911
大分県	204,987	193,535	193,395		140	398,522
佐賀県	165,256	105,550	105,524		26	270,806
沖縄県	229,720	159,497	159,438		59	389,217
宮城県	349,473	481,294	481,254		40	830,767
秋田県	140,247	241,808	241,704		104	382,055
山形県	171,478	217,269	217,194		75	388,747
岩手県	210,270	258,941	258,774		167	469,211
福島県	303,405	350,858	350,719		139	654,263
青森県	241,128	245,498	245,298		200	486,626
北海道	1,019,413	876,942	876,319		623	1,896,355
愛媛県	262,895	242,124	241,591		533	505,019
高知県	113,906	147,099	147,000		99	261,005
徳島県	111,902	141,335	141,249		86	253,237
香川県	187,003	160,223	160,154		69	347,226
全国計	21,549,411	22,626,694	22,611,212		15,482	44,176,105

(資料18)

種 類 別 免 除 契 約 件 数

(令和6年3月31日現在)
(単位 件)

契約種別 種 類	地上契約	衛星契約等			契約総数	割 合 (%)
			衛 星 契 約	特 別 契 約		
総 数	2,555,689	1,100,417	1,100,343	74	3,656,106	—
全 額 免 除 計	2,358,090	743,680	743,628	52	3,101,770	100.0
社会福祉施設等	271,224	79,821	79,818	3	351,045	11.3
児童福祉施設	52,047	3,652	3,652	0	55,699	1.8
生活保護施設	2,572	343	343	0	2,915	0.1
身体障害者 更生援護施設	13,766	4,560	4,559	1	18,326	0.6
社会福祉事業 施 設	201,493	70,820	70,818	2	272,313	8.8
更生保護事業 施 設	1,346	446	446	0	1,792	0.0
学 校	411,200	10,112	10,112	0	421,312	13.6
公的扶助受給者	941,451	153,927	153,918	9	1,095,378	35.3
市町村民税非課税の 障 害 者	474,010	370,754	370,719	35	844,764	27.2
社会福祉施設等 入 所 者	153,200	52,864	52,859	5	206,064	6.7
年間収入が一定額 以下等の別住居の学生	107,005	76,202	76,202	0	183,207	5.9
(災害被災者*)	4,092	7,238	7,238	0	11,330	(-)
半 額 免 除 計	197,599	356,737	356,715	22	554,336	100.0
視覚、聴覚障害者	46,179	77,292	77,287	5	123,471	22.3
重度の障害者	151,067	278,930	278,913	17	429,997	77.5
重度の戦傷病者	353	515	515	0	868	0.2

* 災害被災者の件数は年間の合計値。期間を定めて免除するため、全額免除計及び総数には含まない。

(資料19)

放送受信契約件数（有料）の推移

(単位 千件)

契約種別 \ 年度末	令和元	2	3	4	5
地上契約	19,885	19,619	19,521	19,459	19,191
衛星契約等	22,237	22,074	22,029	21,984	21,883
衛星契約	22,223	22,061	22,015	21,968	21,867
特別契約	14	13	14	16	16
契約総数	42,122	41,693	41,550	41,443	41,074

(参考) 契約総数等の増加件数（有料）の推移

(単位 千件)

区分 \ 年度	令和元	2	3	4	5
契約総数	431	△429	△143	△107	△369
衛星契約等	615	△163	△45	△45	△101

(資料 20)

支払区分別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

年度末 支払区分		令和元		2		3		4		5	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
			%		%		%		%		%
契約総数 (有料)	口座振替	26,042	61.8	25,204	60.5	24,619	59.3	23,909	57.7	23,141	56.3
	継続振込	8,241	19.6	8,052	19.3	8,209	19.8	8,393	20.3	8,424	20.6
	クレジット	7,120	16.9	7,331	17.5	7,559	18.1	7,730	18.6	7,849	19.1
	その他	719	1.7	1,106	2.7	1,163	2.8	1,411	3.4	1,660	4.0
地上契約	口座振替	13,234	66.6	12,795	65.2	12,492	64.0	12,082	62.1	11,631	60.6
	継続振込	2,616	13.2	2,402	12.3	2,433	12.5	2,510	12.9	2,472	12.8
	クレジット	3,535	17.7	3,673	18.7	3,814	19.5	3,921	20.1	3,983	20.8
	その他	500	2.5	749	3.8	782	4.0	946	4.9	1,105	5.8
衛星契約等	口座振替	12,808	57.6	12,409	56.2	12,127	55.0	11,827	53.8	11,510	52.6
	継続振込	5,625	25.3	5,650	25.6	5,776	26.2	5,883	26.8	5,952	27.2
	クレジット	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1	3,809	17.3	3,866	17.7
	その他	219	1.0	357	1.6	381	1.7	465	2.1	555	2.5
衛星契約	口座振替	12,800	57.6	12,401	56.2	12,118	55.0	11,817	53.8	11,500	52.6
	継続振込	5,619	25.3	5,645	25.6	5,771	26.2	5,877	26.8	5,946	27.2
	クレジット	3,585	16.1	3,658	16.6	3,745	17.1	3,809	17.3	3,866	17.7
	その他	219	1.0	357	1.6	381	1.7	465	2.1	555	2.5
特別契約	口座振替	8	59.1	8	59.2	9	61.1	10	61.5	10	62.5
	継続振込	6	39.8	5	39.5	5	37.6	6	37.4	6	36.3
	クレジット	0	0.8	0	1.0	0	1.0	0	0.8	0	0.9
	その他	0	0.3	0	0.3	0	0.3	0	0.3	0	0.3

(資料 2 1)

每期・前払別放送受信契約件数の推移

(単位 千件)

年度末 区分		令和元		2		3		4		5	
			構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率		構成 比率
			%		%		%		%		%
契約総数 (有料)	每期	18,146	43.1	17,780	42.6	17,647	42.5	17,551	42.4	17,320	42.2
	前払	23,976	56.9	23,913	57.4	23,903	57.5	23,892	57.6	23,754	57.8
地上契約	每期	9,586	48.2	9,384	47.8	9,326	47.8	9,280	47.7	9,140	47.6
	前払	10,299	51.8	10,235	52.2	10,195	52.2	10,179	52.3	10,051	52.4
衛星契約等	每期	8,560	38.5	8,396	38.0	8,321	37.8	8,271	37.6	8,180	37.4
	前払	13,677	61.5	13,678	62.0	13,708	62.2	13,713	62.4	13,703	62.6
衛星契約	每期	8,558	38.5	8,394	38.0	8,319	37.8	8,269	37.6	8,178	37.4
	前払	13,665	61.5	13,667	62.0	13,696	62.2	13,699	62.4	13,689	62.6
特別契約	每期	2	16.3	2	13.0	2	11.5	2	11.7	2	11.1
	前払	12	83.7	11	87.0	12	88.5	14	88.3	14	88.9

(資料 2 2)

特 例 の 利 用 件 数

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1 一括支払に関する特例

(単位 件)

区 分	利 用 件 数	内 訳	
		衛 星 契 約	特 別 契 約
多数契約一括支払に関する特例	1,372,861	1,361,409	11,452
団体一括支払に関する特例	4,174,232	4,172,261	1,971

2 同一生計支払に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約
447,877	212,522	235,313	42

3 事業所契約に関する特例

(単位 件)

利 用 件 数	内 訳		
	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約
2,794,762	1,317,565	1,465,569	11,628

放送法に基づき提供している文書

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

放送法第 8 4 条の 2 第 1 項及び放送法施行規則第 5 5 条の 2 第 2 項に基づき、下表の文書を、ウェブサイト (<https://www.nhk.or.jp/info/pr/broadcasting-law.html>) を通じて提供するとともに、各放送局でも閲覧可能としている。

協会の組織に関する情報	事業の概況 日本放送協会定款 組織図 業務組織の概要及び職員の状況 最新の経営委員の氏名・経歴等 監査委員の氏名 最新の会長・副会長・理事の氏名・経歴等 役職員の報酬・給与等の支給基準 懲戒処分の公表基準 NHK グループ働き方改革宣言 女性活躍推進法 行動計画 沿革
協会の業務に関する情報	収支予算、事業計画及び資金計画 NHK 経営計画 放送番組編集の基本計画 (国内・国際) 各地方向け地域放送番組編集計画 四半期業務報告 視聴者対応報告 業務報告書 番組基準 (国内・国際) 放送番組審議会・議事録 (中央・国際・各地方) 放送番組審議会の答申を尊重して講じた措置 (中央・国際・各地方) NHK 放送文化研究所 年報 放送研究と調査 技研 研究年報 NHK 技研 R & D NHK インターネット活用業務実施基準 インターネット活用業務実施計画 日本放送協会放送受信規約 日本放送協会放送受信料免除基準 営業及び受信関係業務の概況 放送受信契約数統計要覧 外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準 業務委託基準 放送法第 2 0 条第 2 項の業務の委託に関する基準 業務委託契約要領 経理規程 NHK と外部 (関連団体を含む) との契約の状況について 経営委員会議事録 理事会議事録 NHK 受信料制度等検討委員会規程・議事要旨・資料 インターネット活用業務審査・評価委員会規程・議事概要・資料 放送技術審議会規程・議事概要 内部統制関係議決 NHK 倫理・行動憲章／行動指針 役職員の服務準則 文書管理規程 関連団体運営基準 内部監査・関連団体調査規程 内部統制に関する体制等及びその運用状況 文書目録 NHK 情報公開規程

	<p>情報公開の実施状況 NHK個人情報保護規程 報道・著述分野に係る個人情報保護規程 開示等の求めへの対応状況 NHK情報公開・個人情報保護審議委員会規程 防災業務計画（要旨） 新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨） 国民保護業務計画</p>
協会の財務諸表、連結財務諸表、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報	<p>財務諸表 連結財務諸表 経理規程 決算概要</p>
協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	<p>インターネット活用業務実施計画の実施状況とその評価 インターネット活用業務の実施状況の3か年評価 四半期業務報告 業務報告書に添える監査委員会の意見書 財務諸表に添える監査委員会の意見書 独立監査人の監査報告書（単体・連結） 監査委員会の活動結果報告 会計検査院による決算検査報告 監査実施方針・計画</p>
放送法第84条の2第1項第3号に規定する法人に関する情報	<p>関連団体の資本金・売上高等 関連団体の役員一覧と報酬基準 関連団体の役員数・従業員数 関連団体の業務とNHKの関係 NHKと関連団体との取引 NHK子会社の取締役等に対する報酬、退職金の支給基準と公表の方針 関連団体の懲戒処分に関する公表基準 関連団体の事業計画、事業報告、財務諸表・監査報告書</p>

なお、上表の文書以外にも、自主的な取り組みとして、ウェブサイト等を通じ事業に関する各種の文書・情報を提供している。

(資料 2 4)

N H K 情報公開・個人情報保護審議委員会委員

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

- ◎ 委 員 長
- 委員長代行

- ◎ 大 橋 洋 一 (学習院大学大学院教授、九州大学名誉教授)
- 櫻 井 龍 子 (日本カメラ財団理事長、元労働省局長、元最高裁判事)
- 藤 村 厚 夫 (スマートニュース フェロー)
- 千 葉 通 子 (公認会計士、金融庁公認会計士・監査審査会委員)
- 木 村 琢 磨 (千葉大学大学院社会科学研究院教授)

情報開示の状況（令和5年度）

1 「開示の求め」の当年度受付件数とその内容

37件	(内訳)	経営一般	9件
		放送	14件
		営業	4件
		技術	2件
		広報・事業	2件
		総務・経理	6件

2 「開示の求め」についての当年度判断結果

前年度からの継続検討分（1件）、当年度受付分（37件）

判断結果	件数	備考
開示	7	うち、一部開示7件
不開示	10	
対象外	14	
計	31	

継続検討中 7件

3 「再検討の求め」についてのNHK情報公開・個人情報保護審議委員会の審議結果

前年度からの継続審議分（2件）・諮問準備分（5件）、当年度受付分（8件）

審議結果	件数
NHK判断が妥当	7
一部開示ではなく開示が妥当	0
一部開示の範囲を広げることが妥当	0
不開示ではなく一部開示・開示が妥当	1
計	8

継続審議中 1件、諮問準備中 5件

諮問前に開示 1件

4 「開示の求め」の対象とならない分野の文書についても、可能な範囲で情報を提供した。

(資料 2 6)

業務に関して寄せられた意見の件数

(単位 千件)

内容 年度	経営関係	放送関係	受信料関係	技術関係	その他	合計
4	3	991	1,533	36	434	2,998
5	3	1,013	1,589	35	452	3,093

(参考) 受付方法別内訳 (5年度)

(単位 千件)

区分	電話	投書	来局	ファックス	インターネット	その他	合計
件数	2,451	117	38	7	441	38	3,093
比率(%)	79.2	3.8	1.2	0.2	14.3	1.2	100.0

(資料 27)

放送局（地上放送）の概要

(令和6年3月31日現在)

		テレビジョン			ラジオ			
		総合	教育	計	第1	第2	FM	計
地域	本部・ 関東甲信越	341	330	671	26	16	74	116
	近畿	201	188	389	14	7	59	80
	東海・北陸	197	195	392	35	19	55	109
	中国	320	320	640	43	22	82	147
	九州	485	484	969	59	26	80	165
	東北	308	307	615	47	25	73	145
	北海道	160	159	319	24	18	57	99
	四国	202	202	404	33	13	52	98
合計		2,214	2,185	4,399	281	146	532	959
親局		44	1	45	34	1	47	82
中継局	基幹放送用周波数 使用計画に記載の 局 ^(※)	218	254	472	38	57	—	95
	基幹放送用周波数 使用計画に記載の ない局	1,952	1,930	3,882	209	88	485	782
合計		2,214	2,185	4,399	281	146	532	959

※ 基幹放送用周波数使用計画に記載の基準

テレビジョン	空中線電力	3Wを超えるもの
ラジオ第1放送、第2放送	"	1kW以上のもの

(資料 28)

放送局（地上放送）運用局数の推移

系統		年度末	令和元	2	3	4	5
		テレビジョン	総合	2,214	2,214	2,214	2,214
	教育	2,185	2,185	2,185	2,185	2,185	
	合計	4,399	4,399	4,399	4,399	4,399	
ラジオ	第1放送	271	275	280	281	281	
	第2放送	146	146	146	146	146	
	F M 放送	532	532	532	532	532	
	合計	949	953	958	959	959	

放送技術審議会委員

(令和6年3月31日現在)

◎ 委員長

○ 副委員長

- ◎ 相澤清晴 (東京大学大学院情報理工学系研究科教授)
- 大槻知明 (慶應義塾大学理工学部教授)
- 川島徳之 (フジテレビジョン専務取締役)
- 川添雄彦 (日本電信電話代表取締役副社長 副社長執行役員)
- 児玉俊介 (電波産業会専務理事)
- 佐藤いまり (国立情報学研究所教授)
- 塩入 諭 (東北大学電気通信研究所教授)
- 田原康生 (総務省国際戦略局長)
- 都竹愛一郎 (名城大学理工学部電気電子工学科教授)
- 平井淳生 (電子情報技術産業協会業務執行理事・常務理事)
- 増子 宏 (文部科学省文部科学審議官)
- 三宅陽一郎 (スクウェア・エニックスAI部ジェネラル・マネージャー)
- 盛合志帆 (情報通信研究機構執行役・サイバーセキュリティ研究所長)
- 山本多絵子 (富士通執行役員EVP CMO 兼
グローバルマーケティング本部長)
- 吉村和幸 (KDDI取締役執行役員専務CTO技術統括本部長)

放送技術研究委員会委員

(令和6年3月31日現在)

◎ 委員長

- | | |
|--------|------------------------------|
| 稲見昌彦 | (東京大学先端科学技術研究センター教授) |
| 大場洋士 | (テレビ朝日取締役) |
| 門脇直人 | (情報通信研究機構主席研究員) |
| 亀山渉 | (早稲田大学理工学術院教授) |
| 小池康博 | (慶應義塾大学教授) |
| 寒川哲臣 | (NTT先端技術総合研究所基礎・先端研究プリンシパル) |
| ◎ 高田潤一 | (東京工業大学環境・社会理工学院学院長・教授) |
| 中村元 | (KDDI総合研究所代表取締役所長) |
| 前進 | (テレビ東京常務取締役) |
| 松田一朗 | (東京理科大学創域理工学部教授) |
| 的場修 | (神戸大学次世代光散乱イメージング科学研究センター教授) |
| 村田正幸 | (大阪大学大学院教授) |
| 安田哲二 | (産業技術総合研究所執行役員) |
| 山口修治 | (総務省情報流通行政局放送技術課長) |

経営委員会委員の経歴

(令和6年3月31日現在)

委員長 古賀 信行 昭和25年 8月22日生	平成15年 4月 平成20年 4月 平成23年 6月 平成30年 5月 令和 4年 4月 令和 6年 3月 令和 6年 3月	野村ホールディングス取締役社長最高経営責任者（CEO） 野村証券取締役社長 野村証券取締役兼執行役会長 野村ホールディングス取締役会長 日本経済団体連合会審議員会議長 野村ホールディングス名誉顧問 経営委員会委員 経営委員会委員長
委員 榊原 一夫 昭和33年 8月 6日生 委員長職務代行者	平成27年12月 平成29年 4月 平成30年 2月 令和 2年 1月 令和 3年11月 令和 4年 6月 令和 6年 3月	最高検察庁公判部長 大阪地方検察庁検事正 福岡高等検察庁検事長 大阪高等検察庁検事長 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士（顧問） 経営委員会委員 経営委員会委員長職務代行者
委員 明石 伸子 昭和31年 4月24日生	平成 8年11月 平成15年 3月 平成24年12月 令和 元年 5月 令和 元年 6月	ブライトン代表取締役 NPO法人日本マナー・プロトコール協会 理事兼事務局長 NPO法人日本マナー・プロトコール協会 理事長 吉野家ホールディングス社外取締役 経営委員会委員
委員 磯山 誠二 昭和26年 6月22日生	平成16年10月 平成23年 6月 平成25年 6月 平成27年 9月 平成30年 6月 令和 元年 6月 令和 元年12月	西日本シティ銀行取締役 西日本シティ銀行代表取締役専務執行役員 西日本シティ銀行代表取締役副頭取 福岡商工会議所会頭 西日本シティ銀行顧問 九州リースサービス代表取締役会長 九州リースサービス代表取締役社長 経営委員会委員
委員 大草 透 昭和30年 6月24日生	平成22年 4月 平成25年 4月 平成25年 6月 平成28年 6月 令和 4年 6月	三菱地所執行役員経理部長 三菱地所常務執行役員 三菱地所取締役常務執行役員 三菱地所取締役常勤監査委員 経営委員会委員（常勤）
委員 尾崎 裕 昭和25年 3月11日生	平成20年 4月 平成25年 6月 平成27年 4月 平成27年12月 令和 元年 6月 令和 3年 1月 令和 3年 3月	大阪瓦斯代表取締役社長 日本ガス協会会長 大阪瓦斯代表取締役会長 大阪商工会議所会頭 塩野義製薬社外取締役 大阪瓦斯取締役相談役 経営委員会委員

委員 坂本有芳 昭和44年12月22日生	平成19年10月 平成26年4月 令和4年4月 令和6年3月	東京理科大学工学部経営工学科助教 鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教授 経営委員会委員
委員 堰八義博 昭和30年5月26日生	平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成27年6月 平成28年6月	北海道銀行取締役執行役員 北海道銀行代表取締役執行役員 北海道銀行代表取締役頭取 北海道銀行代表取締役会長 経営委員会委員
委員 不破泰 昭和33年7月21日生	平成4年10月 平成15年4月 平成22年4月 令和2年4月 令和3年3月	信州大学工学部助教授 信州大学大学院工学系研究科教授 信州大学総合情報センター長 信州大学学術研究院(工学系)教授 経営委員会委員
委員 前田香織 昭和34年6月22日生	平成12年7月 平成19年4月 平成22年4月 平成25年4月 令和2年4月 令和4年12月	広島市立大学情報処理センター助教授 広島市立大学大学院情報科学研究科教授 広島市立大学情報処理センター長 広島市立大学附属図書館長 広島市立大学大学院情報科学研究科長 広島市立大学情報科学部長 経営委員会委員
委員 水尾衣里 昭和34年9月9日生	平成6年4月 平成15年4月 平成19年4月 平成21年4月 令和元年12月	名古屋女子文化短期大学助教授 名城大学人間学部助教授 名城大学人間学部准教授 名城大学人間学部教授 経営委員会委員
委員 村田晃嗣 昭和39年7月13日生	平成12年10月 平成17年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成30年3月 令和元年12月 令和6年3月	同志社大学法学部助教授 同志社大学法学部教授 同志社大学法学部長、法学研究科長 同志社大学学長 経営委員会委員 経営委員会委員長職務代行者 経営委員会委員

会長、副会長、理事の経歴

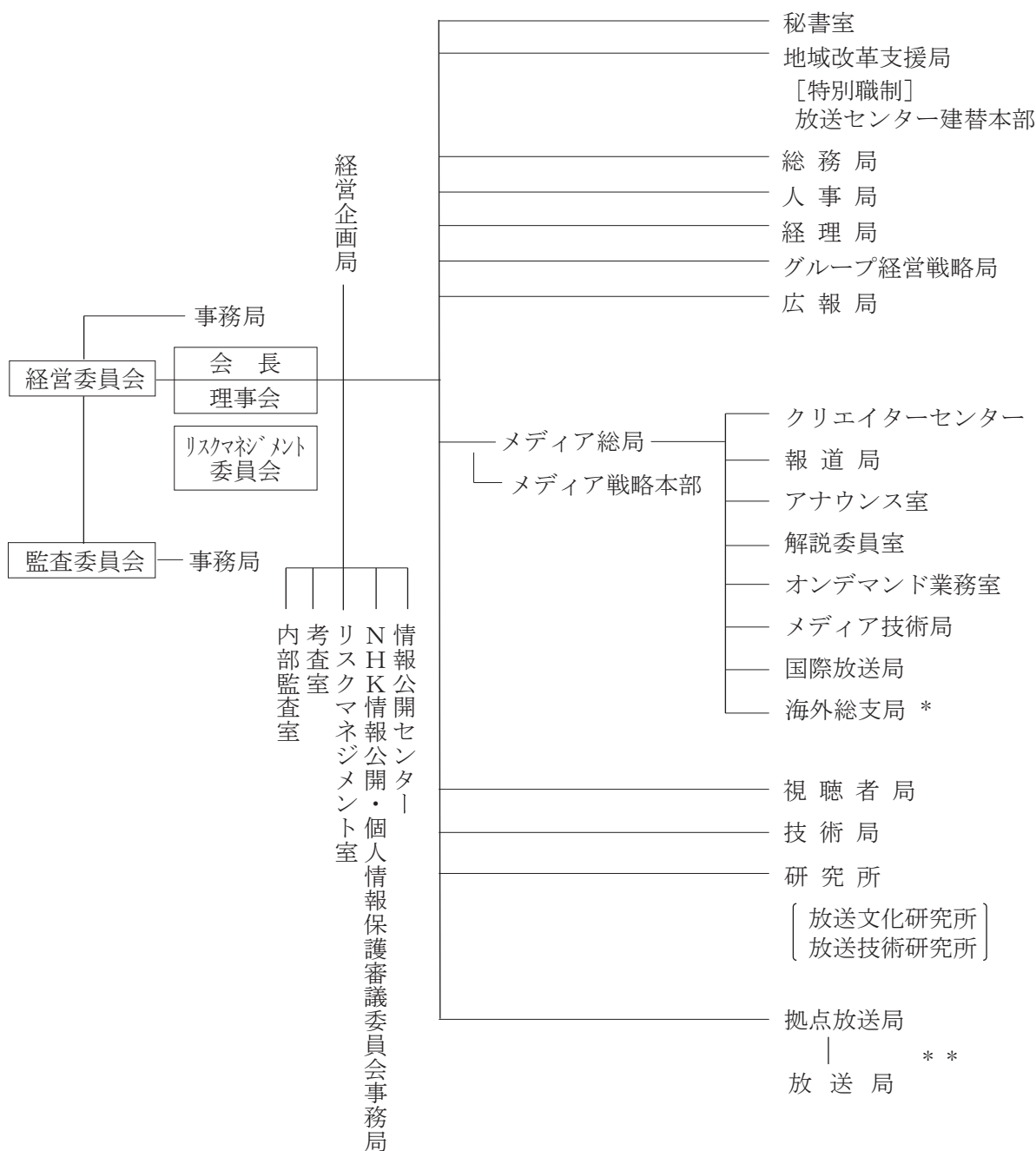
(令和6年3月31日現在)

会長 稲葉延雄 (昭和25年11月11日生)	昭和49年 4月 平成16年 5月 平成17年 5月 平成18年 5月 平成20年 5月 平成22年 4月 平成29年 4月 令和4年 6月 令和5年 1月	日本銀行入行 理事(信用機構局、考査局、情報サービス局担当) 理事・大阪支店長嘱託 理事(企画局、金融市場局担当) 株式会社リコー特別顧問 リコー経済社会研究所所長 取締役会議長 リコー経済社会研究所参与 日本放送協会会長
副会長 井上樹彦 (昭和32年 7月 4日生)	昭和55年 4月 平成23年 6月 平成26年 4月 平成28年 4月 平成30年 6月 令和4年 6月 令和5年 2月	日本放送協会入局 編成局長 理事 株式会社NHKアイテック代表取締役社長 株式会社放送衛星システム代表取締役社長 特別主幹 日本放送協会副会長
専務理事 小池英夫 (昭和36年 2月 2日生)	昭和60年 4月 平成29年 4月 令和2年 4月 令和4年 4月	日本放送協会入局 報道局長 理事 専務理事
専務理事 竹村範之 (昭和30年 3月14日生)	昭和54年 4月 平成26年 5月 平成28年 6月 令和元年 6月 令和5年 3月 令和5年 4月	日本放送協会入局 経営企画局長 株式会社NHK文化センター代表取締役社長 一般財団法人NHKサービスセンター理事長 日本放送協会秘書室特別主幹 専務理事
専務理事 林理恵 (昭和38年 6月 8日生)	昭和61年 4月 令和元年 6月 令和2年 4月 令和4年 4月	日本放送協会入局 国際放送局長 理事 専務理事
専務理事 山名啓雄 (昭和41年 5月 6日生)	平成元年 4月 令和4年 4月 令和4年 4月 令和5年 4月	日本放送協会入局 メディア総局第1制作センター長 理事 専務理事
理事 根本拓也 (昭和38年 4月23日生)	昭和62年 4月 令和2年 4月 令和3年 6月 令和5年 4月	日本放送協会入局 報道局長 株式会社NHKグローバルメディアサービス代表取締役社長 日本放送協会理事
理事 中嶋太一 (昭和38年 7月15日生)	昭和62年 4月 令和2年 7月 令和4年 4月	日本放送協会入局 関連事業局長 理事
理事 安保華子 (昭和41年 1月11日生)	昭和63年 4月 令和2年 7月 令和4年 4月	日本放送協会入局 放送総局首都圏放送センター長 理事
理事 熊埜御堂 朋子 (昭和39年 1月30日生)	昭和61年 4月 令和4年 4月 令和4年 4月	日本放送協会入局 メディア戦略本部長 理事

理事 山内昌彦 (昭和39年12月21日生)	昭和63年 4月 日本放送協会入局 令和 2年 6月 人事局長 令和 4年 4月 理事
理事・技師長 寺田健二 (昭和40年 3月15日生)	平成 2年 4月 日本放送協会入局 令和 3年 4月 技術局長 令和 4年 11月 経営企画局特別主幹 令和 5年 4月 理事・技師長

組 織 図

(令和6年3月31日現在)



* 総局－アジア（バンコク）、中国（北京）、ヨーロッパ（パリ）、アメリカ（ニューヨーク）
支局－マニラ、ジャカルタ、ハノイ、ニューデリー、イスラマバード、シドニー、ソウル、上海、広州、香港、台北、ロンドン、ブリュッセル、ベルリン、カイロ、イスタンブール、ドバイ、ヨハネスブルク、エルサレム、テヘラン、モスクワ、ウラジオストク、ワシントン、ロサンゼルス、サンパウロ

**（関東甲信越）拠点放送局－首都圏局 放送局－長野、新潟、甲府、横浜、前橋、水戸、千葉、宇都宮、さいたま
（近畿）拠点放送局－大阪 放送局－京都、神戸、和歌山、奈良、大津
（東海・北陸）拠点放送局－名古屋 放送局－金沢、静岡、福井、富山、津、岐阜
（中国）拠点放送局－広島 放送局－岡山、松江、鳥取、山口
（九州・沖縄）拠点放送局－福岡 放送局－北九州、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、大分、佐賀、沖縄
（東北）拠点放送局－仙台 放送局－秋田、山形、盛岡、福島、青森
（北海道）拠点放送局－札幌 放送局－函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
（四国）拠点放送局－松山 放送局－高知、徳島、高松

(資料 3 4)

放 送 局 等 所 在 地

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

〔本 部〕

放送センター	150-8001	東京都渋谷区神南 2-2-1	(03)3465-1111
放送文化研究所	105-6216	東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕MORIタワー 16F	(03)3465-1111
放送技術研究所	157-8510	東京都世田谷区砧 1-10-11	(03)3465-1111

〔関東甲信越地方〕

長野放送局	380-8502	長野市稲葉 210-2	(026)291-5200
新潟放送局	951-8508	新潟市中央区川岸町 1-4-9	(025)230-1616
甲府放送局	400-8552	甲府市丸の内 1-1-20	(055)255-2148
横浜放送局	231-8324	横浜市中区山下町 281	(045)212-2822
前橋放送局	371-8555	前橋市元総社町 189	(027)251-1711
水戸放送局	310-8567	水戸市大町 3-4-4	(029)232-9885
千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	(043)203-1001
宇都宮放送局	320-8502	宇都宮市中央 3-1-2	(028)634-9155
さいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	(048)833-2041

〔近畿地方〕

大阪放送局	540-8501	大阪市中央区大手前 4-1-20	(06)6941-0431
京都放送局	604-8515	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 576	(075)251-1111
神戸放送局	650-8515	神戸市中央区中山手通 2-24-7	(078)252-5000
和歌山放送局	640-8556	和歌山市吹上 2-3-47	(073)424-8111
奈良放送局	630-8540	奈良市三条大路 1-1-20	(0742)30-0300
大津放送局	520-0044	大津市京町 3-4-22	(077)522-5101

〔東海・北陸地方〕

名古屋放送局	461-8725	名古屋市東区東桜 1-13-3	(052)952-7000
金沢放送局	920-8644	金沢市広岡 3-2-10	(076)264-7001
静岡放送局	422-8787	静岡市駿河区八幡 1-6-1	(054)654-4000
福井放送局	910-8680	福井市宝永 3-3-5	(0776)28-8850
富山放送局	930-8502	富山市新桜町 4-8	(076)444-6600
津放送局	514-8531	津市丸之内養正町 4-8	(059)229-3000
岐阜放送局	500-8554	岐阜市京町 2-3	(058)264-4611

〔中国地方〕

広島放送局	730-8672	広島市中区大手町 2-11-10	(082)504-5111
岡山放送局	700-8621	岡山市北区駅元町 15-1	(086)214-4700

松江放送局	690-8601 松江市灘町 1 0 1 - 6	(0852) 32-0700
鳥取放送局	680-8701 鳥取市寺町 1 0 0	(0857) 29-9200
山口放送局	753-8660 山口市巾園町 2 - 1	(083) 921-3737

〔九州・沖縄地方〕

福岡放送局	810-8577 福岡市中央区六本松 1 - 1 - 1 0	(092) 724-2800
北九州放送局	803-8555 北九州市小倉北区室町 1 - 1 - 1 - 2 0	(093) 591-5002
熊本放送局	860-8602 熊本市中央区花畑町 5 - 1	(096) 326-8203
長崎放送局	850-8603 長崎市西坂町 1 - 1	(095) 821-1115
鹿児島放送局	892-8603 鹿児島市本港新町 4 - 6	(099) 805-7000
宮崎放送局	880-8633 宮崎市江平西 2 - 2 - 1 5	(0985) 32-8111
大分放送局	870-8660 大分市高砂町 2 - 3 6	(097) 533-2800
佐賀放送局	840-8601 佐賀市松原 1 - 2 - 3 5	(0952) 28-5000
沖縄放送局	900-8535 那覇市おもろまち 2 - 6 - 2 1	(098) 865-2222

〔東北地方〕

仙台放送局	980-8435 仙台市青葉区本町 2 - 2 0 - 1	(022) 211-1001
秋田放送局	010-8501 秋田市東通仲町 4 - 2	(018) 825-8111
山形放送局	990-8575 山形市桜町 2 - 5 0	(023) 625-9511
盛岡放送局	020-8555 盛岡市上田 4 - 1 - 3	(019) 626-8811
福島放送局	960-8588 福島市早稲町 1 - 2	(024) 526-4333
青森放送局	030-0813 青森市松原 2 - 1 - 1	(017) 774-5111

〔北海道地方〕

札幌放送局	060-8703 札幌市中央区北 1 条西 9 - 1 - 5	(011) 232-4001
函館放送局	040-8680 函館市千歳町 1 3 - 1	(0138) 27-0111
旭川放送局	070-8680 旭川市 6 条通 6 - 2 7	(0166) 24-7000
帯広放送局	080-0015 帯広市西 5 条南 7 - 2 - 2	(0155) 23-3111
釧路放送局	085-8660 釧路市幣舞町 3 - 8	(0154) 41-9191
北見放送局	090-0035 北見市北斗町 2 - 3 - 2 4	(0157) 23-4181
室蘭放送局	051-0012 室蘭市山手町 1 - 3 - 5 0	(0143) 22-7271

〔四国地方〕

松山放送局	790-8501 松山市堀之内 5	(089) 921-1111
高知放送局	780-8512 高知市本町 3 - 3 - 1 2	(088) 823-2300
徳島放送局	770-8544 徳島市寺島本町東 1 - 2 8	(088) 626-5970
高松放送局	760-8686 高松市錦町 1 - 1 2 - 7	(087) 825-0151

(資料35)

要 員 数 の 推 移

区分 \ 年度	令和元	2	3	4	5
効率化	人 △95	人 △156	人 △130	人 △538	人 △481
要員措置	110	166	130	538	331
差引増減	15	10	0	0	△150
年度末人員	10,165	10,175	10,175	10,175	10,025

内部統制関係議決

(令和 4 年 1 0 月 1 日改正)

放送法第 2 9 条第 1 項第 1 号ロ及び放送法施行規則第 1 7 条に規定する事項の経営委員会議決

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

- 1 監査委員会の職務執行を補佐する機能として、監査委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、監査委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行う。
- 3 この組織には、監査委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員が適切な員数で配置される。
- 4 監査委員会は、必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる。

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得る。

三 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない。

四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

1 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制

- (1) 会長、副会長及び理事は、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。
- (2) 会長は、職員が協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに監査委員に報告するための体制を整備する。
- (3) 会長、副会長及び理事は、監査委員会規程に基づき、監査委員会に報告を行う。
- (4) 会長は、監査委員が理事会等重要な会議に常時出席する機会を確保する。

2 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

会長は、協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者及び使用人（これらの者から、当該事実について報告を受けた者を含む）が、協会又は協会及びその子会社から成る集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、確実かつ速やかに当該事実を監査委員に報告する体制を整備する。

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会長は、監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための協会及び子会社における体制を整備し、協会及び子会社の役職員に対し周知徹底する。

六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会長は、監査委員がその職務の執行について生じる費用又は債務の負担を、放送法第43条第2項に基づき、協会に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務の負担が監査委員の職務の執行に必要なでないことを協会が証明した場合を除き、これに応じる。

七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 会長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
- 2 内部監査組織の長は、期初に内部監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、内部監査結果を監査委員会に都度報告する。
- 3 監査委員会の選定する監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- 4 監査委員会は、監査委員会が必要があると議決した場合には、内部監査組織に指揮命令できるものとする。

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- 1 会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、これらの役員の仕事専念義務、忠実義務その他の職務に関する準則を定める。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける。
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査組織から監査結果の報告、上記(1)4の組織からリスクマネジメントの活動状況の報告を受ける。
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を受ける。
- 8 会長は、内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会長は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、保存及び管理に関する規程を整備し、適切に保存及び管理を行う。

以下の文書については、永久保存とする。

- ① 会長による決裁
- ② 会長の職務執行を補佐する理事会の議事録及び資料、その他会長、副会長及び理事で構成する会議体の資料

(3) 協会の損失の危険の管理に関する体制（リスクマネジメント体制）

- 1 リスクマネジメントの最高責任者CRO（Chief Risk Officer）を会長とする。
- 2 会長は、リスクマネジメントに関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、リスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 3 会長の下、上記(3)2の組織は、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 経営委員会は、放送法第29条第1項第1号の規定により、協会の経営に関する基本方針、収支予算、事業計画及び資金計画、中期経営計画等を決定する。
- 2 会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、各理事が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を理事に委譲する。
- 3 各理事は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努める。
- 4 各理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定する。
- 5 会長は、業務の遂行状況を確認するほか、目標の達成度評価を行い、結果を経営委員会に報告する。

(5) 協会の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 職員の職務の適切な執行を確保するため、これらの職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、それを遵守させる。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO（Chief Compliance Officer）を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行するリスク管理組織を設置する。
- 5 会長は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6) 協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制

- 1 会長は、協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するため、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等（「取締役等」）及び使用人の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 2 前記1に定める体制整備は、体制の構築、実施及び運用を意味し、また、以下の事項を含むものとする。
 - ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針に基づく方針を子会社

に対し周知徹底し、また、子会社の経営に関し、各子会社の代表者と十分な意見・情報の交換及び協議を行う。

- ② 会長は、子会社の管理にあたり、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、協会における体制と同水準の体制を整備させる。
- ③ 会長は、子会社の管理にあたり、後記関連団体運営基準において定めるところに従い、子会社に、前記1に定める体制の運用状況について報告させ、その概要を把握するように努め、また、必要に応じ、子会社に対し適時適切に改善を指導する。
- ④ 協会の内部監査組織は、子会社の管理に必要なときは子会社の財務・業務の状況を調査することとし、これに関する規程を整備する。
- ⑤ 会長は、子会社全般に関する事項を所掌する組織を設置し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑥ 会長は、各子会社の事業を所管する協会の部門を指定し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑦ 会長は、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には放送法第22条の2第1項の規定に基づく関連事業持株会社を設立し、必要な管理を行う。
- ⑧ 会長は、原則として、協会の職員を子会社の取締役へ就任させる。
- ⑨ 会長は、協会の職員を子会社（原則として、関連事業持株会社の子会社を除く）の監査役へ就任させ、また、子会社のうち会長が後記関連団体運営基準において定める子会社については、所要の知見を有する者をその常勤監査役へ就任させる。
- ⑩ 会長は、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況等を報告する。なお、会長は、監査委員会が選定する監査委員に対する当該報告をもって、前記(1)5に定める経営委員会に対して職務の状況を報告する義務を免れるものではない。
- ⑪ 会長、副会長及び理事は、子会社の業務に関し、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、放送法に基づき、直ちに当該事実を監査委員会が選定する監査委員に報告する。
- ⑫ 会長は、子会社の取締役等及び使用人が利用できる内部通報制度を整備し、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。
- ⑬ 会長は、協会から放送法第22条第4号の規定による出資を受けた子会社の業務範囲については、放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むことを原則とし、具体的には、放送法施行令第2条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送を除く。）又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものと定め、子会社の定款を適切に規定し、これを遵守するよう指導する。
- ⑭ 会長は、協会から放送法22条の2の規定による出資を受けた関連事業持株会社の業務範囲については、認定出資計画（同条第2号に規定する認定出資計画をいう。）に従って、専ら放送法第22条第4号に掲げる者に対して出資を行い、これらの者を子会社として保有することを通じて、統一的な経営理念のもとに子会社の業務を管理し、又は傘下の子会社の間接部門の業務の一部もしくは全部を関連事業持株会社に集約してこれを遂行することと定め、かかる業務範囲が反映されるように関連事業持株会社の定款を適切に規定し、これを遵守するよう指導する。
- ⑮ 会長は、協会から放送法22条の2の規定による出資を受けた関連事業持株会社の子

会社の業務範囲については、放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むことを原則とし、具体的には、放送法施行令第2条に定める事業に加え、放送法に基づき協会が行うことのできる業務（放送を除く。）又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものと定め、関連事業持株会社をして、その子会社の定款を適切に規定させ、その子会社がこれを遵守するよう指導させるものとする。

- ⑯ 会長は、協会から子会社への業務委託については、放送法第23条の規定に基づく「業務委託基準」を遵守することとし、「業務委託基準」の適用範囲外の業務委託についても、同様の基準を定めた上で、それを適切に運用する。
 - ⑰ 会長は、子会社の配当については、各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで、実施、規模等を決することと、その子会社の維持・発展に必要な内部留保を除いた利益剰余金については配当することを定め、株主としての権利を行使して、適切に運用する。
 - ⑱ 会長は、子会社の組織、業務、財務に関する基礎的な情報に関する広く一般に向けた情報提供について、後記関連団体運営基準に定める。
- 3 会長は、前記1及び2を内容とする子会社の運営に関する共通の基準（「関連団体運営基準」）を策定し、その確実な運用を図る。なお、同運営基準には、協会と子会社との取引の適正性の評価及び公表について定めを置く。
 - 4 会長は、各子会社による関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた契約（「基本契約」）を各子会社との間で締結する。
 - 5 監査委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監査に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監査を実施する。また、放送法が定める監査委員会又は監査委員による経営委員会に対する報告には、協会による子会社の管理の状況が含まれるものとする。
 - 6 経営委員会は、子会社の事業運営に関する、会長、副会長及び理事の職務執行の監督に際して、会長、副会長及び理事並びに子会社の取締役等及び使用人が、放送法、放送法施行令、放送法施行規則、定款、本議決などの関係法令等に沿うとともに、総務省の「子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて適正に行われているかとの観点も含め、適正に監督を実施する。

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

- 1 経営委員会の職務執行を補佐する機能として、経営委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、経営委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、経営委員会の権限行使に資する情報の収集、調査、分析、経営委員会への報告を行う。
- 3 会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得る。

放送法第29条第1項第1号クに規定する事項の経営委員会議決

- 1 本議決は、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)の「協

会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制」に類するものとして、関連会社及び関連公益法人等についても同様の事項を定めるものである。

- 2 「関連会社」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号イに規定する関連会社をいう。「関連公益法人等」とは、放送法施行規則第30条第1項第11号ロに規定する関連公益法人等をいう。

3 関連会社の業務範囲

- ① 協会から放送法第22条第4号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1を超える関連会社の場合の業務範囲については、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑫を準用する。
- ② 協会から放送法第22条第4号の規定による出資を受けた関連会社のうち、協会又は子会社の議決権保有割合が3分の1以下ではあるが、協会が人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合の業務範囲については、上記①に準じ、協会の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。

4 関連会社及び関連公益法人等への業務委託

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑬を準用する。

5 関連会社及び関連公益法人等の組織、業務、財務に関する基礎的な情報の提供

「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑭を準用する。

6 関連団体運営基準の策定並びに関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結

- ① 「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)3に規定する「関連団体運営基準」には、本議決の2、3、4、5の内容を含めることとし、子会社だけでなく、関連会社及び関連公益法人等の運営に関する共通の基準を兼ねる。
- ② 会長は、関連会社及び関連公益法人等との基本契約の締結については、「関連団体運営基準」に定める。

7 その他

関連会社及び関連公益法人等の運営に関しては、「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」(6)2⑤、⑥、⑪を準用する。

(資料 3 7)

資産、負債及び純資産（資本）の推移

(協会全体)

(単位 百万円)

年度末		令和 元	2	3	4	5
資産 の 部	流動資産	(34.7) 422,444	(39.0) 495,098	(41.1) 522,560	(43.2) 560,737	(43.4) 573,413
	固定資産	(51.4) 625,046	(47.6) 603,699	(45.6) 580,167	(43.7) 567,243	(44.4) 586,281
	特定資産	(13.9) 169,409	(13.4) 169,319	(13.3) 169,319	(13.1) 169,319	(12.2) 160,532
	資産合計	(100.0) 1,216,899	(100.0) 1,268,116	(100.0) 1,272,047	(100.0) 1,297,300	(100.0) 1,320,227
負債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	(20.6) 250,119	(21.6) 273,517	(19.2) 243,395	(18.7) 242,336	(20.8) 274,694
	固定負債	(14.6) 177,748	(14.1) 178,755	(13.4) 170,707	(13.0) 168,434	(13.0) 171,952
	負債合計	(35.2) 427,868	(35.7) 452,273	(32.6) 414,102	(31.7) 410,770	(33.8) 446,647
	承継資本	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163	(0.0) 163
固定資産充当資本	(40.9) 498,116	(39.3) 498,206	(38.7) 492,379	(36.1) 468,287	(35.2) 464,669	
剰余金	(23.9) 290,751	(25.0) 317,473	(28.7) 365,402	(32.2) 418,078	(31.0) 408,747	
純資産合計	(64.8) 789,031	(64.3) 815,843	(67.4) 857,944	(68.3) 886,529	(66.2) 873,580	
負債及び純資産合計	(100.0) 1,216,899	(100.0) 1,268,116	(100.0) 1,272,047	(100.0) 1,297,300	(100.0) 1,320,227	

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(一般勘定)

(単位 百万円)

区分		年度末	令和元	2	3	4	5				
資産 の 部	流動資産	(35.0)	428,545	(39.3)	499,504	(41.2)	524,864	(43.2)	560,510	(43.4)	572,348
	固定資産	(51.1)	625,046	(47.4)	603,699	(45.5)	580,167	(43.7)	567,234	(44.4)	586,266
	特定資産	(13.9)	169,409	(13.3)	169,319	(13.3)	169,319	(13.1)	169,319	(12.2)	160,532
	資産合計	(100.0)	1,223,001	(100.0)	1,272,523	(100.0)	1,274,350	(100.0)	1,297,064	(100.0)	1,319,147
負債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	(20.4)	249,504	(21.5)	272,862	(19.0)	242,703	(18.6)	241,390	(20.8)	273,620
	固定負債	(14.5)	177,748	(14.0)	178,755	(13.4)	170,707	(13.0)	168,426	(13.0)	171,946
	負債合計	(34.9)	427,253	(35.5)	451,617	(32.4)	413,410	(31.6)	409,817	(33.8)	445,567
	承継資本	(0.0)	163	(0.0)	163	(0.0)	163	(0.0)	163	(0.0)	163
	固定資産充当資本	(40.7)	498,116	(39.2)	498,206	(38.7)	492,379	(36.1)	468,287	(35.2)	464,669
	剰余金	(24.4)	297,467	(25.3)	322,535	(28.9)	368,397	(32.3)	418,795	(31.0)	408,747
	純資産合計	(65.1)	795,747	(64.5)	820,905	(67.6)	860,939	(68.4)	887,246	(66.2)	873,580
負債及び純資産合計	(100.0)	1,223,001	(100.0)	1,272,523	(100.0)	1,274,350	(100.0)	1,297,064	(100.0)	1,319,147	

(注) ()内は、構成比率(%)を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

区分		年度末	令和 元	2	3	4	5
資産の部	流動資産		(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630	(98.8) 747	(98.5) 980
	固定資産		(ー) ー	(ー) ー	(ー) ー	(1.2) 9	(1.5) 15
	資産合計		(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630	(100.0) 756	(100.0) 995
負債及び純資産の部	流動負債		(1,927.1) 7,083	(1,032.7) 5,605	(574.8) 3,626	(193.7) 1,465	(99.4) 989
	固定負債		(ー) ー	(ー) ー	(ー) ー	(1.1) 8	(0.6) 5
	負債合計		(1,927.1) 7,083	(1,032.7) 5,605	(574.8) 3,626	(194.8) 1,473	(100.0) 995
負債及び純資産の部	欠損金		(△1,827.1) △ 6,715	(△932.7) △ 5,062	(△474.8) △ 2,995	(△94.8) △717	(ー) ー
	純資産合計		(△1,827.1) △ 6,715	(△932.7) △ 5,062	(△474.8) △ 2,995	(△94.8) △717	(ー) ー
	負債及び純資産合計		(100.0) 367	(100.0) 542	(100.0) 630	(100.0) 756	(100.0) 995

(注) () 内は、構成比率 (%) を示す。

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

区分		年度末	令和 元	2	3	4	5
資産の部	流動資産		74	52	32	167	94
	資産合計		74	52	32	167	94
負債及び純資産の部	流動負債		74	52	32	167	94
	負債合計		74	52	32	167	94
	純資産合計		ー	ー	ー	ー	ー
	負債及び純資産合計		74	52	32	167	94

(協会全体)

◇ 構成比率

(%)

区 分	年度末	令和 元	2	3	4	5
固定資産 (対 資 産 合 計)		51.4	47.6	45.6	43.7	44.4
負 債 (対負債・純資産合計)		35.2	35.7	32.6	31.7	33.8
自己資本 (対負債・純資産合計)		64.8	64.3	67.4	68.3	66.2

◇ 財務比率

(%)

区 分	年度末	令和 元	2	3	4	5
固 定 比 率 $\left[\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \right]$		79.2	74.0	67.6	64.0	67.1
流 動 比 率 $\left[\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \right]$		168.9	181.0	214.7	231.4	208.7

◇ 回転率、減価償却率

区 分	年 度	令和 元	2	3	4	5
総資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自己資本+負債}} \right]$		0.61	0.57	0.55	0.54	0.50
自己資本回転率 $\left[\frac{\text{経常事業収入}}{\text{自己資本}} \right]$		0.95	0.89	0.84	0.80	0.75
減価償却率 $\left[\frac{\text{減価償却費}}{\text{償却資産額+減価償却費}} \right]$		17.2	17.9	18.3	17.9	17.8

(注) 自己資本及び負債の算出にあたっては、前期末・当期末の平均値を用いた。

(参考) 外部資金残高の推移

(単位 百万円)

区 分	年度末	令和 元	2	3	4	5
総 額		—	—	—	—	—
放 送 債 券		—	—	—	—	—
長 期 借 入 金		—	—	—	—	—

(資料38)

損 益 の 推 移

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分		年 度	令和 元	2	3	4	5
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入		737,264	713,782	704,857	697,275	656,705
	受 信 料		723,171	700,575	689,675	681,645	640,449
	交 付 金 収 入		3,720	3,620	3,860	3,762	3,631
	放送番組等有料配信収入		2,480	3,894	4,611	5,469	5,811
	副 次 収 入		6,044	4,753	5,675	5,236	4,913
	受 託 業 務 等 収 入		1,847	939	1,033	1,162	1,899
	経 常 事 業 支 出		727,915	693,990	666,460	678,621	676,805
	国 内 放 送 費		349,590	311,117	296,720	319,385	328,573
	国 際 放 送 費		24,579	19,215	20,530	20,769	20,099
	国内放送番組等配信費		—	8,871	9,798	11,767	11,582
	国際放送番組等配信費		—	2,009	2,096	2,582	2,491
	放送番組等有料配信費		1,895	2,019	2,312	2,921	3,344
	受 託 業 務 等 費		370	36	121	113	511
	契 約 収 納 費		62,773	57,500	48,609	41,715	45,032
	受 信 対 策 費		884	722	662	609	644
	広 報 費		6,137	5,870	5,579	5,851	6,384
	調 査 研 究 費		8,414	7,492	7,215	7,039	6,953
	給 与		111,495	109,520	111,494	111,331	110,149
	退職手当・厚生費		49,650	53,718	51,743	49,555	44,336
	共 通 管 理 費		16,450	18,441	16,264	17,722	17,955
減 価 償 却 費		84,094	86,464	83,808	78,158	71,179	
未収受信料欠損償却費		11,578	10,988	9,502	9,099	7,565	
経 常 事 業 収 支 差 金		9,348	19,792	38,396	18,654	△20,099	
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入		13,085	6,386	5,603	7,074	7,644
	財 務 収 入		5,870	2,208	2,129	2,824	1,928
	雑 収 入		7,215	4,177	3,473	4,250	5,715
	経 常 事 業 外 支 出		—	3	49	172	140
	財 務 費		—	3	49	172	140
経 常 事 業 外 収 支 差 金		13,085	6,383	5,554	6,902	7,503	
経 常 収 支 差 金			22,434	26,176	43,950	25,556	△12,595
特 収 別 支	特 別 収 入		2,419	6,878	4,663	6,839	1,214
	特 別 支 出		2,455	6,243	6,513	3,810	1,567
当 期 事 業 収 支 差 金			22,397	26,811	42,101	28,584	△12,948
当 期 事 業 収 支 差 金			22,397	26,811	42,101	28,584	△12,948
資 本 支 出 充 当			—	—	—	—	—
建 設 積 立 金 繰 入 れ			—	—	—	—	—
事 業 収 支 剰 余 金			22,397	26,811	42,101	28,584	△12,948
還 元 目 的 積 立 金 繰 入 れ			—	—	—	—	—

(一般勘定)

(単位 百万円)

区 分		年 度				
		令和 元	2	3	4	5
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	(△ 0.1) 734,491	(△ 3.3) 709,910	(△ 1.4) 700,183	(△ 1.2) 691,759	(△ 5.8) 651,896
	受 信 料	(△ 0.1) 723,171	(△ 3.1) 700,575	(△ 1.6) 689,675	(△ 1.2) 681,645	(△ 6.0) 640,449
	交 付 金 収 入	3,720	3,620	3,860	3,762	3,631
	副 次 収 入	7,599	5,714	6,646	6,351	7,816
	経 常 事 業 支 出	(1.4) 725,475	(△ 4.6) 691,757	(△ 4.0) 663,843	(1.7) 675,383	(△ 0.4) 672,713
	国 内 放 送 費	349,590	311,117	296,720	319,385	328,573
	国 際 放 送 費	24,579	19,215	20,530	20,769	20,099
	国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	—	8,871	9,798	11,767	11,582
	国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	—	2,009	2,096	2,582	2,491
	契 約 収 納 費	62,773	57,500	48,609	41,715	45,032
	受 信 対 策 費	884	722	662	609	644
	広 報 費	6,116	5,847	5,550	5,823	6,338
	調 査 研 究 費	8,414	7,492	7,215	7,039	6,953
	給 与	111,408	109,436	111,409	111,235	110,054
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	49,616	53,680	51,707	49,517	44,301	
共 通 管 理 費	16,417	18,410	16,232	17,681	17,897	
減 価 償 却 費	84,094	86,464	83,808	78,157	71,177	
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	11,578	10,988	9,502	9,099	7,565	
経 常 事 業 収 支 差 金	9,016	18,152	36,339	16,375	△20,816	
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入	13,085	6,373	5,593	7,074	7,644
	財 務 収 入	5,870	2,208	2,129	2,824	1,928
	雑 収 入	7,215	4,164	3,463	4,250	5,715
	経 常 事 業 外 支 出	—	3	49	172	140
	財 務 費	—	3	49	172	140
経 常 事 業 外 収 支 差 金	13,085	6,370	5,544	6,902	7,503	
経 常 収 支 差 金		22,101	24,523	41,883	23,277	△13,313
特 収 別 支	特 別 収 入	2,419	6,878	4,663	6,839	1,214
	特 別 支 出	2,455	6,243	6,513	3,810	1,567
当 期 事 業 収 支 差 金		22,065	25,158	40,034	26,306	△13,666
当 期 事 業 収 支 差 金		22,065	25,158	40,034	26,306	△13,666
資 本 支 出 充 当		—	—	—	—	—
建 設 積 立 金 繰 入 れ		—	—	—	—	—
事 業 収 支 剰 余 金		22,065	25,158	40,034	26,306	△13,666
還 元 目 的 積 立 金 繰 入 れ		—	—	—	—	—

(注) () 内は、対前年度増加率 (%) を示す。

(有料インターネット活用業務勘定)

(単位 百万円)

区 分		年 度	令和 元	2	3	4	5
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入		2,480	3,894	4,611	5,469	5,811
	放送番組等有料配信収入		2,480	3,894	4,611	5,469	5,811
	経 常 事 業 支 出		2,148	2,254	2,554	3,191	3,661
	放送番組等有料配信費		1,971	2,076	2,370	2,986	3,424
	広 報 費		20	23	29	27	45
	給 与 費		86	84	85	95	95
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費		34	37	35	38	34
	共 通 管 理 費		35	31	33	42	60
	減 価 償 却 費		—	—	—	0	1
	経 常 事 業 収 支 差 金		332	1,640	2,057	2,278	2,150
経 常 事 業 外 収 支	経 常 事 業 外 収 入		0	12	10	0	0
	雑 収 入		0	12	10	0	0
	経 常 事 業 外 収 支 差 金		0	12	10	0	0
経 常 収 支 差 金			332	1,653	2,067	2,278	2,150
当 期 事 業 収 支 差 金			332	1,653	2,067	2,278	2,150
当 期 事 業 収 支 差 金			332	1,653	2,067	2,278	2,150
一 般 勘 定 へ の 繰 入 金			—	—	—	—	1,433
繰 越 欠 損 金			332	1,653	2,067	2,278	717

(受託業務等勘定)

(単位 百万円)

区 分		年 度				
		令和 元	2	3	4	5
経 常 事 業 収 支	経 常 事 業 収 入	1,847	939	1,033	1,162	1,899
	受 託 業 務 等 収 入	1,847	939	1,033	1,162	1,899
	経 常 事 業 支 出	1,527	783	869	974	1,491
	受 託 業 務 等 費	1,527	783	869	974	1,491
	経 常 事 業 収 支 差 金	320	156	163	187	408
当 期 事 業 収 支 差 金		320	156	163	187	408
当 期 事 業 収 支 差 金		320	156	163	187	408
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ		320	156	163	187	408
事 業 収 支 剰 余 金		—	—	—	—	—

(資料39)

キャッシュ・フロー

(協会全体)

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	令和 元	2	3	4	5
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	112,667	142,905	98,772	96,396	66,742
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△145,683	△150,138	△ 97,178	△ 97,604	△ 45,144
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 962	△ 939	△ 1,277	△ 1,064	△ 633
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 33,979	△ 8,171	316	△ 2,272	20,964
V 現金及び現金同等物の期首残高	54,147	20,168	11,997	12,314	10,041
VI 現金及び現金同等物の期末残高	20,168	11,997	12,314	10,041	31,005

(資料40)

収入支出決算表

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額				
		第 4 条 第 1 項 用	第 6 条 予 備 費			
事 業 収 入	644,002	—	—	644,002	653,189	△ 9,187
受 信 料	624,015	—	—	624,015	632,883	△ 8,867
交 付 金 収 入	3,619	—	—	3,619	3,631	△ 12
副 次 収 入	6,988	—	—	6,988	7,816	△ 828
財 務 収 入	2,205	—	—	2,205	1,928	277
雑 収 入	3,020	—	—	3,020	5,715	△ 2,695
特 別 収 入	4,153	—	—	4,153	1,214	2,938
事 業 支 出	672,002	—	—	672,002	666,855	5,147
国 内 放 送 費	319,519	7,860	1,200	328,579	328,573	6
国 際 放 送 費	20,471	—	454	20,925	20,099	825
国 内 放 送 番 組 等 配 信 費	12,786	—	—	12,786	11,582	1,204
国 際 放 送 番 組 等 配 信 費	2,754	—	—	2,754	2,491	262
契 約 収 納 費	49,185	△ 4,150	—	45,035	45,032	2
受 信 対 策 費	719	—	—	719	644	75
広 報 費	6,733	—	—	6,733	6,338	394
調 査 研 究 費	7,298	—	—	7,298	6,953	344
給 与	112,460	△ 2,400	—	110,060	110,054	5
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	41,697	2,610	—	44,307	44,301	5
共 通 管 理 費	19,082	△ 1,100	—	17,982	17,897	85
減 価 償 却 費	74,000	△ 2,820	—	71,180	71,177	2
財 務 費	3	—	140	144	140	3
特 別 支 出	2,291	—	—	2,291	1,567	723
予 備 費	3,000	—	△ 1,795	1,204	—	1,204
事 業 収 支 差 金	△ 28,000	—	—	△ 28,000	△ 13,666	△ 14,334

(注) 1 事業収支差金△13,666百万円については、繰越金の一部をもって補てんした。

なお、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、5年度末52,735百万円となった。

2 本表における受信料は、損益計算書における受信料から未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資本収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づく 増 減 額 第 5 条 第 2 項 繰 越	合 計			
資 本 収 入	118,600	6,743	125,343	100,946	960	23,436
前期繰越金受入れ	28,000	—	28,000	13,666	—	14,334
減価償却資金受入れ	74,000	—	74,000	71,177	—	2,822
資 産 受 入 れ	2,521	6,743	9,264	7,316	960	987
建設積立資産戻入れ	14,079	—	14,079	8,786	—	5,292
資 本 支 出	90,600	6,743	97,343	87,280	960	9,102
建 設 費	90,600	6,743	97,343	87,280	960	9,102
資 本 収 支 差 金	28,000	—	28,000	13,666	—	14,334

(注) 資本収支差金13,666百万円については、事業収支差金の不足に補てんした。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づく 増 減 額	合 計		
		第 7 条 増 収 振 当			
事 業 収 入	5,204	484	5,688	5,812	△ 124
放送番組等有料配信収入	5,204	484	5,688	5,811	△ 123
雑 収 入	—	—	—	0	△ 0
事 業 支 出	3,182	484	3,666	3,661	4
放送番組等有料配信費	2,972	452	3,424	3,424	0
広 報 費	30	16	46	45	0
給 与	97	—	97	95	2
退職手当・厚生費	31	3	34	34	0
共 通 管 理 費	48	13	61	60	0
減 価 償 却 費	1	—	1	1	0
事 業 収 支 差 金	2,021	—	2,021	2,150	△ 128

(注) 事業収支差金2,150百万円は、4年度末の繰越不足△717百万円の補てんに充て、残額の1,433百万円は、一般勘定へ繰り入れた。

(資本収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づく 増 減 額	合 計		
資 本 収 入	1	—	1	1	0
減 価 償 却 資 金 受 入 れ	1	—	1	1	0
資 本 支 出	1	—	1	1	0
建 設 費	1	—	1	1	0
資 本 収 支 差 金	—	—	—	—	—

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 百万円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
	当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額	合 計		
事 業 収 入	1,971	—	1,971	1,899	71
受 託 業 務 等 収 入	1,971	—	1,971	1,899	71
事 業 支 出	1,708	—	1,708	1,491	217
受 託 業 務 等 費	1,708	—	1,708	1,491	217
事 業 収 支 差 金	263	—	263	408	△ 145

(注) 事業収支差金408百万円は、一般勘定へ繰り入れた。

(資料4 1)

衛星放送に係る収入と経費の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	令和 元	2	3	4	5
衛星放送に係る収入 (A)	198,725	191,894	188,952	187,623	177,157
衛星付加受信料	198,682	191,859	188,912	187,563	177,088
副次収入	43	34	39	59	69
衛星放送の実施に要する経費 (B)	209,435	182,890	171,149	163,331	154,662
事業運営費	188,863	165,902	155,846	150,870	144,247
減価償却費	20,571	16,987	15,302	12,460	10,415
差 額 (A - B)	△ 10,709	9,004	17,802	24,291	22,494

(注) 一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収入と経費を計上。

(資料4 2)

受信料、収納率等の推移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	令和 元	2	3	4	5
受 信 料	723,171	700,575	689,675	681,645	640,449
当年度収納額	706,238	686,977	676,320	668,817	628,448
当年度末収納率	97.66%	98.06%	98.06%	98.12%	98.13%
欠損引当金計上額	12,820	11,159	10,730	10,187	9,369
翌年度収納額	4,284	3,666	3,713	4,444	—
確定収納率	98.25%	98.58%	98.60%	98.77%	—

(注) 欠損引当金計上額は税込額で表示。

(資料43)

交付金収入の推移

(単位 百万円)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
総額	3,720	3,620	3,860	3,762	3,631
ラジオ国際放送関係 *1	973	970	970	962	962
テレビジョン国際放送関係 *1	2,620	2,623	2,623	2,631	2,631
選挙放送関係 *2	126	26	266	168	37

*1 総務大臣が放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請したことによる費用の国庫負担分（放送法第65条、第67条）。

*2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に関する政見・経歴放送に要した費用の国庫又は当該都道府県負担分（公職選挙法第150条、第151条、第263条、第264条）。

(参考) 国際放送実施経費の推移

ラジオ

(単位 百万円)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
経費総額 (A)	6,079	5,453	5,365	5,020	4,691
交付金 (B)	973	970	970	962	962
協会負担額	5,105	4,483	4,395	4,057	3,728

交付金の比率 $\left[\frac{B}{A} \right]$	16.0%	17.8%	18.1%	19.2%	20.5%
-------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

テレビジョン

(単位 百万円)

年度 区分	令和元	2	3	4	5
経費総額 (A)	23,471	19,074	20,301	20,386	19,446
交付金 (B)	2,620	2,623	2,623	2,631	2,631
協会負担額	20,850	16,450	17,677	17,755	16,814

交付金の比率 $\left[\frac{B}{A} \right]$	11.2%	13.8%	12.9%	12.9%	13.5%
-------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

(資料44)

副 次 収 入 の 推 移

(単位 百万円)

区 分 \ 年 度	令和 元	2	3	4	5
総 額	7,599	5,714	6,646	6,351	7,816
うち、子会社等からの副次収入	5,779	4,174	4,503	4,910	4,584
一 般 業 務 収 入	6,044	4,753	5,675	5,236	4,913
放送番組の多角的活用	4,172	2,991	3,884	3,497	3,284
放送番組テキストの出版	912	879	933	882	774
技術協力・特許実施許諾	403	351	324	325	332
施設利用料	543	519	523	518	513
番組コントロール賞金等	11	11	9	12	9
放送番組等有料配信収入	78	58	59	65	1,514
受託業務等収入	1,477	903	911	1,048	1,388
事業収入に占める割合	1.03%	0.80%	0.95%	0.91%	1.20%

(資料45)

業務別事業経費の推移

(単位 百万円)

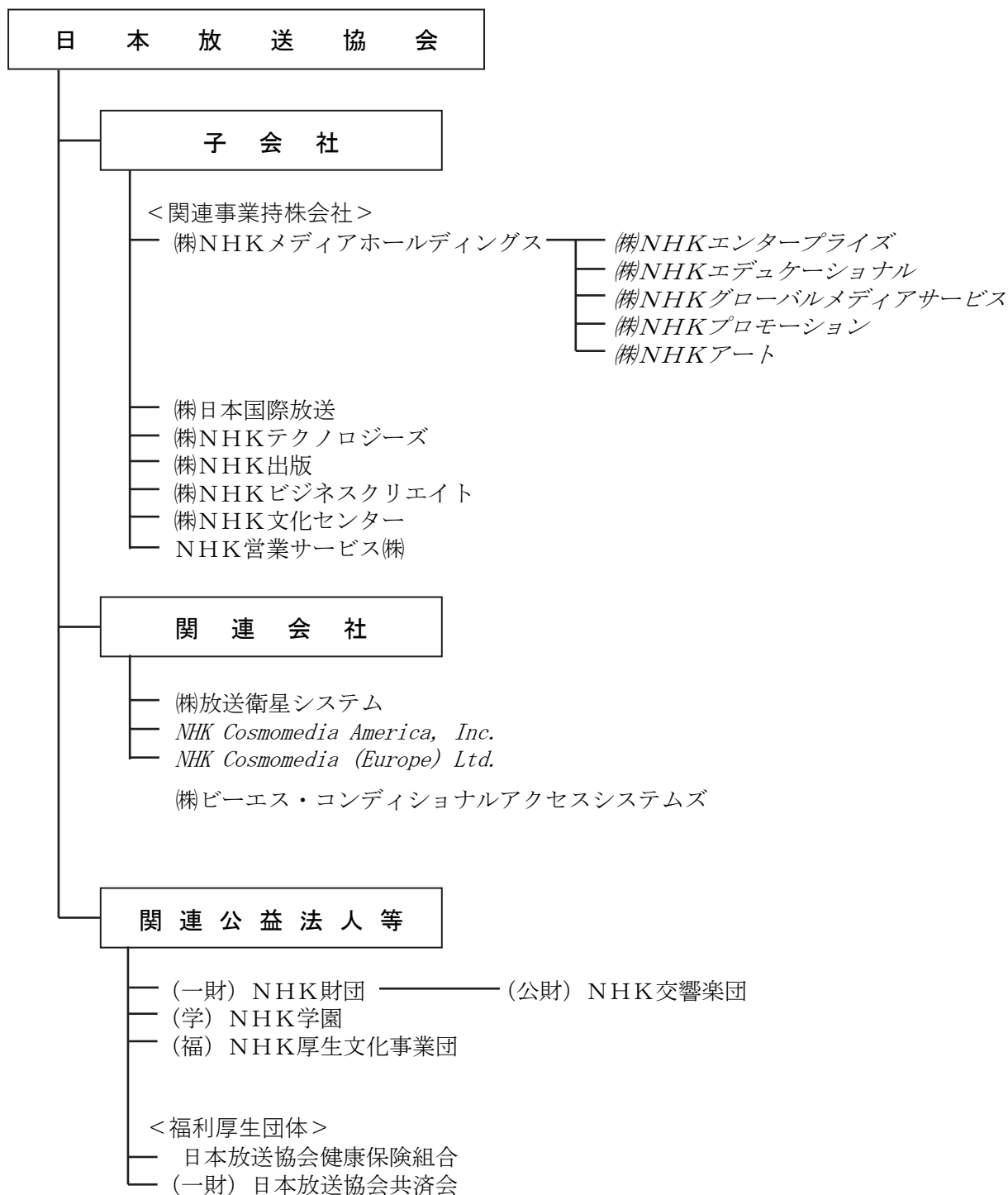
区 分 \ 年 度	令和元	2	3	4	5
事業支出	(100.0) 716,352	(100.0) 687,015	(100.0) 660,903	(100.0) 670,267	(100.0) 666,855
業務別経費	(99.7) 713,897	(99.1) 680,769	(99.0) 654,341	(99.4) 666,283	(99.7) 665,147
国内放送	(77.2) 552,644	(74.8) 513,751	(75.1) 496,452	(76.4) 512,551	(76.7) 511,075
国際放送	(4.1) 29,550	(3.6) 24,528	(3.9) 25,667	(3.8) 25,406	(3.6) 24,137
国内放送 番組等配信	—	(1.8) 12,398	(2.0) 13,426	(2.3) 15,574	(2.3) 15,380
国際放送 番組等配信	—	(0.3) 2,362	(0.4) 2,408	(0.4) 2,917	(0.4) 2,814
契約収納	(10.6) 75,999	(10.3) 71,013	(9.4) 62,265	(8.2) 54,639	(8.5) 56,922
受信対策	(0.4) 3,053	(0.4) 2,896	(0.4) 2,801	(0.4) 2,712	(0.4) 2,671
広 報	(1.0) 7,431	(1.1) 7,232	(1.1) 6,965	(1.1) 7,104	(1.1) 7,549
調査研究	(2.4) 16,793	(2.3) 15,970	(2.4) 15,596	(2.3) 15,323	(2.3) 15,090
管 理	(4.0) 28,423	(4.5) 30,616	(4.3) 28,758	(4.5) 30,052	(4.4) 29,504
財務費等	(0.3) 2,455	(0.9) 6,246	(1.0) 6,562	(0.6) 3,983	(0.3) 1,708

(注) 1 事業支出のうち、給与及び退職手当・厚生費については各業務別の要員数に応じて、減価償却費については資産の運用形態に応じて、各業務へ配分。

2 () 内は、構成比率 (%) を示す。

子会社等系統図

(令和6年3月31日現在)



(注) (株)は株式会社、(一財)は一般財団法人、(学)は学校法人、(公財)は公益財団法人、(福)は社会福祉法人
斜字体の会社は、協会の直接出資のない会社

子会社等の概要

(令和6年3月31日現在)

<子会社>

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
NHKメディアホールディングス 東京都渋谷区神南 2-2-1 令和4年12月 社長 春原 雄策	○株式を保有する協会の子会社の業務効率化・ガバナンス強化などの経営指導 ○株式を保有する協会の子会社の内部監査業務等	万円 135,239 270,478 (100.0) [100.0]	百万円 6,330 5,474 5,534 2,187 2,187	人 7(4) 4(3) 0(0) 12 0	百万円 — (—)	百万円 7 (2)
NHKエンタープライズ 東京都渋谷区神山町4-14 平成元年6月 社長 有吉 伸人 https://www.nhk-ep.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作、購入、販売 ○協会の委託によるテレビジョン国際放送業務 ○協会の委託によるケーブルテレビ事業者への放送番組の提供 ○各種映像ソフトの制作、販売 ○各種催物の企画、実施等	160,850 — (—) [100.0]	63,449 2,234 18,837 2,233 —	10(9) 2(2) 4(4) 628 141	51,285 (54,079)	1,337 (1,581)
NHKエデュケーション 東京都渋谷区宇田川町7-13 平成元年5月 社長 荒木 美弥子 https://www.nhk-ed.co.jp/	○協会の委託による教育・教養番組の制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、実施等	10,000 — (—) [100.0]	23,741 667 6,779 667 —	6(5) 3(2) 2(2) 282 88	19,957 (19,027)	460 (525)
NHKグローバルメディアサービス 東京都渋谷区神山町9-2 昭和63年2月 社長 傍田 賢治 https://www.nhk-g.co.jp/	○協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネーション業務 ○協会の委託による字幕番組の制作等	43,500 — (—) [100.0]	24,919 856 8,155 856 —	5(4) 2(2) 1(1) 420 179	22,812 (23,263)	45 (43)
NHKプロモーション 東京都渋谷区神山町5-5 昭和52年10月 社長 有吉 伸人 https://www.nhk-p.co.jp/	○協会の放送番組に関連した催物の企画、実施 ○各種催物の企画、実施等	10,000 — (—) [100.0]	12,628 638 1,968 438 —	4(2) 1(0) 1(1) 54 6	2,033 (2,289)	305 (270)
NHKアート 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-7 昭和36年7月 社長 平田 恭佐 https://www.nhk-art.co.jp/	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務等	20,000 — (—) [100.0]	16,390 710 5,061 710 —	6(4) 2(1) 3(3) 263 11	11,206 (11,504)	— (—)

*1 比率は議決権保有割合。[]内は子会社保有分を含めた議決権保有割合。

*2 単位未満切捨て。令和6年6月25日現在の見込みを含む。売上高・事業収入の※は消費税込み。

剰余金等は利益処分前の額で、利益準備金を含み、資本準備金、評価差額金を含まない。

配当総額と協会の受取配当額は令和5年度決算に基づく6年度配当の予定額。

*3 ()内は常勤役員数の再掲。役員兼任数は協会職員(関連公益法人等は協会役員)による兼任数。

*4 百万円未満切捨て。消費税抜き。()内は令和4年度の額。

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任者数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
日本国際放送 東京都渋谷区東1-2-20 平成20年4月 社長 高尾 潤 https://www.jibtv.com/	○協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、販売 等	万円 39,000 20,000 (51.3) [64.1]	百万円 8,312 126 2,184 92 47	人 15(5) 5(1) 5(3) 93 16	百万円 6,772 (6,143)	百万円 831 (825)
NHKテクノロジーズ 東京都渋谷区神山町4-14 昭和44年7月 社長 野口 周一 https://www.nhk-tech.co.jp/	○協会の委託による放送番組等の制作、放送、配信に係る技術業務 ○放送設備その他無線設備、共同受信施設等の建設及び保全 ○放送及び無線関係機器、番組制作設備等の設計、製作、施工 ○協会の業務に係わるコンピューターシステムの運用管理、情報処理 ○コンピューター及び情報通信、情報セキュリティに係わるシステム・ソフトウェアの開発、サービスの提供、コンサルティング 等	68,000 41,798 (78.0) [95.5]	53,613 1,263 25,889 942 735	15(9) 6(2) 3(3) 1,935 391	38,879 (37,658)	49 (50)
NHK出版 東京都渋谷区宇田川町10-3 昭和6年4月 社長 松本 浩司 https://www.nhk-book.co.jp/	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理 等	6,480 3,300 (100.0) [100.0]	12,344 △447 15,686 — —	8(5) 3(1) 2(2) 218 14	45 (55)	967 (1,060)
NHKビジネススクリエイト 東京都渋谷区神南1-13-8 昭和56年2月 社長 石原 勉 https://www.nhk-bc.co.jp/	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理 ○放送に関する情報処理 ○経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等	20,500 5,000 (14.8) [75.1]	9,620 △357 9,450 — —	10(6) 5(1) 4(4) 509 79	5,784 (5,947)	6 (5)
NHK文化センター 東京都渋谷区神山町4-14 昭和53年12月 社長 南出 貴弘 https://www.nhk-cul.co.jp/	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施 等	10,000 2,000 (10.0) [88.5]	3,723 △194 156 — —	5(1) 3(0) 1(0) 86 0	3 (5)	16 (22)
NHK営業サービス 東京都渋谷区富ヶ谷1-17-10 平成2年1月 社長 長村 中 https://www.nhk-nbs.co.jp/	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等	10,000 12,000 (85.1) [99.0]	10,377 2 3,307 1 1	9(6) 4(1) 3(3) 695 106	9,931 (9,816)	— (—)

< 関連会社 >

会社名 所在地 設立年月 代表者 ホームページ	事業内容	資本金 協会出資額 (比率%) (*1)	売上高 当期純利益 剰余金等 配当総額 協会の受取配当額 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
放送衛星システム 東京都渋谷区富ヶ谷1-16-4 平成5年4月 社長 角 英夫 https://www.b-sat.co.jp/	○放送衛星の調達 ○放送衛星の中継器の譲渡、リース ○放送衛星の管制 ○基幹放送局提供事業 等	万円 1,500,000 749,970 (49.998) [49.998]	百万円 11,797 1,368 20,652 273 136	人 16(5) 4(0) 2(2) 81 20	百万円 1,626 (1,582)	百万円 287 (288)

NHK Cosmomedia America 100 Broadway, 15 th floor, NY 10005 U.S.A. 1990年12月 社長 皆木 弘康	○北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○アメリカ地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万\$ 1,612 — (—) [39.9]	万\$ 2,205 129 1,106 80 —	人 10(4) 3(3) 2(0) 30 0	— (—)	— (—)
NHK Cosmomedia (Europe) 24 Lombard Street, London, EC3V 9AJ, U.K 1989年11月 (*5)	○欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業 ○欧州地域における協会関連番組の制作とその支援業務 ○協会関連番組の制作等に関するリサーチ・コーディネーション業務 等	万£ 698 — (—) [38.8]	万£ 558 27 △274 — —	0(0) 0(0) 0(0) 0 0	— (—)	— (—)

*5 当法人は令和6年1月29日開催の臨時株主総会において清算を特別決議し、手続きを実施中。

売上高・当期純利益・剰余金等は、特別決議に向けた手続きのため作成した令和5年11月末時点。

ビーエス・コンディショナル アクセスシステムズ 東京都渋谷区渋谷1-1-8 平成12年2月 社長 近藤 宏 https://www.b-cas.co.jp/	○BSデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理 等	万円 150,000 27,630 (21.0) [21.0]	百万円 2,429 89 3,228 — —	人 11(4) 1(0) 1(1) 15 3	百万円 212 (201)	— (—)
---	--	---	---	---	-------------------------	--------------

< 関連公益法人等 >

会 社 名 所 在 地 設 立 年 月 代 表 者 ホ ー ム ペ ー ジ	事業内容	基本財産	事業収入 (*2)	役員数 役員兼任数 協会退職者数 従業員数 協会退職者数 (*3)	協会支払額 (*4)	協会の 副次収入額 (*4)
NHK財団 東京都世田谷区用賀4-10-1 昭和26年2月 理事長 田中 宏暁 https://www.nhk-fdn.or.jp/	○協会の委託による周知・広報・普及業務、視聴者リレーション業務、外国の放送事業者等への放送番組の提供、協会の研究開発に基づく技術移転、特許の周知、斡旋及び協会職員に対する研修 ○教育、文化・地域振興、福祉、防災・減災、国際・技術協力及び人財育成並びにコミュニケーション等に関する社会貢献事業の推進 等	万円 17,000	百万円 10,062	人 14(4) 3(1) 4(3) 363 170	百万円 8,148 (5,310)	百万円 259 (148)
NHK交響楽団 東京都港区高輪2-16-49 昭和17年4月 理事長 今村 啓一 https://www.nhkso.or.jp/	○協会の放送での利用を目的とする演奏の実施 ○公開演奏会の実施 等	3,000	3,065	13(3) 2(0) 3(3) 124 2	1,510 (1,737)	5 (5)
NHK学園 東京都国立市富士見台 2-36-2 昭和37年10月 理事長 等々力 健 https://www.n-gaku.jp/	○協会の放送を利用する通信制高等学校の運営 ○生涯学習通信講座の実施 等	397,180	※3,058	8(3) 3(0) 2(2) 122 10	350 (500)	3 (5)
NHK厚生文化事業団 東京都渋谷区神南1-4-1 昭和35年8月 理事長 高橋 正尚 https://www.npwo.or.jp/	○障害者、高齢者福祉事業への助成 ○協会の社会福祉番組の普及、周知及び制作協力 等	10,000	※345	12(2) 3(0) 3(2) 12 4	152 (153)	0 (一)
日本放送協会共済会 東京都渋谷区神山町7-10 昭和30年2月 理事長 谷弘 聡史 http://www.disclo-koeki.org/02b/00523/	○協会役職員への福利厚生事業 等	274,921	806 <一般会計> 1,421 <特別会計①> 803 <特別会計②>	14(4) 9(0) 3(3) 83 11	— <一般会計> 341 <特別会計①> 116 <特別会計②>	— (一)

このほか、健康保険法に基づく日本放送協会健康保険組合(昭和18年4月設立、理事長 松村 勝康)がある。

(資料 4 8)

子会社、関連会社からの出資先（議決権保有割合 3 %以上）

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

<子会社の出資>

会社名	事業内容	議決権保有割合 (%)
(株)アイテックリース	放送用設備等の賃貸等	14.9
(株)ネオテック	番組制作技術業務等	14.7
(株)エクサート松崎	放送、舞台の照明、音声業務等	14.7
(株)アート・クリエイティブ・パートナーズ	美術装置のデザイン、製作、操作等	14.3
(株)STart	大道具、展示装飾用装置製作、飾付け等	14.1
(株)サンセイ	清掃、警備等	14.0
Nippon Production Service (タイ国)	番組の制作、コーディネート等	13.6
Mercuries General Media INC. (台湾)	台湾における衛星放送の配信業務等	13.0
(株)電波タイムス社	電波タイムズの発行等	13.0
(株)千代田ビデオ	スタジオ、附属設備の賃貸等	12.5
(株)ウイル	アンテナ設備等の設計・施工	12.1
東新紙業(株)	用紙の販売等	11.1
(株)日本プレスセンター	プレスセンタービルの賃貸等	8.8
オールニッポンヘリコプター(株)	ヘリコプターの運行等	8.0
江刺開発振興(株)	「えさし藤原の郷」の管理等	7.0
(株)アストロメディア広島	大型映像システムの操作等	7.0

このほか、議決権保有割合 3 %未満の出資先が 2 0 社ある。

<関連会社の出資>

なし

(注) 資料 4 6 に掲載している会社を除く。

(資料 4 9)

子会社等以外への出資

(令和6年3月31日現在)

団体名	協会との関係	設立年月	資本金	発行済株数	持株数 (比率*)
福岡タワー(株)	電波塔の管理運用等を実施	昭和62年10月	30億円	60,000	3,200 (5.3%)
(株)国際電気通信基礎技術研究所	協会と共同して放送を含む電気通信に係る基盤的技術の調査研究開発を実施	昭和61年3月	1億円	440,704	1,878 (0.9%)
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	海外において通信・放送・郵便事業を行う事業者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を実施	平成27年11月	436億 5,350万円	1,746,140	4,000 (0.2%)
JOC DN(株)	番組を配信する放送事業者に対し、国内向け動画配信プラットフォームサービスを提供	平成28年12月	9,900万円	16,898	1,988 (11.8%)

*比率は議決権保有割合

NHK経営計画（2024－2026年度）

NHK経営計画 2024-2026年度

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと(放送法第1条) 今、日本の公共放送(メディア)NHKに何が求められているのか

公共放送(メディア)をとりまく環境が大きく変化しています。

自然災害の激甚化が進むなか、視聴者・国民のみなさまの命と暮らしを守る緊急報道の重要性はこれまで以上に増えています。また、デジタル化の加速は社会の利便性を高めた一方、フェイクニュースのまん延で社会の混乱を招くなど、負の側面が課題となっています。“正確で信頼できる情報”への期待は、一層高まっています。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐって、政府から独立して公平公正な報道等を行い、「健全な民主主義の発達に資する」という公共放送の役割が再認識されています。

公共放送であるNHKも、情報空間の健全性を確保することで、平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与することが求められています。

こうした経営環境のなかで、NHKは次の3か年において、2つの基軸をもとに公共放送の役割を果たしていきます。

ひとつは「情報空間の参照点」を提供することです。インターネット上で不確かな情報があふれるなか、視聴者・国民のみなさまにとっての“よりどころ”となる、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供したいと考えています。

もうひとつは「信頼できる多元性確保」に貢献することです。民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために、情報空間において、伝統メディアが競い合いそれぞれの信頼性を高めることに寄与したいと考えています。

「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

適切な資源管理とテクノロジーの力で、コンテンツの“質・量”を確保
世界的インフレ、厳しい財政状況のなかでも、1割値下げした受信料額を堅持

コンテンツ戦略 6つの柱

それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

① デジタルと放送が連携して
災害時になくしてはならない命綱に

② “フェイク”の時代だからこそ
顔の見える信頼のジャーナリズム

③ 民主主義の一翼を担い
平和で持続可能な世界の構築に貢献

④ 世界で輝く
良質な教育・幼児子どもコンテンツ

⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする
教養・エンターテインメント

⑥ 幅広いジャンルと地域情報で
多様性・多元性の実現

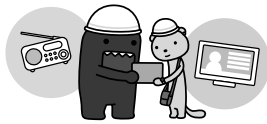
放送、デジタル、展開。すべてはコンテンツ起点で考える

～メディア(波)は削減し、コンテンツに集中(衛星、ラジオを整理) / 先端テクノロジーの活用でコンテンツ制作環境を高度化～

コンテンツ戦略 6つの柱

①

デジタルと放送が連携して 災害時になくてはならない命綱に

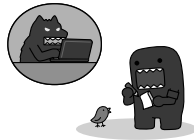


自然災害の頻発・激甚化に対し、強みや特性を生かして「命と暮らしを守る」報道を深化

- ・「災害情報マップ」の展開
- ・データジャーナリズムの進化
- ・「情報棟」新システムの有効活用

②

“フェイク”の時代だからこそ 顔の見える信頼のジャーナリズム



フェイクニュース、フィルターバブル等の課題に世界の報道機関等と連携して対応

- ・取材過程の見える報道の展開
- ・他の報道機関とも連携

③

民主主義の一翼を担い 平和で持続可能な世界の構築に貢献

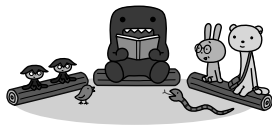


情報空間の健全性を確保し、持続可能な社会を目指す

- ・世界の“今”を正しく理解するための情報の多様性
- ・「安全保障」「SDGs」「脱炭素」など世界的課題の解決

④

世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ

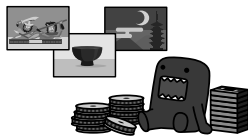


子どもから大人まで世代に合わせた学びに役立つ教育コンテンツを開発

- ・Eテレの今日的役割を明確化
- ・新キャラクターを開発しグローバル展開への挑戦

⑤

未来を見つめ 人生を豊かにする 教養・エンターテインメント

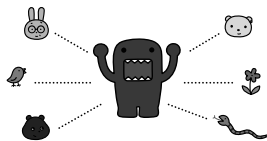


放送100年を迎えたメディアとしてアーカイブスも活用して“人間の未来”を後押し

- ・大型教養ドキュメンタリーの展開
- ・大河ドラマ「べらぼう」を軸に、日本文化を強く発信
- ・NHKが保有する映像資産を最大限活用

⑥

幅広いジャンルと地域情報で 多様性・多元性の実現



これぞNHKという人気定時番組の開発

- ・ユニバーサルサービスの強化
- ・全国ネットワークを生かした効率的で質の高いコンテンツ

地域からグローバルまで ～民主主義の健全な発展に貢献～

地域

- 厳しい財政状況のなかでも、価値の源泉である、取材・制作の基盤的資源へ投資
- 災害対応、地域取材を基軸に、一律化することなく、それぞれの地域に合った形態でサービスを展開していく

(参考) 経年実施の「地域指標調査」から
各地の地域問題に対する意識は、ここ数年で「風水害」「安全保障」「教育」などが相対的に上昇

→NHKの地域サービスへの期待は、災害対応と地域取材が核



国際

国際発信(フロー)

- 戦略的に強化してきたニュース・情報発信を、今日的な問題・関心のもと、再強化
 - 視聴環境の変化に合わせ、デジタルもフル活用
- 分断、民主主義の危機が進むなか、国際発信を再強化し「日本の視座」を発信

国際展開(ストック)

- 各国で浸透するOTT^{*}ほか、コンテンツの流通革命に合わせ、戦略的に制作・展開の可能性を探る
→結果、副次収入増等にも貢献
 - 米国ハリウッド等との本格協業による社会派ドラマ
 - 黎明期の名作も含めた“NHKアニメ”の多面展開等
- 世界各国で多様な消費をされるコンテンツ市場で、「日本の視座」を発信

*インターネットを通じて提供されるコンテンツ配信サービス

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

(予算規模:600億円^{*})～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワーク効率化に向けた取り組み

(共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して積極的に対応していく



*[NHK経営計画(2021-2023年度)]※2023年1月修正]において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

メディア産業全体のために

(予算規模:100億円^{*})～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

情報空間の健全性確保への貢献

(外部連携による取り組み)

- オリジネーター・プロファイル技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加 等

外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保(衛星)
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進(人権とビジネスの観点も含めて)
- 業界全体の底上げの取り組み 等

事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革

事業支出改革

- コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、収支改善（△1,000億円削減の実現）
- コンテンツDXの推進、クラウド時代のワークフロー見直し等で実現
- メディアの整理・削減（衛星1波・音声1波を削減）



受信料収入

- 公平負担の徹底を図るため、視聴者との接点（デジタル・書面・対面・外部団体等）を開発・拡大し、契約申し出・支払いの利便性やNHKへの理解を高める、時代に即した「新たな営業アプローチ」を推進

→ 支払率は現在の水準を維持する

副次収入等、受信料外収入の拡大検討

- コンテンツの流通革命に合わせ戦略的に制作・展開 → 海外展開等の効果としての副次収入増を図る
- 関連団体からの受取配当金増加

収支計画(事業収支)

(2027年度で収支均衡)

区分 (億円)	2024年度		2025年度		2026年度	
		増減		増減		増減
事業収入	6,021	△418	5,934	△87	5,945	11
うち受信料	5,810	△429	5,730	△80	5,655	△75
事業支出	6,591	△128	6,334	△257	6,195	△139
事業収支差金	△570	△290	△400	170	△250	150
還元原資による 補填	570	—	400	—	250	—

● インフレ下であっても、「NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正」の“約束”を果たし、収支均衡・値下げした料額を堅持

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

「信頼」をつくり出す現場マネジメント ～現場力の強化～

経営マネジメント ～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

- 経営の意思決定プロセスの明確化、透明性向上
- 内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- 協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置
- 経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化

※本計画は公表日現在（2024年1月）の放送法に基づいたものです。放送法等関係法令が改正された場合には必要に応じて見直します。
※収支、支払率等は公表日現在（2024年1月）での想定であり、経済状況の変化などによって見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2024年度から2026年度まで（2024年4月1日から2027年3月31日）の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送（総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BS、NHK BS プレミアム4K、BS8K）、中波放送（第1放送、第2放送）、超短波放送（FM放送）を実施する。
- (2) 国際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。
- (3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。
- (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- (5) 上記のほか、放送法第20条第2項（上記(3)を除く）及び第3項の業務を実施する。

(資料51)

NHK受信料制度等検討委員会構成員

(令和6年3月31日現在)

◎ 座長

○ 座長代行

<委員>

鈴木 秀美 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)

永田 京子 (東京工業大学工学院 准教授)

◎ 山内 弘隆 (一橋大学名誉教授)

○ 山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

山本 隆司 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

<オブザーバー>

平松 剛実 (弁護士)

(資料 5 2)

個人情報の開示等の状況（令和 5 年度）

1 「個人情報の開示等の求め」の受付件数とその内容

8 件

(内訳)	開示の求め	7 件
	消去の求め	1 件

2 「個人情報の開示等の求め」に対する判断結果

判断結果	件数
開示	6
一部開示	0
不開示	1
適用外	0
消去	1

3 「再検討の求め」の受付件数

0 件

日本放送協会令和5年度業務報告書
に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第72条第2項の規定に基づき、日本放送協会
令和5年度業務報告書に付する意見は次のとおりである。

総 務 大 臣

日本放送協会令和5年度業務報告書に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

令和5年度は、令和5年10月に行われた受信料の値下げの影響により前年度決算比で受信料は減収となったものの、事業収入は予算に対して91億円の超過となった。一方、事業支出については、国際放送費の減等により51億円の減少となった結果、事業収支差金は、280億円の赤字予算に対して、136億円の赤字決算となった。業務の効率化に取り組んだ点は評価できるものであるが、今後はより精緻な収支予算の編成に努めることが望まれる。他方、「NHK経営計画（2021－2023年度）」（2023年1月修正）に沿って、構造改革や経営努力を通じた成果を国民・視聴者に還元するため、地上契約と衛星契約の双方において従前の受信料を1割以上引き下げた点は評価できるものである。今後は受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

本年1月に発生した令和6年能登半島地震等においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は引き続き、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。その際、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務が協会の必須業務となることも見据える必要がある。

こうした状況にあって、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、事業構造改革に不断に取り組むことが求められる。「NHK経営計画 2024－2026年度」に沿って、更なる改革を進めることを期待する。

令和5年度に協会が実施した業務について、協会の令和5年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項は以下のとおりである。

記

1 国内放送の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」において、視聴者を誤認させる不

適切な伝え方が行われ、同年12月5日に放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）放送倫理検証委員会から「放送倫理違反があった」との意見が出されており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施すること。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生している現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を引き続き提供すること。
- 少子高齢化や人口減少等の様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 協会の国際放送にこのような役割が求められる中、令和6年8月19日に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、協会の子会社が業務委託契約を結んでいた中国籍の

外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニュース原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行う事案が発生した。協会は同年9月10日、役職員の責任の所在と再発防止策を示し、総務省は同年9月11日付けで行政指導を行った。自らの番組基準に抵触する放送が行われたことは遺憾であり、今後このような問題が再び発生することがないように、公共放送としての社会的責任を深く認識し、放送法及び番組基準等の遵守及びその徹底はもとより、再発防止策の徹底及びその遵守状況の公表を行うこと。

3 インターネット活用業務の適切な実施

- インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務が協会の必須業務となることを見据え、協会は引き続き、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供すること。
- 地方向け番組の配信については、令和5年6月からは全ての地域の18時台のニュース・情報番組の見逃し配信を実施しているところであり、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めること。
- 令和5年度に有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことを評価する。引き続き、協会は保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。

4 経営改革の推進

- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、令和5年度末に行われた衛星波の削減については、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。また、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めること。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、「NHK BS」及び「NHK BSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用に努めるとともに、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従って、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じる等、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」、令和5年4月に関連公益法人等を統合した「NHK財団」の効果のほか、子会社・関連会社が実施している業務の適正性や保有する資産の効

率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。

- 令和4年12月の協会における稟議で、衛星放送番組のインターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和5年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われないうまま手続が進められていた事案が明らかになった。また、令和5年12月には、報道局職員による、飲食を伴う取材活動の経費の申請に関する不正請求が認定された。こうした事案は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。こうした事案を踏まえ、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体のコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 映像伝送等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなられ、再び労災認定を受ける事態となったこと等を重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）により、地上波の中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となったことも踏まえ、放送全体のプラットフォームとして、ネットワーク効率化に向けた取組を着実に実施していくこと。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 受信料支払率は令和5年度末には78.6%であった。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等による効率的な契約・収納活動を進めるとしているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向け、営業活動の合理化・適正化を図りつつ、支払率向上のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。特に、これらの新たな営業活動については、契約・収納活動の効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を行い、今後の営業活動に反映させること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送

の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払に国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 各地の記録的大雨や地震等の災害時において、迅速かつ正確な報道に努め、特設ニュースを編成する等の地域向けニュースを放送し、文字情報で生活関連情報を提供したことを評価する。とりわけ、令和6年能登半島地震において、BS103チャンネルを活用し、NHK金沢放送局の放送を行った点を評価する。
- 災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 偽・誤情報対策に係る技術開発等に努めること。

7 放送センター建替え等

- 放送センターの建替えについては、引き続き、建替えの経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替えの内容や工期等の見直し等を早期に具体化すること。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

日本放送協会令和5年度業務報告書
に添える監査委員会の意見書

放送法第72条第1項に基づき、日本放送協会令和5年度業務報告書に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

令和6年6月24日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 大 草 透

監査委員 堰 八 義 博

監査委員 水 尾 衣 里

目 次

(序文)	171
I 監査意見	172
II 監査方法	173
III 会長、副会長、理事の職務執行の監査	175
1 重点監査項目	
(1) 内部統制の推進およびリスクマネジメントの取り組み	175
(2) 公共メディアとしての放送・サービスの取り組み	176
(3) 「改革の検証と発展」に関わる取り組み	177
(4) NHKグループ経営改革の取り組み	177
2 その他の監査項目	
(1) 放送センター建替に向けた取り組み	178
(2) 次期経営計画の策定	179
(3) 働き方・健康確保のための取り組み	179
(4) 適切な経営意思決定プロセスに関する取り組み	180
3 財政状況の確認	181
4 会長、副会長、理事の経費監査	181
IV 経営委員会委員の職務執行の監査	183

(序文)

日本放送協会（以下「協会」という）監査委員会は、放送法第42条で、監査委員3人以上をもって組織され、経営委員会委員の中から経営委員会が任命し、うち1人以上は常勤とすること、また放送法第43条で、役員職務の執行を監査することと定められている。

監査委員会は、現在、常勤1人と非常勤2人の監査委員で構成されており、放送法、協会の定款、監査委員会規程および監査委員会監査実施要領にのっとり監査を実施した。

本意見書は、協会の令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）業務に関する監査について記したものである。本意見書では、まず監査意見を示し、次に監査方法、続いて会長、副会長、理事の職務執行、経営委員会委員の職務執行のそれぞれについて監査内容を記した。会長、副会長、理事の職務執行については、監査実施計画に基づく重点監査項目およびその他の監査項目などに関して記載した。監査内容は、協会の健全な事業運営の徹底のために、監査委員会の認識や見解を中心に記載した。

I 監査意見

後述の「II 監査方法」、「III 会長、副会長、理事の職務執行の監査」および「IV 経営委員会委員の職務執行の監査」に基づく監査委員会の意見は次のとおりである。

- 1 事業の実施報告を記した業務報告書と協会の状況との間に重大な齟齬は認められない。
- 2 役員の職務の執行に関する不正行為、または法令もしくは定款に著しく違反する事実は認められない。ただし「インターネット活用業務に係る調達手続き」において、このまま進めば法令に違反しかねない不適切な職務執行があったことから、その他の監査項目の中で取り上げた。
- 3 内部統制に関する経営委員会の議決の内容および当該議決に基づき整備されている体制、ならびに執行について特に指摘すべき事項は認められない。

II 監査方法

監査委員会は、放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決の内容、および当該議決に基づき整備されている体制（内部統制）の状況について、報告を受け意見を表明し、かつ監査委員会規程第3条第2項第3号に基づき定めた監査実施方針等にしたがって、役員職務の執行を監査した。

監査委員会の監査方法は、以下のとおりである。

内部統制の整備と運用については、会長を委員長とするリスクマネジメント委員会に出席し、対応状況を確認した。また、リスクマネジメント室から、内部統制の推進や内部通報の内容等について定期的に報告を受けるとともに意見交換を行った。コンプライアンスに関わる事案が発生した場合には、そのつど報告を受け、理事や部局長等に発生に至る経緯や背景・原因、および再発防止をはじめとする今後の対応策を確認した。職員に対する懲戒処分が決定された場合は、つど処分の内容や理由の説明を受けた。

IT統制の推進については、IT連絡会への出席または資料等の査閲、リスクマネジメント室からの定例報告などを通じて、ITリスクへの対応状況等を確認した。

内部監査の状況については、内部監査室から定期的に報告を受けたほか意見交換を行った。監査結果で改善が必要と指摘された事項については、その後の改善状況について内部監査室に説明を求めるとともに、必要に応じ関係者から聴取し、背景や今後の取り組みを確認した。

協会による子会社管理状況については、内部統制関係議決にのっとり、グループ経営統括理事から定期的に報告を受けるとともに、子会社12社の社長および関連公益法人等6団体の理事長へのヒアリングを実施し、さらに内部監査室から関連団体調査結果の説明を受けた。

協会の財政の状況、および関連団体を含む外部との契約状況につい

て、定期的に経理局から報告を受け、その内容を確認した。

契約・収納活動状況について、視聴者局から定期的に報告を受けた。

重要業務の執行状況については、原則月2回開催された理事会・役員会に出席または資料等の査閲を通じて確認した。

また、協会が作成した四半期業務報告および業務報告書を査閲し、会長、副会長、理事、部局長等から説明を受けた。さらに、札幌、仙台、大阪、松山、広島、名古屋、首都圏、福岡の8拠点放送局長、および旭川、北見、京都、高知、山口、津、大分、宮崎、和歌山、横浜、宇都宮、熊本の12放送局長から説明を受けた。訪問した放送局では、放送会館やBCP対策を見据えたサテライトオフィス、放送所、ロボットカメラ設置場所、報道ヘリが駐機するヘリポート、放送に関わる地域の文化に根ざした施設等の視察を行った。海外総支局ではアメリカ総局、ワシントン支局の視察を行い、業務内容等の説明を受けた。本部では、技研公開、NHK Tech EXPO、新情報棟建設現場、災害対策訓練を視察した。

経営委員会委員の職務執行の状況の確認については、原則月2回開催される経営委員会への出席、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守に関し全委員から提出された「確認書」等により行った。

監査委員会を23回開催した。

Ⅲ 会長、副会長、理事の職務執行の監査

協会の健全な事業運営の徹底のために、「Ⅰ 監査意見」に付記する形で、監査委員会の認識・見解を中心に記載する。記載にあたっては、令和5年度業務報告書の記載内容も踏まえ、2023年度監査実施計画に基づく重点監査項目およびその他の監査項目等に即してまとめた。

1 重点監査項目

(1) 内部統制の推進およびリスクマネジメントの取り組み

年間を通じて協会内の各層においてリスクマネジメント強化に向けた取り組みが行われた一方、組織の健全性や視聴者の信頼を揺るがしかねない重大なリスク事案が発生したことを、監査委員会は深刻に受け止めている。改めてNHKグループ全職員・社員・スタッフのコンプライアンス意識の向上、再発防止策の徹底を図ることはもとより、現在進めている現場の感度・対応力の向上、現場と第2線・第3線のディフェンスラインとの連携、経営リスクに対する感度の向上などにより、さらなる組織全体のリスクマネジメント力強化を強く求めたい。発生してしまったリスク事案については再発防止策の取り組み状況の定期的な点検にとどまらず、風化させないための取り組みも必要である。

また、定期監査において指摘される項目には他の部局でも散見されるものがあることから、共通する指摘事項の他部局への周知徹底や、有効性が確認できた再発防止の取り組みの共有、引き継ぎ時の漏れを防ぐためのマニュアル化やチェックリスト化などの対策により、リスクを未然に防ぐ対応を強く求めたい。

新たな経営計画に掲げられた「信頼される組織運営」の一環である内部統制強化の取り組みについても、監査委員会は強い関心を持って見ていく。

(2) 公共メディアとしての放送・サービスの取り組み

能登半島地震は、期せずして公共メディアとしてのNHKの存在価値が問われる機会となった。元日というタイミングでの発生にもかかわらず、第一報から間断なく避難の呼びかけを続けた。帰省等で被災地近隣県にいた職員が自主的に金沢局に駆けつけて初動での報道を支え、公共メディアとしての使命を果たした。

一方で課題も浮き彫りになっている。長い半島の先端が被災地となったことで現地への移動に物理的な困難が生じたが、これは決して能登半島固有の問題ではなく、日本全国どこにでも起こりうる状況である。「日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」においても、能登半島地震を踏まえ、放送が途絶することのないよう停電対策を含めた放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うことが求められた。協会が取り組んでいる通信員をはじめとした地元の協力者の確保、緊急報道ヘリの指揮運用体制などを総合的に勘案し、公共メディアとしてあまねく地域をカバーする取材体制が確保されているかどうか、また被災地においても放送を通じて必要な情報を受け取り続けられる対策が十分講じられているかを、改めて検証してほしい。

その能登半島地震では、情報弱者となった被災地やマイノリティーへの情報伝達に、インターネットの特性を生かして取り組んだ。インターネット活用業務の必須業務化に向けて、公共メディアの使命を果たすための活用の広がりが期待される。

なお必須業務化をめぐる議論に際してはNHKのガバナンスのあり方への疑義も呈されており、公共メディアとして揺るぎない信頼を得ることが求められる。この1年で起きた、「ニュースウォッチ9」で新型コロナワクチン接種後に亡くなった方の遺族を新型コロナで亡くなったと誤認させるような取り上げ方をした事案、秘匿すべきインタビュー内容を

外部へ流出させた事案、取材源の秘匿を隠れみのにした不正経費請求事案を繰り返さないとともに、人権デューデリジェンスを含め、公正かつ透明性の高い姿勢の確立を望みたい。

（３）「改革の検証と発展」に関わる取り組み

NHKを取り巻く環境が大きく変化する中、公共メディアとしての役割を持続可能な形で果たしていくためには、構造改革の定着と安定的な収入確保が必要となる。新人事制度については、協会は現場の声や意見を聴くことを繰り返し、検討を重ねて取りまとめたとしているが、短期間に制度改正が繰り返されたことから、混乱や不公平感が生じることのないような運用上の配慮が不可欠である。あらゆる世代や職種で高いモチベーションを保つことで、現場力が最大限発揮されるかも含め注視していく。営業については、企業との連携の推進といった新たな営業アプローチ手法の定着、割増金制度の適切な運用など公平負担の徹底に向けた取り組みについて、引き続き高い関心を持って見ていく。また、将来の経費削減につながる投資を含めた効率的・効果的な予算施行が実施されているか、新ERPが混乱なく運用され想定した導入効果が得られているか、音声波再編において視聴者の利便性を損なっていないかについても注視していく。

（４）NHKグループ経営改革の取り組み

「NHK財団」による統合の効果を生かした社会貢献事業に監査委員会は期待をしている。ガバナンスレベルについては、どう強化されていくのか、引き続き注視したい。

中間持株会社の設立で内部監査部門が集約されたことは評価するが、傘下5社の内部監査部門がなくなったことで管理レベルが低下することのないように留意してほしい。中間持株会社のあり方は2025年に見

直しをすることとなっているが、事業会社ではない現在の形が望ましいかどうかについても、課題を洗い出していってほしい。

NHKグループ全体の事業予算規模が縮小していく中で、受信料外収入をどのように増やしていくのか、NHKグループとして何をすべきかは、NHK本体と関連団体が議論をしたうえで、共通認識を持って取り組むことが必要だと考える。

また、インターネット活用業務の必須業務化に向けて、関連団体間での役割整理も欠かせない。検討にあたってはNHK本体のことだけを考えるのではなく、NHKグループ全体でどうあるべきかという視点を持って設計してほしい。監査委員会は、グループ経営の将来像を含め、グループ経営改革がどう進められていくのか、引き続き注視していく。

リスクマネジメントについて、関連団体で発生したトラブルはNHKグループ全体のレピュテーションに関わる問題であるという認識を持って、情報セキュリティ対策を含めて漏れがないようにしてほしい。

総務省の「公共放送ワーキンググループ」の取りまとめでは、NHK子会社の事業活動の適正性等について検討を継続していくとされたが、NHKグループ全体で公共メディアとしての責任を果たしていくため、エビデンスベースで十分な議論が行われることを期待する。

2 その他の監査項目

(1) 放送センター建替に向けた取り組み

放送センター建替計画の見直しにあたっては、今後の放送・サービスのあり方や最新技術を活用した効率的な番組制作手法の開発などを踏まえた内容としてほしい。また現場で働く人たちに負担を強いることのない職場環境を整えるためにも、情報棟の竣工までに関係部局との適切な情報共有や連携、多面的な議論が重要と考える。イニシャルコストばかりでなく関連するランニングコストも含め、短期だけでなく中長期を見

据えての総合的観点で取り組むとともに、事業予算規模縮小による影響や建築コストの高騰への対策も必要である。放送・サービスの低下を招くことのないよう、課題に遅滞なく取り組んでほしい。

長期プロジェクトにおいてマネジメントの継続性を担保するための適切な管理体制が維持されているかについても、監査委員会は引き続き注視していく。

（２）次期経営計画の策定

NHKを取り巻く環境が大きく変化し、事業予算規模が縮小していく局面において、適切な資源管理とテクノロジーの力でコンテンツの質と量を確保し、1割値下げした受信料額を堅持する意欲的な方針を打ち出したと受け止めている。ただ、事業支出を削減しながらコンテンツの質と量を維持していくのは簡単なことではない。こうした計画が実現されるかどうか注視していく。また、厳しい財政状況ではあるが、地域の情報発信を支える地域放送局の建替を含めたBCPへの取り組みについても適切な対応が求められる。

経営計画に盛り込んだ現場・経営におけるマネジメントの強化や、経営委員会・監査委員会によるガバナンス強化を実行に移し、視聴者・国民から信頼される組織運営につながるよう、監査委員会としても協会の取り組みをしっかりと見ていくなど、自らの役割を果たしていきたい。

（３）働き方・健康確保のための取り組み

継続して点検している勤務実績の中で明らかになってきた過重労働発生の主な原因への対応については、各職場での工夫を盛り込んだ取り組みにより改善が見られる。異動期や選挙など事前に予測できる繁忙業務や災害発生時においても、特定の人に業務が集中しないよう各職場で予

め対策を講じておくとともに、部局をまたぐ業務などにおいては勤務管理の漏れがないよう、引き続き注意をして進めるよう求めたい。

また新勤怠管理システムについては、既製のシステムを導入後、業務の実態に合うよう構築・改善が図られてきていると認識している。今後も適正な勤務管理に資するものとなるようメンテナンスを行っていくとともに、当初の目的の一つにあった工数管理による効率的な働き方の実現に向けた活用についても期待している。なお勤務管理にあたっては、システムに頼るだけでなく上司の目配りやコミュニケーションが不可欠であることも忘れてはならない。

会長は過去に起きた仲間の過労死を忘れてはならないとして、公共メディアとして求められる使命を果たしつつ、自らの健康や人生も大切にするための勤務管理の高度化や、職員の意識改革とあたたかみのある職場づくりを全職員に呼びかけているが、その実現に協会がどのように取り組んでいくのか引き続き注視していく。

（４）適切な経営意思決定プロセスに関する取り組み

「インターネット活用業務に係る調達手続き」に係る稟議事案の再発防止策は第三者の意見も取り入れ、経営委員会と執行部の間でも議論を行い、確認された。また監査委員会でも、その中で示された具体的な施策も含め、執行部から随時報告を受け、必要に応じて経営委員会に報告し意見を述べるなど、経営委員会、監査委員会、執行部が本事案を受けてそれぞれの役割の中でガバナンスの強化に取り組んでいると認識している。引き続き新たな意思決定プロセスに沿った決定状況、マネジメント層のガバナンス機能向上のための人材教育など執行部の取り組みを注視していく。

監査委員会でも指摘した役員間のオープンな議論の必要性については、役員検討会で重要なテーマについて議論・検討が行われている。放

送法では会長が協会の業務を総理することになっているが、重要な案件を決める際には、多様な視点からの役員間での十分な議論を踏まえることが何より大事であり、協会の組織風土改善の第一歩として本検討会が機能していくことを期待したい。

再発防止策には、経営委員会や監査委員会に対する執行部からの情報提供の拡充も掲げられている。協会のガバナンスの一層の強化のため、経営に関する情報が適切なタイミングで共有されることが重要である。新たな経営計画でも「経営委員会・監査委員会によるガバナンス」として経営委員会と執行部による定期的な会議体の設置などが掲げられており、その実現に向けた進捗状況を注視していく。また監査委員会では内部統制強化の一環として、11月以降、決裁されたすべての稟議書について執行部からの提供により確認を行っているが、引き続き監査委員会の機能充実を図るとともに、執行部に積極的な情報提供を求め、さらなるガバナンス強化に取り組んでいく。

3 財政状況の確認

財政の状況について、定期的に経理局から報告を受け、一般勘定および特別勘定であるNHKオンデマンドの予算執行状況を継続的に確認した。また、契約・収納活動状況について、定期的に視聴者局から説明を受け、受信料収納額や受信契約の状況などについて継続的に実情を確認した。

四半期業務報告、連結を含めた中間決算報告および決算報告の査閲により、予算・事業計画の執行状況を確認した。

4 会長、副会長、理事の経費監査

会長、副会長、理事の役員交際費、出張旅費、自動車料等の経費について監査を実施した。その結果、経費処理の手続きは適正であることを

確認した。

IV 経営委員会委員の職務執行の監査

経営委員会委員の職務執行の状況については、原則月2回開催される経営委員会への出席と、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守に関し全委員から提出された「確認書」、および経費監査により確認した。

経費監査については打合せ費、会議費、出張旅費、自動車料等の経費について実施した。その結果、経費処理の手続きは適正であることを確認した。

以上

